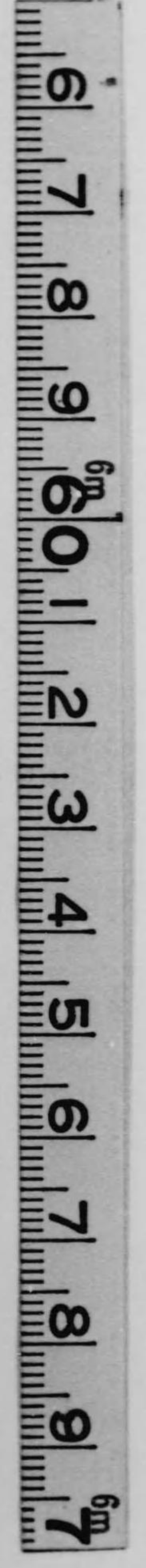
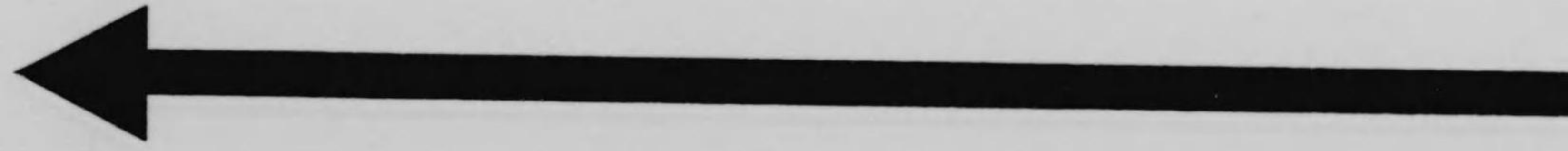




376
76



始



376

76



國民の顧問

第六卷

- 泉 教 □
- 人心觀破法 □
- 願届の書式 □

376-76



- | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 願 | <input type="checkbox"/> 人 | <input type="checkbox"/> 宗 |
| 届 | 心 | |
| の | 観 | |
| 書 | 破 | |
| 式 | 法 | 教 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

大正
7. 8. 1
内交

編局纂編會協民國本日

國民の顧問

第六卷 目次

第壹編 宗教

第一章 神道

第一節 神道の各派

| | | | |
|---------------|---|-----------|---|
| 神道教 | 二 | 大社教 | 三 |
| 扶染教 | 三 | 大成教 | 三 |
| 黒住教 | 三 | 實行教 | 三 |
| 修成教 | 三 | 神習教 | 三 |
| 御嶽教 | 四 | 禊教 | 三 |
| 神理教 | 四 | 金光教 | 四 |
| 天理教 | 五 | 各派の管長と事務所 | 五 |
| 第二節 神社 | | | |
| 社格 | 五 | 伊勢神宮 | 六 |
| 氏神 | 七 | 神職 | 七 |
| 官幣社一覽 | 七 | 官幣大社 | 七 |
| 官幣中社 | 二 | 官幣小社 | 三 |

| | | | |
|-------|---|------|---|
| 別格官幣社 | 三 | 國幣大社 | 四 |
| 國幣中社 | 五 | 國幣小社 | 八 |

第二章 佛教

第一節 佛教の始祖

第二節 日本の佛教

| | | | |
|-------------------|---|--------|---|
| 沿革 | 二 | 華嚴宗 | 三 |
| 法相宗 | 三 | 天台宗 | 三 |
| 眞言宗 | 四 | 淨土宗 | 四 |
| 融通念佛宗 | 五 | 禪宗 | 五 |
| 曹洞宗 | 五 | 臨濟宗 | 五 |
| 黃檗宗 | 六 | 日蓮宗 | 六 |
| 眞宗 | 六 | 時宗 | 六 |
| 佛教各宗派一覽 | 七 | | |
| 第三章 基督教 | | | |
| 第一節 基督教の始祖 | | | |
| 第二節 基督教の各派 | | | |
| 羅馬加特力教 | 三 | 希臘教 | 三 |
| シエシユイット教 | 三 | アルメニア教 | 三 |
| カルビン教 | 三 | ルーテル教 | 三 |

國民の顧問

目次

| | | | |
|-------------------------|-----------|-----------------|---|
| 英國教宗…………… | 三 | 英國非國教派…………… | 三 |
| プレスビテリアン教…………… | 三 | 蘇國教宗…………… | 三 |
| 獨立宗…………… | 三 | バプテスマ教…………… | 三 |
| メソヂスト教…………… | 三 | ユニテリアン教…………… | 三 |
| モラビアン教…………… | 三 | クエーカー教…………… | 三 |
| ユニヴァサリスト教…………… | 三 | プリマウスプレズレン…………… | 三 |
| アルテニス教…………… | 三 | 救世軍…………… | 三 |
| スキーツァンホルグ教…………… | 三 | アービンツァイト教…………… | 三 |
| 我國の基督教會…………… | 三 | | |
| 第四章 儒教其他…………… | 三四 | | |
| 第一節 儒教と道教…………… | 三四 | | |
| 儒教…………… | 三四 | | |
| 道教…………… | 三四 | | |
| 第二節 回々教と印度教…………… | 三五 | | |
| 回々教…………… | 三五 | | |
| 印度教…………… | 三五 | | |
| 第三節 猶太教と波斯教…………… | 三七 | | |
| 猶太教…………… | 三七 | | |
| 波斯教…………… | 三七 | | |
| 第四編 人心觀破法…………… | 三八 | | |
| 第一節 緒言…………… | 三八 | | |

| | |
|--|-----------|
| 賢愚の鑑別…………… | 三九 |
| 品行の鑑別…………… | 四二 |
| 正邪善惡鑑別…………… | 四二 |
| 各部の觀相法…………… | 四四 |
| 眼の觀相法…………… | 四五 |
| 鼻の觀相法…………… | 四六 |
| 耳の觀相法…………… | 四七 |
| 毛髮の觀相法…………… | 四八 |
| 田宅の觀相法…………… | 四九 |
| 印堂の觀相法…………… | 五〇 |
| 面の觀相法…………… | 五一 |
| 聲の觀相法(鼻聲、舌聲、口聲、胸聲、腹聲、丹田聲、先大後小の聲、先小後大の聲、男聲の女、女聲の男)…………… | 五二 |
| 手指の觀相法…………… | 五三 |
| 禍福と病氣の觀相法…………… | 五七 |
| 第六節 性質の色彩…………… | 七四 |
| 世話好きの人…………… | 七五 |
| 頓智世才に長ずる人…………… | 七五 |
| 自信の甚だ強い人…………… | 七六 |
| 貴公子然たる人…………… | 七六 |
| 人を養育するを好む人…………… | 七六 |
| 怒り易く冷易い人…………… | 七五 |
| 正實公明を好む人…………… | 七六 |
| 温順優美の人…………… | 七六 |
| 議論好で氣儘の人…………… | 七六 |
| 勸辯で根の強い人…………… | 七六 |

| | | | |
|--------------------------|-----------|----------------|----|
| 寄衛で勤勞の人…………… | 六〇 | 朝寢で節儉を嫌ふ人…………… | 六〇 |
| 人の下に立つを嫌ふ人…………… | 六〇 | 陽氣で服かな人…………… | 六〇 |
| 嫉妬心の強い人…………… | 六二 | 大膽で怒の深い人…………… | 六二 |
| 争を嫌ひ和合を好む人…………… | 六三 | 剛性で物に凝る人…………… | 六三 |
| 義理深く實行的の人…………… | 六三 | 先廻りが好きな人…………… | 六三 |
| 怒つた様な面の人…………… | 六四 | | |
| 第參編 願届の書式…………… | 六一 | | |
| 第一章 戸籍上の願届…………… | 六一 | | |
| 第一節 出生届の書式例…………… | 六一 | | |
| 出生届…………… | 六一 | 庶子出生届…………… | 六三 |
| 私生子出生届…………… | 六五 | | |
| 第二節 私生子認知届の例…………… | 六六 | | |
| 私生子認知届…………… | 六六 | 認知届…………… | 六六 |
| 胎兒認知届…………… | 六六 | 胎兒死體分焼届…………… | 六六 |
| 第三節 養子届の例…………… | 六一 | | |
| 養子縁組届…………… | 六一 | 養子縁組取消届…………… | 六六 |
| 養子離縁届…………… | 七一 | | |
| 第四節 婚姻と離婚の届…………… | 七一 | | |

| | | | |
|----------------------------|-----------|-----------------|----|
| 婚姻届…………… | 七三 | 新養子婚姻届…………… | 七三 |
| 入夫婚姻届…………… | 七三 | 婚姻取消届…………… | 七三 |
| 離婚届…………… | 七三 | 新養子離婚届…………… | 七三 |
| 入夫離婚届…………… | 七三 | | |
| 第五節 死亡と失踪の届…………… | 七六 | | |
| 死亡届…………… | 七六 | 本籍判明届…………… | 七六 |
| 失踪届…………… | 七六 | | |
| 第六節 家督相続と廢除の届…………… | 七六 | | |
| 家督相続届…………… | 七六 | 選定證明書…………… | 七六 |
| 推定家督相続人廢除届…………… | 七六 | 推定家督相続人取消届…………… | 七六 |
| 家督相続人指定届…………… | 七六 | 家督相続人指定取消届…………… | 七六 |
| 指定家督相続人死亡届…………… | 七六 | | |
| 第七節 後見と親權の届…………… | 七六 | | |
| 後見開始届…………… | 七六 | 後见人選任證明書…………… | 七六 |
| 後见人更迭届…………… | 七六 | 後見終了届…………… | 七六 |
| 親權行使届…………… | 七六 | 親權喪失取消届…………… | 七六 |
| 第八節 入籍、復籍、離籍の届…………… | 七六 | | |
| 入籍届…………… | 七六 | 離籍届…………… | 七六 |
| 離籍ニ因ル一家創立届…………… | 七六 | 復籍拒絶届…………… | 七六 |
| 一家創立届…………… | 七六 | | |

目 次

| | | | |
|----------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 廢家届…………… | 四三 | 廢家(絶家)再興届…………… | 四三 |
| 分家届…………… | 四四 | 分家(絶家)再興届…………… | 四三 |
| 第十節 轉籍、就籍、寄留の届…………… | 四五 | | |
| 轉籍届…………… | 四五 | 就籍届…………… | 四六 |
| 住所寄留届…………… | 四六 | 寄留所變更届…………… | 四八 |
| 退去届…………… | 四八 | 復歸届…………… | 四九 |
| 寄留別變更届…………… | 五〇 | 本籍更正届…………… | 五〇 |
| 第十一節 氏名族稱變更の届…………… | 五〇 | | |
| 名變更届…………… | 五〇 | 氏變更届…………… | 五〇 |
| 族稱變更届…………… | 五一 | | |
| 第十二節 隱居届…………… | 五一 | | |
| 第二章 訴訟と申請書式…………… | 五二 | | |
| 支拂命令申請書…………… | 五三 | 假執行命令申請書…………… | 五三 |
| 支拂命令異議申立書…………… | 五三 | 假住所届…………… | 五三 |
| 執行命令故障申立…………… | 五三 | 假差押命令申請書…………… | 五三 |
| 執行停止命令申請書…………… | 五三 | 供託書…………… | 五三 |
| 不動産假差押申請書…………… | 五三 | 不動産差押執行申請…………… | 五三 |
| 訴訟提起命令申請書…………… | 五三 | 債權假差押命令申請…………… | 五三 |
| 債權差押命令申請…………… | 五三 | 債權取立命令申請…………… | 五三 |
| 訴 狀…………… | 五三 | 答辯書…………… | 五三 |
| 不動産假處分申請…………… | 五三 | 假處分假登記申請…………… | 五三 |
| 訴訟登録閲覧願…………… | 五三 | 口頭辯論期日指定申請…………… | 五三 |
| 訴訟費用額確定申請…………… | 五三 | 控訴答辯書…………… | 五三 |
| 上告答辯書…………… | 五三 | 私訴狀…………… | 五三 |
| 家督相續人選定書…………… | 五三 | 連帶債務貸金請求訴…………… | 五三 |
| 貸借物必要費請求…………… | 五三 | 未成年者行爲取消訴…………… | 五三 |
| 家督相續回復請求…………… | 五三 | 第三章 契約書の書式…………… | 七五 |
| 地上權設定契約書…………… | 七五 | 永小作權設定契約書…………… | 七六 |
| 地役權設定契約書…………… | 七五 | 抵當金圓借用證書…………… | 七六 |
| 連帶借入金證書…………… | 七五 | 贈與契約書…………… | 七六 |
| 債權假差押執行申請…………… | 五三 | 不動產買戻特約書…………… | 八〇 |
| 假執行命令申請書…………… | 五三 | 土地貸借契約書…………… | 八三 |
| 假住所届…………… | 五三 | 請負契約書…………… | 八四 |
| 假差押命令申請書…………… | 五三 | 委任契約書…………… | 八六 |
| 供託書…………… | 五三 | 夫婦財產契約書…………… | 八七 |
| 不動産差押執行申請…………… | 五三 | 土地建物所有權移轉…………… | 八八 |
| 債權假差押命令申請…………… | 五三 | 建物買買ニ付登記…………… | 八九 |
| | | 建物區分變更登記…………… | 九〇 |
| | | 所有權消滅登記…………… | 九〇 |
| | | 地上權設定登記…………… | 九一 |
| | | 永小作權設定登記…………… | 九二 |
| | | 地役權設定登記…………… | 九三 |
| | | 土地質權移轉登記…………… | 九四 |
| | | 建物抵當權設定登記…………… | 九五 |
| | | 土地抵當權移轉登記…………… | 九五 |
| | | 土地抵當權消滅登記…………… | 九六 |
| | | 土地質借權設定登記…………… | 九七 |
| | | 登記名義人表示變更…………… | 九七 |
| | | 建物所有權登記更正…………… | 九八 |

目 次

| | | | |
|-------------------------|-----------|----------------|----|
| 買賣契約書…………… | 九 | 不動產買戻特約書…………… | 八〇 |
| 使用貸借契約書…………… | 一二 | 土地貸借契約書…………… | 八三 |
| 建物貸借契約書…………… | 一三 | 請負契約書…………… | 八四 |
| 建物轉貸契約書…………… | 一五 | 委任契約書…………… | 八六 |
| 和解契約書…………… | 一六 | 夫婦財產契約書…………… | 八七 |
| 第四章 不動産登記申請…………… | 八七 | | |
| 土地所有權保存登記…………… | 八七 | 土地建物所有權移轉…………… | 八八 |
| 土地買買ニ付登記…………… | 八九 | 建物買買ニ付登記…………… | 八九 |
| 分筆ニ付登記申請…………… | 八九 | 建物區分變更登記…………… | 九〇 |
| 建物構造變更登記…………… | 九〇 | 所有權消滅登記…………… | 九〇 |
| 土地建物買買豫約…………… | 九一 | 地上權設定登記…………… | 九一 |
| 地上權變更登記…………… | 九二 | 永小作權設定登記…………… | 九二 |
| 永小作權移轉登記…………… | 九二 | 地役權設定登記…………… | 九三 |
| 土地質權設定登記…………… | 九三 | 土地質權移轉登記…………… | 九四 |
| 土地質權設定登記…………… | 九四 | 建物抵當權設定登記…………… | 九五 |
| 地上權抵當權設定登記…………… | 九五 | 土地抵當權移轉登記…………… | 九五 |
| 建物抵當權變更登記…………… | 九五 | 土地抵當權消滅登記…………… | 九六 |
| 土地抵當設定假登記…………… | 九六 | 土地質借權設定登記…………… | 九七 |
| 建物質借權設定登記…………… | 九七 | 登記名義人表示變更…………… | 九七 |
| 所有權一部贈與登記…………… | 九八 | 建物所有權登記更正…………… | 九八 |

第六卷目次終

國民の顧問 第六卷



教

國民の顧問

宗教 第六卷

宗教は世界に到る所に行はれ、其信徒頗る多く、全世界の信徒を合する時は其數實に十五億四千萬人の多きに達し、宗教を信しない者は世界の人口中實に少數である。而して宗教には其種類も尠くないが、内最も信者の多數を占めて居るのは佛教と基督教で兩教共各々三億以上を有して居る。各教共其信者の擴張と普及とに力め、殊に基督教の如きは非常な

勢を以て進んで居て、將來に於て宗教の競争は益々激烈となるべき形勢を示して居る。現在行はれて居る各宗教の信徒數を見るに佛教、儒教、神道等は約四億人、基督教は新舊兩教を合せて約三億三千万人、婆羅門教は約一億九千万人、回教は一億五千万人、希臘教は約九千万人で、之が分布は左の如くである

亞細亞

- 日 本 神道、佛教、儒教
- 支 那 儒教、道教、佛教、回教
- 印 度 印度教、佛教、回教、耶蘇新教
- 波 斯 波斯教、佛教、回教、耶蘇新教
- 亞利比亞 回教
- 東土耳其 回教、耶蘇新教、希臘教、猶太教
- 露西亞 回教、希臘教、佛教、猶太教
- 和 蘭 新舊耶蘇教
- 英 國 新舊耶蘇教

歐 羅 巴

- 伊 太 利 新 舊 耶 蘇 教
- 獨 逸 新 舊 耶 蘇 教
- 白 耳 義 新 舊 耶 蘇 教
- 佛 蘭 西 新 舊 耶 蘇 教
- 瑞 典 耶 蘇 新 教
- 瑞 士 耶 蘇 新 教
- 丁 抹 耶 蘇 新 教
- 土 耳 古 回 々 教、希 臘 教
- 希 臘 希 臘 教
- 西 班 牙 耶 蘇 舊 教
- 葡 萄 牙 耶 蘇 舊 教

亞 弗 利 加

埃 及 回 々 教、耶 蘇 舊 教
モ ロ ヲ コ 回 々 教

亞 米 利 加

合 衆 國 新 舊 耶 蘇 教
墨 西 哥 耶 蘇 舊 教
伯 西 耳 耶 蘇 舊 教
智 利 耶 蘇 舊 教
秘 魯 耶 蘇 舊 教

澳 太 利 亞 耶 蘇 新 教

第 一 章 神 道

第 一 節 神 道 の 各 派

神道は我日本の國體に基として興つたもので、祖先崇拜と英雄崇拜との結果で、祖先崇拜は子孫の孝道で、英雄崇拜は先人の偉勳を欽慕表彰するものである。吾人の祖先は常に神祇を祭祀して恭敬奉順の誠を致し、神祇の履踐實行を以て人の道とし、其精神はやがて忠となり、孝となり、仁となり、義となるもので、神道の淵源は此所に存して居る。我國に於て現今公認せられて居る神道の各派は十三派である。

神道教 惟神の大道を擴張し、皇國固有の本教を字内に宣揚するを主旨とし、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊邪那岐命、伊邪那美命、天照大御神、須佐之男命、皇孫命、大國主命、天津

神八百萬神、國津神八百萬神を祭神として居る。

大 社 教

は大國主命の經國治幽の神意を奉載し、惟神の大道を明かにし、上は國家に報い、下は其分を盡さしめるのを本旨として居る。而して祭神は大國主命、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、產土神等である。

扶 桑 教

は造化の神徳を尊崇して惟神の大道を修めるのを本旨として、祭神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、月夜見神、彦火瓊杵尊、木花開耶姬命である。

大 成 教

は天神地祇を尊崇し、惟神の大道を宣揚し、天壤無窮の神勅を主旨として國體を擴張し、天叙の彝倫を章明し、人心を感化し、顯幽を一貫し、死生を洞明し、安心立命の基を定めるのを教旨とし、祭神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、伊邪那岐命、伊邪那美命、須佐之男命、大國主命、素山彦弘道命等である。

黑住教 是天照大御神の大道を宣傳するを教旨とし、天照大御神及び八百萬神、教祖宗忠神を祭神とする。

實行教 は皇國の靈嶺である富士山を崇祀して無窮の國體を祈請し、惟神の彝倫を章明し、顯幽に貫通して死生を洞明し、實踐窮行して虛文の弊を矯正し、業務を獎勵して獨立の思想を鼓舞し、親睦を圖つて國家の安寧を希圖するのを教旨として居る。而して祭神は天照大御神、高皇產靈神、神皇產靈神である。

修成教 是天祖三柱の神を道の大原とし、此三神と一體なる至善の心靈を一身の根本とし、之を愛養保存するを教旨とし、祭神には天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊邪那岐命、伊邪那美命、天照大御神、天神地祇、八百萬神等を以てして居る。

神習教 惟神の道、顯幽一致の理、神人感格の理、四魂の理（和魂、荒魂、奇魂、幸魂）、魂心氣の

理、神氣凝散轉旋の理、生死の理、神魂・靈魂、賦與歸着の理を明かにし、顯世の権限を減損して幽世の権限を増益し、飲食を轉換して氣質を變化し、嗜慾を節減して壽命を保壽し、家靈を敬祭し、子孫を息蕃し、姓氏を審辨して事業を奨勵し、凶禍を移轉して吉祥を祈禱し、典籍を講詔して物理を研精するを主旨として居る。而して祭神には天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊邪那岐尊、伊邪那美尊、天照大御神、歷代の皇靈神、天津神、國津神を以てしてある。

御嶽教 は惟神の道により敬神愛國の大義を發揚し、國典に基いて布教傳道するのを主旨とし、國常主尊、大己貴尊、少名彥神を祭神として居る。

禊教 は天理人道を明かにし、敬神愛國の旨を體し、皇上を奉戴して朝旨を遵守するを主旨とし、祭神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、伊邪那岐尊、伊邪那美尊、須佐之男尊、

大國主神、祓戸神、産土神、井上正鐵師の神靈である。

神理教 は其教旨は禊教と同じで、祭神は天之神中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、宇麻志阿志詞、伊弉諾神、天之常立神、國常立神、豐雲野神、宇比遲遲神、須比遲遲神、角杖神、活杵神、大戸乃遲神、大戸乃辦神、面足神、綾根神、伊邪那岐神、伊邪那美神、天照大御神等である。又此教の教誡は神の心に背く事勿れ、祖恩を忘る、事勿れ、社會に背く事勿れ、禍を避け病を癒する神徳を忘る、事勿れ、己が分限を忘る、事勿れ、人は怒るとも己は怒る事勿れ、家業を忘る、事勿れ、教の咎人となる事勿れ、外の教を信する事勿れ等である。

金光教 は信神の正理を論じ、天地の大理を明かにし、愛國心を養ひ、顯幽一致、死生の安心を宣傳し、神々を奉祀し禮典を修行するを主旨として居る。而して祭神は日之大御神、月之大御神、金之大

御神等である。

天理教 は尊皇、敬神、愛國、修徳、明倫、立教、神恩、神樂、安心等の理を明かにするのを教旨とし、國常立尊、國狹穂尊、豐斟尊、大古邊尊、面足尊、惶根尊、伊邪那岐尊、伊邪那美尊、大日靈尊、月夜見尊等である。

各派の管長と事務所 神道各派は右に述べた如くであるが、其各派には各々管長と事務所とがある。即ち左の如くである。

| 教派名 | 管長 | 事務所本部所在地 |
|------|------|--------------|
| 神道教 | 長谷信成 | 東京麻布弁町一三九 |
| 黒住教 | 黒住宗子 | 岡山縣御律郡今村上中野 |
| 修成教 | 新田邦貞 | 埼玉縣北足立郡與野町 |
| 大社教 | 千家尊愛 | 島根縣簸川郡杵築町 |
| 扶桑教 | 突野健丸 | 東京府豊多摩郡澁谷町 |
| 大成教 | 笹田黙介 | 東京市小石川區原町四三 |
| 實行教 | 井上信鐵 | 東京市牛込區東五軒町三八 |
| 神醫教 | 柴田禮一 | 東京市神田區今小川路二 |
| 御嶽教 | 芳村忠明 | 東京市神田區小川町四九 |
| 神宮高壽 | 神宮高壽 | 東京市神田區小川町四九 |

第二節 神社

神社は建國肇世の祖宗及び皇業を輔翼して其偉勳の赫々たる國家の功臣や英雄の靈を祀り、其禮を厚くして上は歷朝之を尊崇恭齋し、下は國民の崇敬仰慕するものである。故に神社は一般の宗教とは其趣を異にし、神道とも亦別義のものであるが、便宜上茲に記す事とした。

社格 神社の社格は官幣、國幣、別格官幣、府縣社、郷社、村社、無格社等があつて、官幣國幣には大中小の別がある。そして官幣社の幣帛は皇室の内帑から奉つられ、國幣社の幣帛は國庫から供せられ、官幣國幣社共地方官が使して之に奉幣する事と

| 禊教 | 榮 眞住 | 東京市下谷區西町二 |
|-----|-------|--------------|
| 神理教 | 佐野伊豆彦 | 福岡縣企救郡企救村 |
| 金光教 | 金光大陣 | 岡山縣淺口郡三和村 |
| 天理教 | 中山正善 | 奈良縣山邊郡丹波市町三島 |

なつて居る。又官幣國幣社の祭祀や修理事務費等は國庫から之を供進する事になつて居る。別格官幣社は國家の功臣を祭祀したもので、假に別格として官幣の列に加へられたものである。府縣社、郷社等は國家の祭典には與らないが、地方崇敬の社としてそれら地方の官公衙から幣饌を奉つる事となつて居る。郷社、村社にして地方官が其神社に参向して神饌幣帛を奉つるものを稱して指定神社といつて居る。次に官國幣社の大祭は即ち國家の祀典で大祭は一年に三度ある。例祭、祈年祭、新嘗祭が即ちそれで、例祭には地方長官が御使として其社に参向して神饌幣帛を奉り、祈年祭、新嘗祭には地方長官が奉幣使として其社に参向して神饌幣帛を奉るのである。そして山城の賀茂御祖神社、武藏の氷川神社、山城の賀茂別雷神社、東京の靖國神社の四社の例祭には特に勅使を差遣され、山城の男山八幡宮、大和の春日神社の二社の例祭には古例によつて上卿代を遣

はされる定めになつて居る。又國家に大事のある時は必ず官國幣社に勅使を立て、奉告を爲されるものである。此外公式の定める所によつて行ふ四時の祭祀を公式祭といひ、又其外に私祭、氏子祭等がある。伊勢神宮は皇大神宮と豐受大神宮とあつて皇大神宮は伊勢國五十鈴川上神路山の麓に鎮座し、天照大神、相殿神二座、天兒屋命、天太玉命を祭り、祭典は十月十七日の神嘗祭、六月、十二月、兩度の月次祭、神御衣祭等が最も壯嚴で、神嘗祭には勅使参向して幣帛を奉り、儀仗兵を發して宮域を守り、又國家有事の際には直に勅使を發遣して奉告し、常に守衛兵を駐めて警備を嚴にせられて居る。而して皇族を親任して齋主として祭祀に奉祀せられ、大宮司、少宮司、彌宜、權彌宜、宮掌の勅任奏任の神官を置いて祭祀事務を掌り、神宮の事務廳を神宮司廳といふのである。次に豐受大神宮は皇大神宮を距る西北約五十町の所に鎮座し、豐受大神を祭り、朝

官 幣 大 社

| 社 名 | 祭 | 神 | 所 在 地 |
|--------|----------------|---|---------|
| 賀茂別雷神社 | 別雷神 | | 山城 上賀茂村 |
| 賀茂御祖神社 | 玉依姫命、賀茂建角身命 | | 山城 下鴨村 |
| 男山八幡宮 | 品陀別命、息長帶姫命、比賣命 | | 山城 八幡町 |

宗 教

第六卷

七

廷の崇敬殆んど皇大神宮と等しく、百事之に準じて僅かの差があるのみである。祭祀事務等は皆神宮司廳で掌り、祭典も皇大神宮と同じく行ふのである。此兩神宮は前記の社格以外のものである。

氏神 之は元、氏の祖神で四時臨時に祖神を祭り、以て子孫の孝道を盡し、家門の隆昌を祈り、其家名を失墜せぬ様にしたもので、中臣氏、藤原氏は其祖天兒屋命を氏神とし、齋部氏は其神天太玉命を氏神としたが、之が一轉して其祖神でなくも由緒のある神を廣く氏神と稱する様になり、又後世に至つては由緒のない神も氏神と稱するに至り、更に

轉じて各地の産土神を以て一般氏神と稱するに至り其地に生れる總ての者を氏子と稱するに至つたのである。産土神といふのは其土地を守護する神といふ義である。

神職 は社格によつて其名稱を異にし、官幣國幣には宮司、彌宜、主典を置き、府縣郷社には社司、社掌を置き、村社、無格社には社掌のみを置いて社務を行ふ事にして居る。

官國幣社一覽 全國に於ける官國幣社及び祭神所在地は左の如くである。

松尾神社
平野神社
大鳥神社
住吉神社
生國魂神社
廣田神社
氷川神社
安房神社
香取神社
鹿島神社
三島神社
熱田神社
日吉神社
日吉神社
日出雲神社
宇佐神社

大山咋命、中津島姫命
今木神、久度神、古開神、比咩神
大鳥連祖神
表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姫命
生島神、足島神
撞賢木殿之御魂神、天疎、向津姫命
須佐之男命、大己貴命、稻田姫命
天太玉命
伊波比主命
武甕槌命
事代主命
草薙神劍
大山咋神
日前大神
國縣大神
大國主神
譽田別尊、比賣神、大帶姫命

山城 松尾村
山城 衣笠村
和泉 鳳村
攝津 住吉村
攝津 高津村
攝津 大社村
武藏 大宮町
安房 神戶村
下總 香取町
常陸 鹿島町
伊豆 三島町
尾張 熱田町
近江 阪本村
紀伊 宮村
紀伊 宮村
出雲 杵築町
豊前 宇佐町

霧島神社
伊弉諾神社
香椎宮
宮崎宮
樞原宮
平安宮
氣比宮
鹿兒島宮
鷓鴣宮
淺間宮
建部宮
札幌宮
宗像宮
吉野宮
臺野宮
樺太神社

瓊々杵尊
伊弉那岐命
神功皇后
神日本磐彦命
神武天皇、五十鈴媛皇后
桓武天皇
伊弉沙別命、日本武尊、息長帶彦命、帶中津彦命
譽田別命、豐姫命、武内宿禰
彦穗々出見尊
鷓鴣草葺不合尊
木花咲耶姫命
日本武尊
大國魂神、大己貴命、少彥名神
多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命
後醍醐天皇
大國魂神、大己貴神、少彥名神、能久親王
大國魂神、大己貴神、少彥名神

大隅 東山襲村
淡路 多賀村
筑前 香椎村
日向 大宮村
大和 白檜村
山城 京都市
越前 敦賀町
大隅 西國分村
日向 鷓鴣村
駿河 大宮町
近江 瀬田村
石狩 圓山村
筑前 田島、大
大和 吉野村
臺野 北
樺太 公園

宗 教

第六卷

月山神社
多賀神社
稻荷神社
大神神社
大和神社
春日神社
石上神社
廣瀬神社
龍田神社
丹生川上神社
枚岡神社
宮崎宮
阿蘇神社
八坂神社
日枝神社
龜山神社
熊野座神社

月讀命
伊邪那岐命、伊邪那美命
倉稻魂命、須佐之男尊、大市比賣命
倭大物主命、櫛庭玉命
倭大國魂神、八千代戈神、御年神
武甕槌命、伊波比主命、天兒屋根命、比賣神
布都御魂劍
若宇迦賣命
天御柱命、國御柱命
高靈神、閻靈神
天兒屋根命、比賣命、武甕槌神、齋主神
應神天皇
健甕龍命
須佐之男命、稻田姬命、八柱御子神
大山咋命
彦五瀬命
家都御子神

羽前泉村
近江多賀村
山城深草村
大和三輪町
大和朝和村
大和奈良市
大和丹波市町
大和河合村
大和三郷村
大和南芳野村
河内枚岡村
筑前箱崎町
肥後宮地町
山城京都市
東京麴町區
紀伊三田村
紀伊本宮村

官 幣 中 社

熊野速玉神社
諏訪神社

熊野速玉神
健甕龍命、八坂刀賣命

紀伊新宮町
信濃諏訪郡

宗 教

第六卷

白峰宮
赤間宮
水無瀬宮
鎌倉宮
井伊谷宮
八代宮
梅宮神社
貴船神社
大原野神社
吉田神社
北野神社

崇徳天皇、淳仁天皇
安徳天皇
後鳥羽天皇、土御門天皇、順徳天皇
護良親王
宗良親王
懷良親王
酒觸神、大若小神、小若子神、酒觸子神
高靈神
武甕槌命、伊波比主命、天兒屋根命、比賣命
武甕槌命、伊波比主命、天兒屋根命、比賣命
菅原道真

山城京都市
長門下關市
攝津島本村
相模鎌倉町
遠江井伊谷
肥後八代町
山城梅津村
山城鞍馬村
山城大原野
山城京都市
山城京都市

| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 |
|--------|-------------------|----|-----|
| 金鑽神社 | 天照大神、須佐之男命 | 武藏 | 青柳村 |
| 金崎宮 | 尊良親王、恒良親王 | 越前 | 敦賀町 |
| 太宰府神社 | 菅原道真 | 筑前 | 太宰府 |
| 生田神社 | 稚日女尊 | 攝津 | 神戶市 |
| 長田神社 | 事代主命 | 攝津 | 神戶市 |
| 海神社 | 底綿津見命、中綿津見命、上綿津見命 | 播磨 | 垂水村 |
| 英彦山神社 | 忍骨尊 | 豊前 | 彦山村 |
| 嚴島神社 | 市杵島姫命 | 安藝 | 嚴島 |
| 住吉神社 | 表筒男命、中筒男命、底筒男命 | 長門 | 勝山村 |
| 吉備津彦神社 | 大吉備津彦命 | 備中 | 真金村 |

宗 教

第六卷

一一一

官幣小社

| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 |
|-------|-----------------|----|-----|
| 大國魂神社 | 武藏大國魂神 | 武藏 | 府中町 |
| 波上神社 | 速玉男尊、伊邪那岐尊、事解男尊 | 琉球 | 那覇 |
| 竈門神社 | 玉依姫命 | 筑前 | 大宰府 |

| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 |
|------|----------------|----|-----|
| 住吉神社 | 底筒男命、中筒男命、表筒男命 | 筑前 | 筑紫 |

別格官幣社

| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 |
|-------|-----------|----|------|
| 談山神社 | 藤原鎌足 | 大和 | 多武峰村 |
| 護王神社 | 和氣清磨、和氣廣蟲 | 山城 | 京都市 |
| 小御門神社 | 藤原師賢 | 下總 | 小御門村 |
| 菊池神社 | 菊池武時 | 肥後 | 隈府村 |
| 湊川神社 | 楠木正成 | 攝津 | 神戸市 |
| 名和神社 | 名和長年 | 伯耆 | 名和村 |
| 阿部野神社 | 北畠親房 | 攝津 | 住吉村 |
| 藤島神社 | 新田義貞 | 越前 | 福井市 |
| 結城神社 | 結城宗廣 | 伊勢 | 津市 |
| 豊榮神社 | 毛利元就 | 周防 | 山口町 |
| 建勳神社 | 織田信長 | 山城 | 大宮村 |
| 豊國神社 | 豊臣秀吉 | 山城 | 京都市 |

宗 教

第六卷

一一三

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|--------------|------|-------|-------|------|-----------|------------------|------|-----------|------|
| 尾山神社 | 野田神社 | 靖國神社 | 上杉神社 | 唐澤山神社 | 四條吸神社 | 東照宮 | 梨木神社 | 靈山神社 | 照國神社 | 常磐神社 | 東照宮 |
| 前田利家 | 毛利敬親 | 明治維新前後以降の殉國者 | 上杉謙信 | 藤原秀郷 | 楠木正行 | 徳川家康 | 三條實萬、三條實美 | 北島親房、同顯家、同顯信、同守親 | 島津齊彬 | 徳川光圀、徳川齊昭 | 徳川家康 |
| 加賀 | 周防 | 武藏 | 羽前 | 下野 | 河内 | 駿河 | 山城 | 岩城 | 薩摩 | 常陸 | 下野 |
| 金澤市 | 山口町 | 東京市 | 米澤市 | 田沼町 | 甲可村 | 久能村 | 京都市 | 靈山村 | 鹿兒島 | 水戸市 | 日光町 |

宗 教 第六卷

一四

國幣大社

| | | |
|------|------|-------|
| 氣多神社 | 大己貴神 | 能登一宮村 |
| 社名 | 祭 | 所在地 |

國幣中社

| | | | | | | | |
|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 大山祇神社 | 高良神社 | 多度神社 | 熊野神社 | 伊豫宮浦村 | 筑後御井村 | 伊勢多度村 | 出雲熊野村 |
| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|---------|-------------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 敢國神社 | 淺間神社 | 寒川神社 | 鶴岡八幡宮 | 玉前神社 | 南宮神社 | 貫前神社 | 二荒山神社 | 二荒山神社 | 豐城入彦神 |
| 敢國津神 | 木花咲耶比咩命 | 寒川比古命、寒川比女命 | 應神天皇 | 玉埼神 | 金山彦命 | 經津主命 | 二荒山神 | 二荒山神 | 豐城入彦神 |
| 社名 | 祭 | 神 | 所在地 | | | | | | |

宗 教 第六卷

一五

都々古別神社
伊佐須美神社
志波彦神社
鹽竈神社
大物忌神社
若狹彦神社
射水神社
彌彦神社
出雲神社
籠神社
出石神社
宇倍神社
水若酢神社
中山神社
安仁神社
忌部神社
大麻比古神社

都々古別氣神
大毘古命、建沼河別命
志波彦神
鹽土老翁神、武甕槌神、經津主神
大物忌神
若狹彦神、若狹比咩神
二上神
天香山命
大國主命、三穗津姬命
天水分神
八種神寶
武内宿彌
水若酢命
金山彦命
安仁神
天日鷲命
大麻比古神

磐城 棚倉町
岩城 高田町
陸前 鹽竈町
陸前 鹽竈町
羽後 蕨岡村
若狹 遠敷村
越中 高岡市
越後 彌彦村
丹波 千歳村
丹後 府中村
但馬 神美村
因幡 國府村
隱岐 郡村
美作 一宮村
備前 大宮村
阿波 徳島市
阿波 板東村

田村神社
土佐神社
西寒多神社
田島神社
住吉神社
海神神社
金刀比羅宮
大洗磯前神社
酒列磯前神社
美保神社
伊太祁曾神社
新田神社
都々古別神社
函館八幡宮
生島足島神社
玉祖神社
諏訪神社

田村神
一言主命
西寒多神
多紀理姫命、市岐島姫命、多岐津姫命
上筒之男命、中筒之男命、底筒之男命
豊玉姫命
大物主命、崇徳天皇
大己貴命
小彦名命
事代主命
大屋毘古命
瓊々杵尊
味鋌高彦根命
品陀和氣命
生島神、足島神
玉祖神、外一座
健御名方神、八坂刀賣神

讚岐 一宮村
土佐 一宮村
豊後 植田村
肥前 呼子村
豊岐 那賀村
對島 木阪村
讚岐 琴平町
常陸 磯濱町
常陸 平磯町
出雲 美保關村
紀伊 西山東村
薩摩 東水引村
磐城 近津村
渡島 函館町
信濃 東鹽田村
周防 右田村
肥前 長崎市

宗 教
伊和神社
眞清田神社
白山比咩神社

第六卷
大巳貴命
火明命
菊理媛命
伊邪那岐命
伊邪那美命

一八
播摩 神戸村
尾張 一宮町
加賀 河内村

國 幣 小 社

社 名
祇鹿神社
小國神社
水無神社
駒形神社
岩木山神社
出羽神社
湯殿山神社
古四天神社
渡津神社
大神山神社

祭 神
大巳貴命
小國神
水無神
駒形神
宇都志國玉命
伊氏波神
大山祇神
武甕槌命
五十猛神
大穴牟遲神

所 在 地
三河 一宮村
遠江 一宮村
飛騨 宮村
陸中 水澤町
陸奥 岩木村
羽前 手向村
羽前 東村
羽後 寺内村
佐渡 羽茂本郷
伯耆 大高村

第 二 章 佛 教

第 一 節 佛 教 の 始 祖

佛教は世界の宗教中基督教と相並んで頗る多数の信徒を有して居るが、此佛教を創めたのは言ふまで

宗 教 第六卷

日御碕神社
物部神社
沼名前神社
都農神社
枚聞神社
神部神社
浅間神社
大歳御祖神社
菅生石部神社
須佐神社

須佐之男尊
宇麻志麻遲命
綿津見神
大巳貴命
枚聞神
大巳貴命
木花開耶姫命
大歳御祖神
菅生石部神
須佐之男命

出雲 御碕村
石見 川合村
備後 鞆町
日向 都農村
薩摩 穎娃村
駿河 宮崎町
駿河 宮崎町
駿河 宮崎町
加賀 福田村
出雲 須佐村

もなく釋迦である。釋迦は神武紀元前三百六十七年西曆紀元前千二百二十七年、印度に生れたが、父は淨飯王、母は摩耶夫人と稱し、釋迦降誕後七日にして母は世を去つたのである。幼にして聰明穎智で、十六歳の時耶輪多羅女を容れて其妃とし、愛子羅睺羅を得たが、釋迦は人生の意義に疑ひを抱き、之を究

明せんとの情が頗る切で、或る時釋迦が城外の遊覽を試みんと欲し、迦毘羅城（釋迦の居城）の東門を出ると一老人が白髮皺面にして腰を屈し頭を低うして杖に縋つて行くのを見たので、釋迦は馭者に其何者であるかを問ふと馭者は是れ年老いた衰弱の人で總ての人は終に皆此くの如く老衰するものなる事を答へた。釋迦は之を聞いて愁然として城に還り、次いで亦城外の遊覽を思ひ立ち城の南門を出てた所途に一人の病者が氣息奄々として汚穢の中に臥するのを見て世態の悲しむべきを感じ、嘆息して城に還つた。次に又外遊を思ひ立ち城の西門から出た所、死人が路傍に横たはつて居るのを見て慄然として三度城中に還り、最後に北門を出た所、沙門が赤衣を着け、鉢を捧げて徐かに歩んで居るのを見て釋迦は馭者に其沙門の何者なるかを聞き、馭者をして沙門の所に至らしめ、車を下りて之を禮し、自らも沙門となるに至つたが、之を所謂「四門の出遊」といふ

のである。

釋迦はそれから入道の念抑へ難く、一夜密かに宮人媛女の熟睡するのを待ち、密かに從僕に命じて愛馬を引き來らしめ、之に乗つて城門を出て、靈山に向ひ、麓から從僕と愛馬を城に還し、事情を父王に報ぜしめ、自分は寶冠繡衣を脱して沙門の姿となり獨り險山に登り、婆羅門の高僧であつた阿羅邏、迦蘭の二仙人に従つて修行した。父王は之を聞いて大いに悲しみ、阿若橋陳如等五人を遣はして釋迦に隨從せしめ、釋迦は二仙人を説いて更に山奥に入り、難行苦行して道を修める事六年、身は衰へ體は疲れたが意志は益々堅くして毫も挫折しなかつた。しかし斷食苦行を以て聖道を證する事の難きを知り、難陀、婆羅の二女の供養を受けて身神を恢復し、尼連河の邊、菩提樹の下の石上に座し、「我若し一切種智を得ずば此座を立たず」といつて誓つたが、神武紀元前三百卅八年二月八日の曉、明星の出現する時

豁然として大悟徹底するに至つた。釋迦は時に年三十で、今より凡そ二千九百十數年前である。之を釋迦の三十成道といふのである。

かうして釋迦が成道してから僅か兩三年の後には釋迦の教を受ける者又は濟度された者等の弟子千二百數十人に達し、ついで成道六年の時舍衛國の須達長者、祇陀太子と共に祇園精舎を建て、釋迦は主として此精舎に於て説法をしたのである。そして一度釋迦の出生地たる迦毘羅城に還り、父王の爲に法を説き、宗族數百人を濟度したが、成道九年の時釋迦の實子である羅睺羅も出家した。斯くの如くにして布教濟度益々多きを加へたが、之を督するに制律の必要を生じ、犯すものある毎に一戒を設け、それが重なつて遂に比丘に二百五十戒、比丘尼に五百戒を作ると至り、又諸部の方等經及び般若經を説き、成道四十餘年靈鷲山に法華經を説き、王舍城に觀無量壽經を説き、是に於て經、律、論の三藏悉く備は

り、王舍城から漸次東に行き、吠舍離城附近に至つたが、當時此附近の地が飢饉の爲に穀價騰貴し、弟子等の布教に困難を感じたから、衆弟子をして五穀豐熟の地に赴かしめ、釋迦は阿羅と共に此所に止まつて居る内に病に罹り、吠舍離を出で、漸次北方に進んで波旬國に至り、華氏の子淳陀の供養を受け、途中涅槃經を説きつゝ、拘遺河の邊に至つた所、渴を感じたので水を飲まんとしたが水が濁つて居て飲む事が出来ず、止むなく面と足を洗ひ、次いで提河の邊に至つて自ら衣を解いて沐浴し、河の傍らなる沙羅雙樹の下に入り、北首西面、右脇して最後の教誡を爲し、夜半に至り釋迦は遂に圓寂したのである。時に我神武紀元前二百八十九年である。

第二節 日本の佛教

沿革 我國に佛教が渡來したのは繼體天皇の十六年（紀元千八百八十二年）二月、梁の司馬達等が佛

像を携へて来て坂田原の草堂に安置した時からであるが、當時は未だ之を信する者は殆んどなかつた。其後欽明天皇の十三年（紀元千二百二十二年）十月、百濟王が佛像、經論を獻じて來たが之が採否の論起り、蘇我稻目は之を受けて禮せん事を請ひ、物部尾與、中臣鎌子等は之を拒む事を奏したので、天皇は之を稻目は賜はつて私かに禮せしめた。稻目は寺を邸内に營んだが、之れ即ち我國に於ける寺の始めてある。其後用明天皇の時、再び佛教存廢の議論起り、廢戶皇子、蘇我氏と力を合せ兵力を以て排佛黨を制したので佛教は始めて我邦の公認宗教となつたのである。後百濟の慧觀が來て三論宗を弘め、尙成實宗を傳へ、道昭は入唐して法相、俱舍の二宗を齎らし華嚴宗は新羅の僧審祥によつて開かれ、又唐の僧鑑眞が來て律宗を起した。之を奈良の六宗といつて居る。尙平安朝に至つて最澄は天台宗を興し、空海は眞言宗を興した。之を前の六宗と合せて八宗といふ

のである。其後佛教は一時衰退となつたが、新に融通念佛宗が興り、次いで淨土宗、禪宗、眞宗、日蓮宗等が勃然として興り、北條、足利は禪宗を信仰し織田氏は日蓮宗に歸依し、徳川氏は天台宗、淨土宗を信じ、各宗共高僧輩出して徳一世を風靡した。而して徳川幕府に至つて佛教を餘りに厚く保護した結果僧侶は何れも惰眠を貪るに至りて何等の進歩發展を見なかつたが、明治維新後基督教の盛況となるに刺激され、幾分其類勢を恢復して今日に至つたものである。次に我國の現在に行はれて居る各宗の由來及び其教義を述べて見よう。

華嚴宗 華といふのは譬への義で、華に生實の作用ある如く、因位の修行には佛果を生ずる功能のある事を表はし、嚴といふのは莊嚴の意で、菩薩因位に在つて修行すれば萬徳を莊飾、圓滿するといふのである。即ち華嚴宗は經典である華嚴經から其宗名を取つたものである。此華嚴本經の義理は無盡緣

起で、此無盡緣起の理に於て信解を起し、觀行を修めて無盡法界に入り、遂に毘盧遮那如來の佛果に至らしめるものである。此宗は印度の馬鳴、龍樹、支那の杜順、智儼、賢首、清涼、宗密の七師の相承する所で淨源法師が勅を奉じて撰んだものである。此宗が我國に傳へられたのは聖武天皇の天平八年七月に、唐の道灌律師が華嚴の典籍を傳へたのが初りである。同十二年十月東大寺の良辨僧正、大安寺の審祥法師を請じて華嚴經を講じて以來、漸次旺んとなつたが天台、眞言の興るに及んで次第に衰ふるに至つた。

虚なく、只中道の眞理を究めて行けといふのである。此宗の傳で我國に傳へられたものは四傳ある。第一傳は孝徳天皇の時、道昭が入唐して玄奘三藏につて此宗を學んで傳へられたもの、第二傳は齊明天皇の四年に、智通、智達之二僧が入唐して玄奘三藏から受け傳へたもの、第三傳は文武天皇の大寶三年に智願、智鸞、智雄の三僧が勅を奉じ、唐の智周に就いて傳受したものの、第四傳は、元正天皇の元龜二年に、玄昉が入唐して智周から受けたものである。此第一、第二の傳は元興寺に傳へ、第三、第四の傳は興福寺に傳へられ、元興寺に傳はつたものを南傳といひ、興福寺に傳はつたものを北傳といつて居る。此宗は往古頗る隆盛であつたが漸次衰へ、今は大和の法隆寺、奈良の興福寺、藥師寺を總本山として居る。

天台宗 は天台大師の弘めた宗で、法華經を中心とし、涅槃經、大品涅槃經、唯識論等をも加へて

ある。其宗義は圓頓の妙旨を顯はすにあつて、圓といふのは我等が一念の心に十略三千の諸法を圓滿して闕減のない義で、頓といふのは我等が一念の心に十略三千の諸法を具足して漸成に非ざる義である。故に止觀明靜の行ひを修め、一念三千の妙理を悟り迷悟染淨、隨緣不變の由る所を知り得て自他の功德を満足せしめるにある。

此宗は桓武天皇の御宇、傳教大師が入唐して天台大師から七世の祖師たる道邃和尚及び行滿座主に從つて天台宗を修行し、尚順曉阿闍梨から密教を傳へられ、倫然禪師から禪法を傳へられて歸朝したのによつて我國に傳はつたのである。現在我國に行はれて居る天台宗は、叡山派(本派天台宗)、寺門派(三井園城寺)、眞盛派(坂本西教寺)の三派がある。寺門派は智證大師を派祖とし、眞盛派は慈攝大師を派祖として居る。

眞言宗 は一名密教ともいつて、其經典たる大

日經の入眞言門、金剛經の眞言陀羅尼宗の「眞言」から其名を取つたもので、眞言といふのは眞實の言説といふ略稱である。此宗の要義は既身成佛を説くもので、肉體は理徳で、心識は智徳である。智は理によつて起り、理は智によつて明かである。故に人が若し菩提心を發し三密加持の行を修め、理智冥合の域に適する時は是れ佛陀となるものであるといふのである。

此宗は弘法大師が桓武天皇の御宇、入唐して青龍寺の慧果阿闍梨から傳へられたもので、現今では高野派と新義派とがある。

淨土宗 は住生淨土宗の略稱で、其宗旨とする所は、老若男女、貴賤尊卑を問はず、自己の執情を捨て、阿彌陀佛の本願を信じ、其名號を稱へて往生淨土の妙果を得るにある。

此宗は高倉天皇の承安五年、源空上人が開創したもので、撰擇集を作つて此宗を建立したのである。

而して現今此宗には鎮西、西山の兩派があつて、鎮西派は單に淨土宗と名づけ、聖光房辨上人を派祖とし、西山派は善慧房證空上人が光明寺を建て、法を弘めたものである。

融通念佛宗 此宗の要旨は自他融通の念佛を以て往生成佛の妙果を證得するにある。而して一人の唱ふる稱名を以て衆人の功と爲し、衆人の唱ふる念佛を以て一人の徳と爲し、又念佛の一行を以て萬行に通じ、萬行を以て念佛の一行に通ずるのである。故に自他互に主となり、伴となつて無窮の功德を爲すものであるといふのである。

此宗は開祖良忍大師が永久五年五月十五日に、二十餘年來常坐して臥せず、精進を累ねた結果、阿彌陀如來から直接に傳承した法門なりと稱せられて居る。攝津大念佛寺を本山とし、開祖から今日まで法統が絶えず、又分派した事もない。

禪宗 此宗は言語や文字を離れて、直に自己の

心地を明め、佛性の眞面目を悟るを以て宗旨として居る。即ち釋尊一代の説法も詮する所は人心をして佛性を開顯せしめんが爲であるから、其心性本來の面目は言語や文字で顯はす事は出来ない深甚微妙の境界であるといふのである。

此宗は達摩大師が魏の少林寺に於て壁に面し九年の間坐して修行したので、其當時の人が斯くの如き宗名をつけたのである。此宗には三派がある。即ち曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗がそれである。

曹洞宗 は達磨大師より六世の祖大鑑慧能禪師が曹溪山に住し、三十八祖の良价禪師が洞山に住した故を以て其山の頭字を取つて名づけたものである。我邦の開祖は越前永平寺の開山道元禪師である。

臨濟宗 は大鑑慧能禪師が傳へた法が更に順次に傳へられて臨濟の希玄に傳へられ、希玄は之を以て一宗を立てたのである。我國の開祖は建仁寺の榮西禪師である。其後分れて建仁寺派、建長寺派、東

宗 教 第六卷

福寺派、南禪寺派、圓覺寺派、天龍寺派、妙心寺派、大德寺派、永源寺派、相國寺派等となつた。

黄宗

は臨濟宗の希運禪師によつて立てられたもので、我國の開祖は明の黄檗山に在つた隱元禪師で、宇治の萬福寺を興して其宗を引いたのである。

日蓮宗

は一名法華宗ともいふもので、龜山天皇の御宇、日蓮上人の開いたものである。此宗は觀念法などといふ高尚の修行に堪へない下根下機の人の爲に唯信心を得て南無妙法蓮華經の題目を唱へ成佛を期すべきを教ふるものである。

此宗には本派(身延山)、妙満寺派(京都妙満寺、祖は日什)、興門派(駿河大石寺、祖は日興)八品派(攝津本興寺、祖は日隆)、本成寺派(越後本成寺、祖は日印)本隆寺派(京都本隆寺、祖は日眞)不受不施派(備前妙覺寺、祖は日興)等である。

眞宗 は又一向宗ともいふもので、此宗は彌陀の本願を信受するを以て往生成佛の眞因とし、一向

に念佛を勤めるものである。即ち一心一向に阿彌陀如來の願力を信すれば即時次生成佛の身と定まるから日夜懈怠なく念佛禮拜を修めねばならぬといふのが宗義である。右の如きを此宗では眞諦門と唱へ、此外に俗諦門を立て人倫の本分を實踐すべき事を教へて居る。

此宗は後堀河天皇の御宇、親鸞上人が創めて唱へたものであるが、上人は其師源空上人の開いた淨土宗の念佛往生の本意を樹立し、阿彌陀如來一佛の稱名を念ずる事を教へたものが終に今日の眞宗となつたのである。此宗には流派頗る多く、本願寺派、大谷派、高田派、佛光寺派、木邊派、興正寺派、出雲路派、山元派、誠照寺派、三門徒派等がある。

時宗 は後宇多天皇の御宇、一遍上人が自ら苦心修行の末、建元元年十二月、熊野權現の託宣に感得したと稱して創めたもので、時宗の名は臨命終時宗の略稱である。平日の行住坐臥、舉手投足に際し

之を臨終の時と心得て彌陀の稱號を怠らぬ様にし、自力他力を分たず、自他の位を捨て、念佛するを要旨として居る。一遍上人が此宗を開くや普く海内を遊行して念佛を勧めたので、上人を一名遊行上人

ともいつて居る。此宗は相模の遊行寺を以て總本山として居る。佛敎各宗派一覽 我國に於ける佛敎各宗派の管長、事務所、寺院、住職は左の如くである。

| 宗 派 | 管 長 | 寺 院 | 住 職 | 事 務 所 |
|-------------|---------|-------|-------|-------------------|
| 天台宗 | 座主不二門智光 | 三、四九二 | 二、〇八五 | 總本山 延曆寺 滋賀縣 阪本村 |
| 同 寺 門 派 | 長吏直林敬圓 | 六四六 | 二七〇 | 總本山 園城寺 同 縣 大津市 |
| 同 眞 盛 派 | 古泉性信 | 四二五 | 三四二 | 總本山 西教寺 同 縣 坂本村 |
| 眞言宗高野派 | 密門宥範 | 二、七二四 | 一、五〇八 | 總本山 金剛峯寺 和歌山縣高野村 |
| 同 御 室 派 | 土宜法龍 | 一、四一三 | 七九七 | 總本山 仁和寺 京都府 花園村 |
| 同 翻 醒 派 | 多田寶圓 | 一、三六八 | 五六八 | 總本山 翻醒寺 同 府 翻醒村 |
| 同 大 覺 寺 派 | 龍池密雄 | 五九九 | 四一九 | 總本山 大覺寺 同 府 嵯峨村 |
| 同 東 寺 派 | 鎌田觀應 | 一八一 | 九六 | 總本山 教王護國寺 京都市 九條町 |
| 同 泉 涌 寺 派 | 泉智等 | 三九 | 二二 | 總本山 泉涌寺 同 市 今熊野町 |
| 同 山 階 派 | 和田大圓 | 一五七 | 五一 | 總本山 觀修寺 京都府 山科村 |
| 同 小 野 派 | 箸藏善龍 | 三〇 | 一九 | 同 |
| 同 新 義 智 山 派 | 瑜珈教如 | 二、八一三 | 一、八一八 | 總本山 智積院 京都市 東瓦町 |
| 同 豐 山 派 | 早川快亮 | 二、九一五 | 一、六〇四 | 總本山 長谷寺 奈良縣 初瀬町 |

| | | |
|-------|------|-----|
| 融通念佛宗 | 梅原靈殿 | 三六一 |
| 法相宗 | 佐伯定胤 | 四三 |
| 華嚴宗 | 簡井寛聖 | 三二一 |

| | | |
|-----|----------|---------|
| 二二〇 | 總本山 大念佛寺 | 大阪府平野郷町 |
| 一七 | 大本山 法隆寺 | 奈良縣法隆寺村 |
| 一七 | 大本山 東大寺 | 奈良市 |

宗 教 第六卷

三〇

第三章 基督教

第一節 基督教の始祖

基督教は云ふまでもなく耶蘇によつて始められたものであるが、耶蘇は猶太のベツレヘムに生れ、父をヨセフ、母をマリヤと呼び、共に猶太教徒であつた。父は落魄して大工を業としたが、其祖先はイスラエル中興の明主ダビデ王統から出たと傳へられて居る。基督は生後間もなく父母に伴はれて暴君ヘロデ王の小兒殺戮の難を埃及に避けたが、王が死んだといふ事を聞いて猶太に歸り、ナザレの地に住んで居た。

年三十の頃、ヨハネ（猶太にあつて道德界の革命

を絶叫した人）の許に至つてヨルダンの河流に洗禮を受け、河邊の野を逍遙する事四十日、此間沈思冥想大いに精神の修養に力めた。其後ヨハネが囚はれたのを聞き、驟然ガリラヤに赴き、東奔西走して天國の福音を説き、衆民の諸病を癒して其聲名頓に現はれた。それから三年の後猶太を巡つて教へを布いたが、猶太教より叛逆者と見做され、あらゆる侮辱を受けた後羅馬代官の命によつて十字架に非業の最期を遂ぐるに至つた。其當日は正午から午後三時に至るまで天地暗澹として物凄く、基督は架上にあつて「吾神也我を捨て給ふや」と高く叫び、之を名残に三時頃遂に水眠し、多くの聖徒は魅り、基督復活の後、エルサレムに入り、多くの人に顯はれた

と傳へられて居る。

基督の教義の要旨は神の意に副はんが爲には唯神を愛するに止まらず、人類互に相愛し、神を慈愛ある父と信じ、人類は皆神の子で、互に兄弟姉妹である。而して基督自身も亦神の子で、神の使命を齎して世を救はんが爲めに天から降つたものであるといふのである。

基督がヨハネの許に赴き、ヨルダン河に於て洗禮を受け、救世済民の聖職を全うして此大宗教を建立したのは僅々三年に過ぎなかつたが、此間に於ける基督の活動は實に素晴らしいもので、最初から基督に随つて其布教を助けた弟子はアンデレー、ヨハネ、ペテロ、ヒリタ、ナタナエルの五人で、後基督は多くの弟子の中から十二人を選抜して使徒の號を與へたが、此十二人は基督教の創業を繼承し其基礎を固めるに非常な努力をしたのである。

基督が十字架に上つてから約三百年間は猶太教及

び猶太政府から非常な迫害を受け、アパウロ、ヨハネは終に教の爲に殉じ、此他多数の傳教者は慘殺せられたが、他の宣傳者は其度毎に益々其信念を鞏めて熱烈となり、斯くして三百年來の慘憺たる苦心經營の結果は美しい花を開き、實を結んで羅馬政府の公認を得て、羅馬の國教となりグレゴリー大僧正の時には教權の獨立を主張して自ら法王と稱し、法王スチーブン三世の時に至つて政治及び宗教の二權を得て勢盛赫々として歐洲を蓋ふ様になつた。其後幾多の盛衰と改革とあつた爲め、多くの新分派を出して今月に至つたのである。

第二節 基督教の各派

羅馬加特力教 之は基督教の總本家ともいふべきもので、其信徒は頗る多い。世界に於て此宗を信する者は約二億人以上に達して居る。我邦に於て天主教と稱するのは即ち此教派である。

希臘教 之は千五十四年に大教正セリユフリユスの時西都の羅馬教會と分離したものである。

ジェシユイット教 之は千五百三十四年に西班牙の一武官に依つて創立せられ、加持力教の決死的別働隊として對外政策に布教したものである。我邦に於て徳川幕府時代にキリシタン宗といつたのは即ち此宗である。

アルメニア教 はアルメニア國に行はれる基督教である。

カルビン教 は瑞西の僧ツキングリーが唱へ出し、佛國人カルビンが大成したもので、舊儀式を排したものである。

ルーテル教 之は我國で新教といつて居るもので、マルチンルーテルが羅馬教會の舊教義に對し、革命的新教義を唱導したものである。

英國教宗 はエリサベス女王の時の至り、前代の舊教的法令を廢し、新教主義の國教を定めたもの

メソチスト教 之は美以教會といふのが即ちそれで、英國大學の學士等が私かに宗教上の結合をして専心要務に盡した所から、此名即ち「守法者」又は「正行者」が起つたのである。

ユニテリアン教 は一神一體説を主張するもので、現今では基督非神説を唱へ頗る思想の自由を尙ぶものである。

モラビアン教 は十五世紀の始めに於て、ボヘミヤの大學教授ジョン、フスがキクリプスの革命説を奉じて羅馬教會を攻撃して大刑に處せられ、其信徒が傳へたものである。

クエーカー教 之は十七世紀に英國人ジョージフオックが唱導したものである。

ユニヴァサリスト教 は聖書の解釋よりも理論上の講究に重きを置き、現世界に於ける罪惡は他日悉く消滅して皆神に救はれるものであるといふのである。

が即ち之れである。一名明督教會とも稱して居る。

英國非國教派 之は英國新教徒の改革に満足せず、カルビンの新説を奉じて急激の革命を望み、華麗の儀式を斥けて教義の統一を守るものである。

プレスビテリアン教 之はカルビンの流れを汲むもので、蘇國の三派は之に屬し、合衆國に勢力がある。

蘇國教宗 一千五百五十九年に改革派のノツクスが其師たるカルビンの新義を唱へてから始まつたものであるが、其後廢止せられ、更に千六百八十九年に蘇人が之を再興した。

獨立宗 は英國非國教派の一種で、信仰の爲に結合する教會を獨立不羈のものとして他の干渉を受けぬ事を主張するものである。一名組合教會ともいつて居る。

バプテスト教 之は専ら洗禮の方法と其實效とを重んずるもので、即ち洗禮教會の原名である。

フリマウス、フレスレン教 は宗徒の人爲的信條及び教義を排して純一の聖書のみを信するものである。

ウルテンス教 之はアルプス山間の一民族から起り、カルビン教に近く、羅馬教の惡弊を改良するものである。千八百五十五年伊太利政府の公認を受けた。

救世軍 之は千八百六十五年英國人ブーフの創始したもので、軍隊的組織を以て基督教を布教するものである。

スキーデンボルグ教 之は瑞典の學士スキーデンボルグの立てたものである。

アービンジャイト教 は蘇國教の僧侶アービングによつて唱へられたもので、基督の再降を信するものである。

我國の基督教會 我國に於ける現在の基督教會は其教派もかなり多いが、文部省の最近に於け

る調査は左の如くである。

| 教 派 | 宣 教 者 | 會 堂 | 信 徒 |
|-------------|-------|-----|--------|
| 天主公教 | 五 | 一五七 | 六六、八一 |
| ハリスト正教 | 二四 | 一 | 一四、八七五 |
| 日本基督教會 | 一八三 | 二七 | 一三、三〇七 |
| 組合基督教會 | 一三三 | 三九 | 一八、〇三三 |
| 日本聖公會 | 一九五 | 一四 | 一七、四六八 |
| 浸禮教會 | 八四 | 五二 | 四、九八五 |
| 日本メソヂスト教會 | 二四五 | 一九 | 一四、四六六 |
| 美 普 教 會 | 三 | 九 | 一、二〇四 |
| 布 美 教 會 | 四 | 九 | 六九 |
| 福音教會 | 二 | 六 | 九六七 |
| 同 胞 教 會 | 二七 | 六 | 一、〇四三 |
| 普 及 福 音 教 會 | 九 | 三 | 二〇五 |
| 日本同仁基督教會 | 五 | 三 | 二七五 |
| 友 會 | 六 | 三 | 二二 |
| 基 督 教 會 | 三 | 二 | 七三 |

| 計 属 | 一、五九二 | 七六九 | 二、四二二 | 一七六、九三三 |
|---------|-------|-----|-------|---------|
| クリスチヤン | 二 | 八 | 三 | 一、二六三 |
| ヘブチバ | 五 | 三 | 六 | 四九 |
| 救世軍 | 〇 | 四 | 四 | 六、九三 |
| アトベンチスト | 一 | 三 | 三 | 七九 |
| 其他の教派 | 三 | 二 | 三 | 三三 |
| 無 所 属 | 九 | 三 | 三 | 二、九八九 |
| 合 計 | 一、五九二 | 七六九 | 二、四二二 | 一七六、九三三 |

第四章 儒教其他

第一節 儒教と道教

儒教は支那の學者によつて説かれたもので、之が創始者ともいふべきは彼の孔子である。儒教の特色は經驗的、政治的、倫理的で、空論に走るを避け、單純に眞理研究を目的とする事なく、人間を以て宇宙の中心とし、倫理を以て一切の大本として居る。而して仁を以て根本思想とし、三綱(父子、

君臣、夫妻)及び五常(仁、義、禮、智、信)の大法を説き、治世済民の道を講じたものである。孔子の孫子思は誠を以て天人二道の合一を説き、門人孟子は性善一元の倫理説を立て、孔子の教を一層明瞭ならしめた。そして其教ふる所は常識的で又實踐的であつたから三千年來支那及び我邦の思想界を支配したのである。儒教の始祖ともいふべき孔子は支那の魯の人で、神武紀元百十年即ち今より凡そ二千四百七十年前に生れ、七十三歳で卒したのである。名は丘、字は仲尼といひ、古聖先王の法度が衰へたのを慨して之を回復して當時の亂世を舜堯の治世に還さんと力めたのである。

道教は老子によつて唱へられたもので、儒教と殆んど同時代に支那に出来た教へである。儒教が經驗をして世界觀の根據とし、其流弊が政治上倫理上に於て繁文褥禮となり、徒らに末節を事として本源的修養に力めない反動として生れたもので、

其教ふる所は人爲を捨て、天真に歸し、慾を制して心を養ひ、宇宙萬物の本體は道である。此道は一定の形體を有せず又一定の名稱を有せず、無名は天地の始め、有名は萬物の母といつて、無名有名によつて本體と現象とを區別して居る。而して道は天地に先立つて獨生獨立し、何物にも支配されず、天地萬物は無名の道の發動によつて生ずるから、萬物は皆其極所に於て道に則らざる事がないと説いて居る。此教の始祖たる老子は姓は李氏、名は耳、字は伯陽といひ、楚の人で孔子よりも少し前に生れた。此教を唱導したもので有名なのは揚子、列子、莊子等である。

第二節 回教と印度教

回教 又マホメット教ともイスラム教ともいつて、マホメットの創めたものである。マホメットは亞刺比亞の首府メッカに西曆紀念五百七十一年

に生れ、少時商業に従事したが、四十歳の時に至つて、宗教の改良に志し、深山の洞窟に入つて沈思冥想し、遂に自ら神の使と稱して此教を唱導したのである。一時政府から迫害を受けたが、後兵力を以て之が宣布を爲す事とし、西暦六百二十九年自家の勢力を以て首府を陥れ、當時盛んに行はれて居た偶像教を撲滅して回々教を亞刺比亞の全土に弘めたのである。

回々教の經典はコーランといつて文章は高雅で美で、内容は教事と教義に分れ、猶太教及び基督教を併用して亞刺比亞人に適する様に作り、妻は四人、妾は限りなしとする一夫多妻主義を許して居る而して唯一眞神の教へを奉じ、マホメットを疑はぬ者を神意に叶ふ者として居る。此宗教の布教は頗る猛烈で、マホメットは自ら左にコーランを捧げ、右に劍を握つて亞刺比亞を統一し、其後東羅馬に入らんとしたが六百三十二年にメジナで歿した。マホメ

ットの歿後は二派に分れ、又近代に至つて一派を加へて三大分派となつたが、此宗教は埃洪國、露西亞、印度、支那、亞比利亞、阿弗利加、土耳其、波斯等に行はれ、侮り難い勢力を有して居る。

印度教 之は婆羅門教の後身ともいふべきもので、婆羅門教は韋陀教から漸次轉化發展して來たものである。韋陀教は利俱韋陀(頌歌集)夜珠韋陀(祭詞及び典禮)婆磨韋陀(歌詠集)阿闍婆韋陀(頌歌録)の四典籍が有つて、天然の光明現象や物質を神格として崇拜し、之を祀つて其助力を仰がんとしたものであつたが、後に至り其説を一層幽玄神秘なものとする様になつた。其後社會制度及び宗教思想に一大改革を爲し、婆羅門教を生ずるに至つた。其教義は韋陀教の多神教から脱化して凡神教となり、一切萬有は梵天から分出し、一切の萬有は梵天の中に同一共通の生命を有し、人生最上の目的は差別相を脱離して其根源なる梵天の中に復歸するものである。

そして之に達するにはあらゆる苦行を忍ばねばならぬといふのである。かうした教を説いた婆羅門教は一時非常な勢力を有して居たが、釋迦牟尼の出づるに及んで反抗せられ、一時頗る衰ふるに至つた。其後數百年を経て、再び其勢力を恢復し、從來の婆羅門教に改良を加へたのが即ち印度教である。而して釋迦の歿後凡そ千年にして印度教の偉人商羯羅といふ者が出で、佛敎は其打撃を受けて殆んど倒れ印度教は數派に分れて更に新機運を作り、幾多の改革と變遷とを経て今日に至つたが、今日に於ても印度民族は此宗教を信仰する者が頗る多い。

第三節 猶太教と波斯教

猶太教 は猶太人の祖先であるアブラム及びモセスの傳へた訓令を守り、エホバを信する宗教である。此宗教はヘブリューの原書になる舊約書によつて十三條の規律を設け、エホバは人の意思行爲を

洞察して善を賞し、惡を罰するものとし、救世主の世に出づる時は死者の魂は再び蘇生するものと信じ基督の如き神の子と爲すを許さぬものである。今は二派に分れて居るが、共に土曜日(安息日)とし金曜日の日没と土曜日の朝とに禮拜を行ふ事になつて居る。

波斯教 は火教とも又ゾオロアステル宗ともいふつて、ゾオロアステルの創めたものである。此宗教は一つの神があつて、其次に善惡の二神があり、善神は惡神に勝つて世界人類の再造と永遠の幸福とを占得し、茲に人間は理想的境地に至る事が出来ること説き、而して百折屈せずして善を守り惡を防ぎ、善を守るに勇猛でなければ惡神の襲撃を受け、惡を防ぐ事が堅固でなければ善神の加護を受ける事が出来ないものであると教へたものである。

第二編 人心觀破法

第一節 緒言

人の心は千種萬様で、地球上に生存する人類の十數億人は皆其心及び形相を異にして居る。或る者は短氣であり、或る者は氣長、或る者は賢、或る者は愚、或る者は事業家に適し、或る者は學者に適し、或る者は農に、又は商に、若しくは工に適し、各其長所と短所とを有して居る。斯くの如く種々の心と形相とを異にして居るのは其人の天稟にもより、又修養によつて差異を生ずる者であるが、是等の特色は自ら其人の形相の上に表はれて居る者である。人の形相は獨り生れつきのみによつて出来るものではない。其人が幾多の修養や經驗を積めば、其形相も亦自ら變化して來るものである。即ち言葉を換へ

て云へば先天的と後天的によつて其人の形相は出來て來るもので、例へば幼少の頃には比較的愚人の如き者が幾多の辛酸を嘗め、修養と研究とを重ねて却つて賢人となるが如き例は珍らしくない。而して賢人になつてからの形相は幼少の頃の形相と全く變つて了ふ様な事も亦珍らしくないものである。而し只茲に注意すべきは其人の先天的の性質は或る程度迄之を變化せしめる事は出来るが、全然之を除去する事は出来ない。又先天的の性質は教育其他によつて益々之を伸ばす事も出来るものである事を忘れてはならぬ。先天的の性質を益々伸ばせば所謂天才なるものとなるが、天才者の形相は人心の觀破法より見て最も著るしい特色を有する者である。修養と四圍の事情とによつて其人が先天的の性質を甚たく變化した場合には形相も頗る複雑し、其人心を觀る上に熟練を要する事となる。而しながら人心を觀る事は恰かも醫者が患者を診察するが如きもので、熟練せる

醫者は患者の診斷を誤まらぬ如く、人心の觀破法に熟練した者は人の心を観るに些しの誤りもなくよく適中するものである。吾等が多くの人と接し、社會の一員として世に處して行く上にはどうしても人間の研究を忽にしてはならぬものである。此點から見ても此人心の觀破法は吾人に必要なもので、今茲に述べんとするのは力めて専門的研究を避け、吾人が日常の交際上必要と認むべきものを撰ぶ事としたが、之は何れも心理學性相學等の上から研究したものである。

第二節 賢愚の鑑別

人の賢愚を識別するには各方面から見て判斷せねばならぬが、左に最も判り易く述べて見よう。
 □眼の丸いのは目の智才があつて永遠の智力に乏しく、眼の細く長いのは遠きを考へ過ぎる癖がある丸いのと細いとの中正を得たのがよい。

□眼の上つてあるものは一般に疴癢の強い事を表はし、下つたのは自信の乏しい方である。
 □眼光がすすしく黒白が判然として居るものは其心性が清醇で、文學詩歌の才があり、自信が深くして外界の誘惑に堪へ、且つ同情に富むものである。そして此眼が眉毛が黒くて甚だ濃くなく、睫毛が甚だ多くないものは殊に前の如き性質を有して居る。又眉が太くて濃く、睫毛も亦甚だ濃いものは其情の方が智の方よりも勝つて涙脆く、決斷力が乏しく、婦人の如き事に迷はされ易い性を表はすものである。
 □眼の白色部が勝つて居るものは小才があつても大才に乏しく、又黒色部の茶褐色なものも小才があつて遠大の考へがない。
 □耳の肉が薄いものは多く小才子の方で、厚きに過ぐるものは温良であるが目の機に鈍く、氣が利かぬ方である。耳朶の肉が甚だ小さくして無い様に見えるのは小才があつても仁心や徳性に欠けて居る。

而し他によい相のあるものは必ずしもさうともいへぬ。

□口の大きなのは愚といふ方であるが、若し口角に力があつてしまりある者は却つて大才があるものである。

□鼻の肉がしまつて硬いのは片意地の風があつて智才もあるが、人と圓滑でない。柔くして肉にしまりがなく、様なのは智才があつても其考ふる所を決行するに甚だ躊躇するものである。而し文學美術等の事には人に勝る才がある者である。

□頭部の毛髪の赤いのは一定の見識なく、大才もないが、小事には目が届くものである。毛髪の黒いのは遠大の思考を爲すの性を有し、縮れて居るのは頓才がある。而し褐色で縮れて居るのは遠大の智に乏しい。黒くして甚だ緻密なものは思考の力に富み、粗にして褐色なのは思考をする事を好まない性を有して居る。

□顔面の色澤が蒼白いのは思考の力は深い、疑ひ多く爲に躊躇するを缺點とす。黄色を帯びて居るのは才力があつて希望の慾も強く忍耐力もある。紅色なのは機智はあるが感情の力が甚だ強く忍耐力が乏しい。黒褐色を帯びて居るのは剛氣の性がある才力には富まぬが決行力がある。但し日にやけて黒褐色になつたのは別である。若し婦人で黒褐色を帯びて居るのは頗る執心深いものである。白くて光澤のあるのは男女共賢明の性を有して居る。

□額の狭いのは賤陋の性を有して居るが、皮膚に肉があつて厚く見えるのは智才がある。又肉が薄くて皮がたる如く見えるのは智才が乏しい。

□耳の上部が聳え立つて居るのは才がある。又丸く下つて居る鉛筆も挿まらぬ様なのは痴鈍の性を表はすものである。

□鼻の根部の兩眼と兩眉との間が廣いのは機才に富み、婦人は温良の性を表はすものである。兩眼と兩

眉の間が甚だ狭いのは男女共疑心が深く推辭が強いけれども智才がある。此智才は學者には適せず商人の機才に適するものである。

□眼の上つて鋭いものは商機は有るが才力が乏しい。眼尻が下つて皺の少ないのは大いに商機に富むものである。

□婦人の手の拇指が割合に小さく、指先部が細く尖つて居るのは小才があつて些々たる事にやかましいものである。

□頭の腦天に瘤の如く高く丸い骨のあるのは尋常人と異つた智才がある。そして其高いのが長くなつて前頭部に至つて居るのは自信が深く剛情の性を有し智才は少しく前者に劣るものである。

□前頭部が板の様に鋭く眉に達し、眉に至つて突起する者は一局部の觀察に耽る性を有し、一般の機才に乏しい。此種の人は専門的研究を爲すに適する。□兩耳の上部に當る左右の頭骨にふくらんだ突起の

あるものは權謀の才に富み、陰險で秘密的に思考を爲す性を有して居る。

□指の頭が太くて廣く、筥の如き者は理想に長じ、尖つて細く圓錐狀をなしたのは物質的の智才に長じて居る。

□舌の尖つて細いのは才智はあるが、徳義の心が薄く、丸くて太いのは才は乏しいが詩歌の才に富むものである。

□鬚髯の甚だ濃いのは智があつて才に富まず、甚だ薄いのは才があつて智に乏しい。中正のものは才智全く、縮れたのは機智があつて遠大の智才がない。

□音聲の清朗なのは聰明の性であるが、男子にして女子の如き聲は小人である。

□腮の肉が満ちて居てしまりのあるのは智力があつて機を見るの明がある。而ししまりのないのは徳性はあつても、才は純いものである。

第 三 節 品 行 の 鑑 別

- 婦人が物を云ふ時口中に多く液を含む様なのは多淫を表はすものである。
- 婦人の眼の上瞼が弓状を爲し、下瞼が一字となり、眼中に涙の潤ひ多いのは性頗る淫奔なのを表はすもので節操薄く、氣の移り易い性である。
- 婦人の鼻が餘り高いのは悪く、目の大きいのもよくない。
- 婦人の眉が笑ふ毎に皺を表はし、八字眉の風を爲すのは多淫の性である。
- 婦人の手の拇指が大きなものは貞節で實性があり拇指が小さ過ぎるのは淫情が多いものである。
- 眼の黒球が茶色又は黄色を帯びて居るのは男女共淫情多いものである。
- 目尻に赤色を帯びた焦色を表はす時は不義の淫行を爲すものである。

- 兩眉の間から額にあたつてつやのない赤色の斑點が散在する時は多淫である。
- 鼻頭に青氣があつて光澤がある時も不義の淫行の相である。
- 目の周圍が桃色でとりまき、頬の上部、額骨部に黒を帯びて垢のついた様な色が表はれると不義の淫行を免れない。
- 男子の唇が紅色に過ぎると、婦人の唇が黒色を帯びると共に荒淫の相である。

第 四 節 正 邪 善 惡 の 鑑 別

- 人と談話する時に常に頭を低く垂れて顔を傾け、要なき言葉に笑を含んで對話するは心卑くして邪の性がある。
- 眼に光があつてきよろづき、何となく物靜かでない風があるのは心性がよくない。物を視る時に額で見ることが如きも邪の心があるを表はすものである。又

- 眼と頭と共に動き、瞳の位置常に眼の中心にあるのは正直の人である。
- 眉と眼との間が廣くて肉があつて光澤のあるのは同情に富み、此肉が薄いのは情よりも智才の方が勝つ相である。
- 鼻の頭が高く尖つて釣の如く下に向つて驚の嘴の様なもの残酷の性があつて人の情義を顧みない人である。
- 人と談話する時に唇を甜めながら語るのは虚言を好む相である。但し唇に疾のあるのは別である。
- 人に物語りする時に眼を閉じて云つたり、眼を開いても視ないで只向つて居るばかりだつたりするの人は人の氣を計る心があつて口より外に腹に一癖ある人である。
- 唇の色が紅色で甚だ光澤がよいのは温良の相。
- 耳の形が丸く小さいのは心が小さくて怯であるが心は善である。形が長くて大きく顔色よりもよいの

- 善良で人を憐れみ、善を施す人である。
- 腮の骨の耳の下部に當る部が大きく開いたものは慾心が深く甚だ吝嗇な性を有し、慾の爲には善を忘れる人である。
- 鬚髯の生え揃ひが甚だ濃くなく、太くないのは心が善良で、若し兩方の頬の後部がない人は普通の人より異つた氣質を有する偏屈の人である。けれども心は善良である。又鬚髯が縮れないで伸びくしたものは温良の人である。
- 顔の色が蒼白で灰の様なのは邪で、黄紅で潤澤なものは正直である。
- 眼が細くして上下の瞼に肉があつて、睫毛が濃く形が半月状をして笑つた様な形を爲し、眼の黒白が判然として居ないものは人の隙に乗じて奸策をなす人である。
- 談話中唯々として應じ、氣に適ふ様にする者は相手の言ふ事を甚だしく妄信するか、さもなければ甚だ

陰險な人である。但し正直でも怯弱なる爲め、人の言語に反抗する事が出来ずに應ずる者は又別である。正直な者は多くは人の氣に合ふと否とに拘はらず己れの意を直に言ひ、直ちに行はんとする風がある。又邪な人は己の意中は兎も角、先づ人の氣に合ふ様にし、機を見て己れの意を果さんとするものであるから、其言ふ事が頗る婉曲である。そして己れの意に叶はなくとも反抗せず、却つて賞嘆し、面白くない事までも面白氣に裝ふを常とする。

よく知らない事を知つた振りして饒舌つて得意がる人は心はさほど悪くはない。只此の人は智が淺く眼識が狭いものである。

第五節 各部の觀相法

人の顔は頗る複雑して居て、之を一々鑑別するには幾多の研究と熟練とを要する事は勿論であるが、之が順序として先づ顔面の各部の名稱を述べて見よ

う。



舉げて見れば、山林(左右)驛馬(左右)交友(左右)田宅(左右)魚尾(左右)天中(一局)官祿(左右)印堂(一局)命官(一局)食祿(左右)兄弟(左右)子孫(左右)骨(左右)法令(左右)人中(一局)準頭(一局)口角(左右)承鬢(一局)地閣(一局)命門(左右)轆骨(左右)淚堂(左右)奴僕(左右)日月角(左右)等で、茲に掲げた圖は其側面である。

顔面を人相上から細別すると百二十部に分れて居るが今其重要なものを

一、眼の觀相法

眼は人の相を表はすともいはれて居る位で、觀相上最も重要な部分である。

眼の黑白分明なのは賢良の人で、眼中に紅筋の纏ひあるのは剛性の人である。眼が長くして秀で、且つ神采あるのは富貴福壽の相で、黒眼が大きく光明なのは多才多藝の相である。

眼常に潤ふる者は多く色を好み、眼の深いものは資財に乏しく、眼蓋が深く陥つて且つ黒いのは子嗣に宜しくなく、眼肉に黒子があつて斜視なのは奸淫の相である。

瞳が車輪の如く黄色なものを鶏眼といつて横死の相で、殺生を好むものである。

眼尻の下つて居るのは物事總て埒があかない。女子は淫亂である。

目の白球が青いのは物事が調ひかゝつたのを疝癰

の爲め自ら破るものである。女は毒惡の性を有して居る。又白球に斑點のあるのは百事成就し難い相である。

三百眼の人は好んで僞行を爲し、又虚言多き相である。

目の下瞼が一文字で、上瞼は弓の如くなつた居るのは淫亂である。

瞳に煙の如き曇りあるのは近い内に目を患ふか又は大難が来るものである。

眼の瞳が常に上部に位する者は心が高く、人に負けるを嫌ひ、希望が大きい相である。若しそれが女ならば精神病などがあつて亂心の相である。又瞳の位置が常に下にあるのは奸策をなしたり盜心がある相である。

眼光が浮んで露はれ、鶏眼なものは盜心がある。

眼が半ば開き半ば合ふのは愚の相である。

眼が開いて四方が白いものは良心がない。

- 眼の一方が大きく、一方が小さいのは妻を畏れる人。
- 眼が蒙昧で神なく、視る事虎の如き者は賊心がある相である。
- 眼に神あつて光が隠れて居るのは多く慈善を行ふ人。
- 眼に魚尾多きは子に宜しくなく妻を害する。
- 眼が小さくして面が大きき者は災禍がある人。
- 面が小さくして眼が大きき者は盜難に罹る人。
- 視る事不正なる人は剛介で、上方を視る人は傲慢下方を視る人は多く奸、斜視（病氣は別とす）は多く盗心があり。眼光の浮ぶのは多淫である。
- 内に眞神を含み、外光が輝き、見るに力があつて人の面を射るが如きは貴き相である。
- 眼が細くて長くなく、尖つて居る者は物を謀む人
- 視る事定まつて眼光出で動かすして自ら明らかに或は隠れ、或は焰の如く、其光が柔和なものは聰明

二、眉の觀相法

- き沈み多い相である。
- 眉骨高いのは剛情で忍耐が強く、氣短くて孤獨の相。
- 眉がしらの毛が他の毛に反し、反對に向ふ者は養子の相である。
- 眉が上下に飛尖し、交錯するものは未成年に觸る相で、禍父母兄弟に及ぶ事がある。
- 眉毛が破れて薄いものは兄弟親戚に便りとなるものなく、又人の上に立てない相である。
- 眉毛太く濃きは妻を剋し、住居に苦勞する。眉の左右が揃はずして一は高く、一は低いのは腹變りの兄弟がある相で、目に近きを實の兄弟とし、目に遠いのを別腹の兄弟とする。
- 眉の清秀にして長いのは聰明である。
- 眉が粗にして濃かに、逆にして亂れ、短くして縮む者は兇頑である。
- 眉が長くして眼を過ぐる者は富貴で、短くして眼

- で顯達する相である。
 - 瞳の開いて締らないものは百事成就しない相である。
 - 魚尾の二つに分れたのは心が善でなく、不幸が多い相である。
 - 魚尾が分れて筋三つありて顴骨にかつたのは悪心あつて辯舌巧みに人を殺すものである。
 - 魚尾の曲る者は淫亂で男女共に密夫密婦の罪を得る者である。
 - 魚尾のない者は一生不幸で終り、人品も良くない
 - 瞳は浮いて居るのはよくない。人に難ある時は浮くものである。
- を覆はぬ者は貧賤である。
- 眉の立つ者は剛で、垂れる者は懦である。
 - 眉中に黒子ある者は聰明にして賢、眉高く額中に居る者は大貴、眉長くして白毫を生ずる者は長壽である。
 - 眉の上に直理の多い者は富貴で、眉の上に横理の多い者は貧苦である。
 - 眉の周圍に毛の多く生ずるは人を助け、己も亦助けられる相である。
 - 眉毛の齊しからざるは百事遂げざるの相で、眉毛の首尾短きは金錢に不足する相である。
 - 眉が粗くて眼を壓する者は其心が善くない。
 - 眉がまばらで散るが如きものは平生財資が裕かでないが不足もしない相である。
 - 眉が短くてまばらに、目の長いものは初年に富んでも後は貧しくなる相である。
 - 眉が粗くて尖つて居る者は表面柔和の如きも、其

- 心は奸險である。
- 眉粗くして濁りを帯び、濁る中に清める所がある者は親戚と親しくなく、子を得る事が晩い。しかし貴人の助けを得て榮達する事がある。
- 眉の前が清くして後まばらに散ずる者は初年より中年に亘つて富を得、名を擧げ晩年も亦よい。
- 眉が秀で、長く、尾の疎なるものは兄弟睦ましく榮華に朋友も多いものである。
- 眉毛が短くして秀でる者は信義を重んじ約束に違はず忠孝仁義を行ふ人である。

三、鼻の觀相法

- 鼻の穴が大きな者は命短く、小なる者は吝嗇である。鼻の先許り高い者は勢強く、福が多く、善惡共に強い人である。
- 鼻梁高く立つて肉のある者は長壽の相である。
- 鼻の剛は心も亦剛で、鼻の軟い者は心も亦柔である。

- 鼻が殊に大きくして口が小さな者は妻子に縁薄く子あれば辛苦ある相である。
- 小鼻の高く立つて居る者は勢強く、危い事があつても免れる事が多い。
- 小鼻が無い様に小さいのは子に縁薄く福分が少い。
- 鼻が瘦せて居て骨立つ者は心がよくない。
- 鼻に梁理ある者は他人の子を多く養ふ相。
- 鼻常に赤い人は分限より高き事を望み、而かもそれが失敗する事が多い。
- 準頭に小孔があつて垢たまり黒子の如く見えるのは變死の相である。
- 鼻の根元に段があつて烏の喙の如きは自分勝手の人。
- 鼻の中途に肉起り段があつて豐滿なのは親切にして智慮がある相である。
- 準頭が青いのは下部に病があり、赤いのは投機の

- 企てを好む相である。
- 鼻の元、兩目の間廣き人は丁寧念入の心が無い。
- 鼻が尖つて天狗の如き者は心が好である。
- 鼻が短い者は氣も亦短く、命も長くない。
- 鼻が長い者は氣が寛かで命も亦長い。
- 命宮(兩目の間)に骨が起つて居る者は物の權衡を計るに巧みである。
- 鼻の中途に横筋のある者は中年に大失敗がある。
- 鼻の梁に紋理があつて長いのは三十五六才頃に男は劔難があり、女は産の厄がある。
- 兩目の間鼻柱の廣く大きなものは彫刻書畫に適する。
- 鼻が豊かにして準頭齊しく、山根(兩目の間)直ちに聳えて伏犀の如く、鼻梁方正にして偏らず曲らざる者は位尊きに昇るものである。
- 鼻が圓融にして鼻孔を露はさず、小鼻も亦無きが如くにして偏らず、曲らず、山根が大きなものは富

四、口の觀相法

- 貴にして名聲を揚げる相である。
- 鼻が大きく、準頭が豊かで小鼻も亦豊かで、山根年壽に高低がないものは富貴の相である。
- 鼻が豊かで齊しく、鼻根大きく、小鼻も亦分明なものは富を爲す人である。
- 鼻が豊かで齊しく、準頭圓いものは心情が寛濶で、仁義を行ひ、自然に福祿ある相である。
- 鼻梁高く、眉と眼の間開き、毛髮粗く面濶く、身體寛廣なものは大量で英豪の人である。
- 口角上る人は貴く、文學に宜しく、下る人は實情なく人に憎まれる。
- 上唇の出るは粗忽で、下唇の出るは理屈ばる。
- 口閉ぢて小さく見え、開いて大きな者は大貴の相。
- 口の大きな者は望む事大きく、家を破る事がある。
- 口の小さなものは心も小さく、少しの事に驚く相。

- 齒なみのよいのは言語に實を含み、齒なみの悪いのは虚談が多い。
- 唇の上下共に厚いのは忠信の人で、薄いのは之に反する。口角に締りのある者は心に締りがある。
- 口中に水氣多く涎の如くあるは片親に早く別れ、子に縁が薄く養子に行く事がある。
- 齒が小さくして白く短いものは人の上に立つ事が出来なく、劔難がある人である。
- 牙の尖るは肉食を好み、牙の末廣いのは野菜を好む者である。
- 齒の長いものは福がある。
- 齒が口腔内に向ひ屈して居る者は極めて執念深き人である。
- 門齒の左右の齒が尖るものは親族の交りがよくない人。
- 口が小さくて摘んだ如く見えるのは刑剋貧寒の人である。

- 唇が薄くて色が黒灰に似たものは短命で福祿が少い相である。
- 女子の口が赤くて丹の如きは夫に縁がある。
- 男子の齒が白くて唇の紅なのは妻と睦しい。
- 口が齒を常に露すものは事があつて遮り難い。
- 口が大きく面が小さい者は歌を好む人である。
- 口大きく面が方形なものは食祿ある相である。
- 舌は薄からず厚からず赤くして潤澤あるのがよい。
- 舌が長く鼻を嘗めるが如きは孤獨の相である。
- 舌の常に上顎に附くはよく、舌の下齒の附くは悪で、上齒に附く者は才がある。舌の先が尖つて居るのは虚言を言ふ者である。
- 唇が齊しくして牙を露はさず、唇が紅で朱の如く笑つて齒を露はさぬ者は富貴榮華を享くる相である。
- 口の兩角が上に向ひ、齒白く唇が紅なものは文章家として聲名を得る。
- 口が上弦の月の如く兩唇が豊かで厚く、丹の如

- 神氣爽快なものは晩年富貴となる。
- 兩唇が厚く豊かなものは平生衣食に足り、濁中に情を帯び、智識ある者は富貴となる。
- 口が潤大でよく拳を容れる様なものは、貴くならなくも大いに富むものである。
- 鬚がなくて口長く尖り、兩唇も薄いものは飲食を貪つて人に嫌はれ、貧賤で不幸多き相である。
- 上唇が長くて粗潤、下唇が尖つて角がある者は、内心が奸險で人を誘り、一時幸福を得る事もあつても後に敗る者である。
- 口が火を吹く如くで開いて收まらぬ者は生活に苦しみ衣食に困る相である。
- 口角が下に向つて破れ、覆つた船の如く、兩唇の色が牛肉の如き色をして居る者は一生貧困の相である。

五、耳の觀相法

- 耳の小さなのは心怯で涙弱く、大きなのは寛大である。
- 耳朶の小さなのは短氣ではあるが、才力があり、誠實が少ない人である。
- 耳朶の大きくして厚いのは心が豊かで、才は少ないが誠のある相である。
- 耳が目よりも上にあがる人は人の師となる相。
- 耳が頭に着いた如きは大いに名を揚げる相。
- 耳の中の輪が出て居るのは弟の相である。
- 耳の聳え立つて居るのは智があり、低く下るのは智が少ない。
- 耳の輪に黒子のあるのは上部は吉、下部は凶。
- 耳の色は白いのは名揚り、黒いものは運が塞がる。
- 耳門の潤いのは量が大きくて聰明である。
- 耳門の狭いのは量小さく見識が狭い。
- 耳堅く厚くして大いに肥え、色が紅潤なものは富貴となり長命する相である。

- 耳が圓くて輪郭が宜いものは家を興し、貴きを得るものである。
- 耳が小さくて輪郭も亦缺けて居て人と相對して耳の見えない様なのは心は奸險であるが、威儀のあるものである。
- 耳の眉より高き事一寸、耳の色が面よりも白い者は富貴にして朝野に名を知られるが、子なくして晚年孤獨となる事がある。

六、額の觀相法

- 額が板の如くそいた様な人は心鋭く、又故郷を去るものである。
- 額の皮が厚くして三紋正しく存するは貴い相である。
- 額の中央が峯形に凸起し、横紋の細く重つて居る者は狡猾である。
- 額にきれ々々様々の細紋のあるのは常に困難が絶

- えないものである。
- 額の狭いのは賤しくて慙深く若い時に辛苦する。
- 額が常に油を塗つた如く光澤のあるのは辛苦心に任せず、願望が容易に成らぬものである。
- 官祿に小筋多く累るは大いに辛苦し、婦人ならば吉相である。
- 額に皺の多きは世話多き人で、婦人の額に皺の多いのは夫の權を奪ひ、淫亂孤獨の相である。
- 天庭(天中の下部)は聳ゆるのがよく、官に就けば榮進し、又は長壽である。
- 五指を額に當て、其所に骨のある者は徳行の人である。
- 額の紋一本なのは悪しく、二本のは運悪く、四本は孤獨の相である。
- 額に八の字の如き紋のあるのは嫉妬心甚だしい相
- 婦人の額の紋が兩鬢の邊まで下るのは夫の爲に苦勞絶えぬものである。

七、毛髮の觀相法

- 髪が細くて柔いのは緻密を好み、心も亦柔和である。又太くて硬いのは其性も亦剛である。
- 髪の剛にして黒いのは剛情である。
- 髪の密なのは緻を好み、粗なのは性も亦粗である
- 胸毛の多くあるのは心が怯で、見かけの強い人である。
- 赤毛は感情頗る多く、執着強く、縮む者は氣が變り易い。
- 女にひけのあるは常に身に浮き沈みがあつて辛苦が絶えない。
- 陰部に毛が頗る多いものと、極めて少ない者は共に淫を好むものである。
- 髯のよく和合するのは物も亦よく和合する。
- ひげの縮み巻く者は公難を受ける事がある。
- 髮際が禿けないで月代の中が禿けるのは心にしま

- りなく貧しいものである。
- 上鬢のはへぎはが亂れる者は虚言を好む者である
- 髭の赤いのは萬事が調はないで辛勞が多い。
- 髪の少ないのは根氣が薄い。
- 三十才未満の女が白髪を生ずるのは親に分れたり夫が變つたりするものである。
- 年が若くて白髪の交るるのは親の家を取らず、子の縁が薄い。又手足に黒く見える程毛の多いのは家を破つたり、又子に縁が薄いものである。
- 髪は一般から云つて軟かで、疎で、香ばしいのが富貴福壽の相として居る。そして硬くて粗く、穢れるのは悪い。
- 婦人の髪が長くて身長より餘る様なものは貧賤で晩年がよくない。
- 髪の粗くて硬いのは刑剋の相である。
- 髪が軟くて糸の如きものは夫妻の恩愛が深い。
- 髪の黄色なのは多く貧賤で女は多淫である。

- 小兒の髪が密なのは性質が頑固である。
- 髪が拳の如くで理め難いのは愚の相。
- 髪が禿けて濃かなのは幸運の人。
- 髪は一般に疎にして潤ひ、軟かなのがよい。硬くして枯れ、密なるか又ははないのはよくない。人中に髪のないのは多く誇りを招き功業がない。
- 頸の密なのは祿位保ち難く、商人にして髪が疎で潤澤なのは大いに財を得る人である。

八、頸の觀相法

- 瘦せた人は頸の長いのがよく、短いのはよくない
- 又肥えた人は頸の短いのがよく、長いのはよくない
- 頸に筋の露はれる者は性が暴く、喉が露はれる者は性急である。
- 頸の色が黒いのは賤しく白いのは貴い。
- 頸の圓潤なのは富貴を得、瘦削なのは貧賤を免れない。

- 頸の後に肉のないのは多く貧賤で、頸に餘皮のあるのは多く顯榮である。
- 頸が小さくて頸が大きなものは長壽し、頸が大きく、頸が小さいものは短命である。
- 前方から見ると頸が竹の節の如きは賤しい人である
- 頸筋の後壁に溝のあるのは女はよいが、男は熱心弱くして貧である。
- 頸の後に×の如き紋のあるのは重紋といつてよい相である。
- 頸が前に折れた様になつて居るのは發達しない。
- 頸が前方によつてついで居るのは賤しい相である
- 結喉の出で居るのは狐獨の相で、殊に肥えて居る人で出て居るのは甚だよくない。
- 結喉に皺のあるのは命が危い相である。

九、田宅の觀相法

- 田宅の廣い人は風雅の心があつて 志も亦寛大である。

- 田宅が細く皮で筋立つ時は家作の辛勞があつて萬事に故障がある。
- 田宅の肉の薄いのは才略があり、甚だ陥つて居るのは家を破る相である。
- 田宅の肉満ちて寛かなのは涙弱く、よく人に同情する者である。
- 田宅の狭いものは生れる時其親が貧で、廣いものは其家の盛んな時に生れたものとしてある。
- 富家に生れて田宅の狭い者は親の家を取れば其産を破るものである。
- 田宅が狭く眼深く、眉の秀でた人は決斷力に富む相で、常に青い人は住居の苦勞があつて意地の悪い相である。
- 婦人の田宅が廣いのは縁付く事が早い。
- 田宅の黄潤なのはよく、家を設ける時は幸福がある者である。

一〇、法令の觀相法

- 法令が鋭くして曲らない者は無藝である。
- 法令の廣い者は商賣が廣く、多くの人に知られ、狭い者は之に反する。
- 法令が長く地圍を廻つて居る者は長命する。
- 法令の切れて居る者又は短い者は短命か病身である。
- 法令に黒子ある者は足の病がある。又親の業と異つた業をするのがよい。
- 法令に缺陷のあるのは業務が思ふ様に行かずして家業を度々變へる者である。
- 法令に深い枝のある者は中年に業を變へるか又は二業を爲し、枝の亂れて居る者は雜業を爲す者である。
- 法令の赤氣は奴僕と争ひ、災難する相である。
- 法令の白氣は命に障りがあり、青氣は病がある。

□兩法令に赤氣の横はるは災難の來る兆である。

一一、印堂の觀相法

- 印堂に八の字の如き二條の立紋あるのは人を妬み立身は覺束ない。又種々の雜紋が入り亂れて居るは劍難多く、又生涯の内は大厄難に罹る相である。
- 印堂の狭いのは病身で、心が常に焦つき、貴人や目上の者と心が合はない。
- 印堂が廣い人は病が少なく壯健であるが、心に締りがなく吝嗇である。
- 印堂に菊石の如き疵が二三あるのは養子の相。
- 印堂に立て皺の多い人は心が不良である。
- 印堂に立て筋多い者は心が輕薄である。又川の字の筋を爲す者は運が薄く他郷に死する相である。
- 印堂に懸針様の紋があるのは妻を剋し、子を害する相である。
- 印堂に黃氣發して潤ひのあるのは官に進み、吉事ある。

ある。

一一、人中の觀相法

- 人中に毛のない者は希望が十分に叶はないが、之に耐へる氣と才とある者である。
- 人中に毛が満ちて居れば早く満足する事を知るが才力は少ない。
- 人中が常に暗昧色なのは陰徳のない人である。
- 人中がしまりない者は心にも締りが無い。
- 人中の先が少しはね上つた人は福相ではあるが、滯りが多いものである。
- 人中の長いものは命も亦長い。
- 人中の短いものは命も亦短い。
- 人中に横紋のある者は子の爲に辛苦が絶えず、又その上溝が浅ければ子が無い。
- 人中に筋が二つあつて横紋である時は水難があり女は難産で、黒子があれば二子を生む相である。

多く、紅氣にして細く上に立つのは官に進み、紫氣を發するのは最もよい。潤ひて光のあるのは名を興すものである。

- 印堂の黄色が豆粒の如く出で、又兩の輔骨と月日角と三ヶ所に出でるのは大いに權柄を執る相である
- 印堂が油を塗つた如く滑かに光るのは濕氣、癩病、下疳の類を生じ、又青赤色の雜はるは膿血を催す腫物の兆である。
- 印堂に暗氣を生ずるのは病を得て、官も亦衰ひ、自然に上から疎んぜられ、又人から蔑視せられ、萬事志を遂げる事が出来ない兆である。
- 印堂に黒氣を發するのは死相である。青筋や青氣を發するのは事成り難く、赤色火焰の如きは災が來る兆である。
- 印堂に清白の色を發すれば難があり、妻子について悲みがある兆である。
- 印堂に雲の如き惡色の出る時は官を奪はれる兆である。

- 人中の縁が常に赤いのは子供の苦勞がある。
- 人中の縁が常に黒いのは勝手向に差支がある。
- 人中が廣くて深いのは子供が多い。
- 人中が狭くて浅いのは子供が少ない。
- 人中が狭くて深いのは子供多く、平にして浅いのは子供が少ない。
- 人中に豎紋があるのは他人の子を養ふ相。
- 人中が屈曲して居る者は信實がない。
- 人中が上廣く下狭い者は子孫が少ない。
- 人中に赤氣を發するのは食物に不足し、餓忍に及ぶ事がある。紫氣のあるのは毒を食して其毒が未だ發せず内に在るものである。
- 人中に白氣を發すれば人に譏られ、輕蔑せられる
- 人中に溝の兩側に白氣を發する時は官を妨げられる。

一三、面の觀相法

- 面に肉のない者は人情薄く、面中凹い者は機計が深い。
- 眉頭に皺の多いのは患ひ多く、眼が露はれて鼻に筋の起るのは天死する。
- 額が尖つて鼻に稜を生ずるは中年に惡を爲す相。
- 眉の濃いものは陰毛必ず盛んである。
- 面粗にして身細きは一身安樂で、面細く身の粗なのは老に至るまで貧しい。
- 地閣上に朝して鬚髭が潤ふ者は老大して大功を奏する。
- 骨重く肉軽いものは身に刑剋を免れない。
- 驛馬が陥る時は門を出で、産を失ふ相である。
- 眉が八の字の如きものは小人を招いて財を耗し、君子を侮つて凶暴である。
- 唇厚く頸の短いものは性愚である。

- 眼豎ち、額高いものは仁義を假りて名望を沽ふ。
- 眼大きく印堂の陥つて居る者は膽は大きく、心は小で工夫を著はすものである。
- 豪俠の人は鼻深く、鄙吝の人は鼻竅が小さい。
- 奸詐の人は眼が放蕩で、涵養ある人は鼻孔が寛かである。
- 兩眉が高く額中に居る者は胸懷高く爽かた、兩眉が垂れて斜めに目よりも長いものは色を好み淫を貪る者である。
- 眉がかどだつて骨の起る者は傲慢の人である。
- 面が満月の如く圓いのは人とよく和する。
- 唇が紅で口が大きい者は食を好む者である。
- 眉が濃で眼が酔ふた如き者は色を好む者である。
- 眼の悪い人、準頭の尖つた人は其性が悪い相である。
- 齒をよく露はす者は多く機密を洩らす者である。
- 面が白い人は多く膽が少ない。

- 面の紅るの人は多く災を招き、黒い人は多く邪僻で、藍色の人は奸惡で、青い人は多く憂ひを有し、黄の人は憤み深く、紫の人は樂みが多い。
- 法令が明かでないものは官に因つて人を誤り、法令の甚だ深いものは多く残酷である。
- 耳に毛のある者は多く長命する。
- 人中に鬚のない者は恩人に怨みを以て報いる。
- 顴骨が高い者は短氣で疝癖があり、又意淺く家を破る人で、善惡共に強い人である。
- 魚尾が丸く線が無いのは邪智が深く、非を是とする人で女難を有する。
- 面の赤紅なのは感情頗る深く性急である。
- 面の蒼いのは輕浮の性があつて虚言が多い。
- 面皮が薄くて皺面の如く張つて輝き滑かなものは末年に衰ひ、婦人は夫と衰しき別れをする事がある
- 轄骨の高く尖出して居る者は理屈ばつて人に憎まれるが、己れの商業には慾深くよく働く人である

- 轄骨の高いものは總て内心香氣深い者である。
- 顴骨が低くして無きが如き者は心に器量なく氣が弱いものであるが、眼が鋭ければ大いによい。
- 面の中頃が低いのは心も低く、高いのは心も亦高い。
- 目尻の筋上るものは心はけしく才がある。妻に厭しい人である。
- 同じく下る者は心に器略なく妻に劣る人である。
- 面部の左右が大小で甚だ色を異にする者は縁の變る者である。
- 貧相の人で金のあるのは守錢奴である。
- 女の垂れ頬の者は子を生む事が多い。
- 首をまけて歩むのは男女共末年がよくない。内心たくみある者である。
- 鼻孔の肉が至つて薄く準頭が二つに分れるが如きは肺疾ある者である。
- 顴骨の左右が揃はぬ者は物事を仕遂ける事なく、

人と長く交る事が出来ず、心の定る事が遅い。
□ 轄骨の尖つて出て居る者は慾心深く、低い者は之に反する。

□ 額骨が高くあがつて居る者は人に憎まれる者で、平にして肉のある者は人望がある。

□ 額隆く眼明かに、眉濁く耳厚くて唇紅に、鼻整ひて面は方形で背厚く腰正しく皮滑かに腹垂れて居る人は富相である。

□ 聲は大小共に遠きに聞え、眼光爛として星の如く鼻梁聳えて天中を貫き、面相にして體細く、眉根細くして新月の分れるが如く、膚は凝脂の如く、目は漆の如く、相對する事咫尺にして耳を見ず、糞は帯を疊むが如く、尿は珠の如く、行く事浮雲の如く、坐する事石の如きは貴相である。

□ 頭は小さく、額は小さくして耳薄く、皮は粗にして口は小さく、形は俗にして神怯え、聲破れ、腰折れて背薄く、脚長くして肩が促つて居るのは貧賤の

相である。

□ 頬骨が高くして氣和せず、魚尾が枯れて肉なく、耳が薄くして輪なく、淚堂が陥つて山根が斷折し、歩む時は頭先づ進み、物を食ふ事は猪の如く、頂が短くして齒は疎らに、額骨が高くして胸が突出し、額は削つた如く皮は鮫魚の如く、準頭常に赤く、眉は短くして眼を覆はず、日月角を欠いて居るのは孤苦の相である。

□ 人中に髭が満ちて、手は綿の如く、法令相侵して地闊寛かに、歩む事鶴の如く、休む事龜の如く、頭皮が厚くて額骨は横に耳と連り、耳内に毛を生じ、眉が長いのは長壽の相である。

□ 少し肥えて氣が短く、眼には光を泛べて肉泥の如く、耳薄くして肉低れ、人中漸く滿ちて唇縮み、聲は嘶くが如く、背は深く腰薄く、精神常に醉へる如く、鼻毛出で、鬚毛が垂れて居るのは夭死の相である。

一四、黒子の觀相法

□ 黒子が天中にある時は目上の者に縁薄く、従つて目上の引立を得る事は六ヶ敷い。

□ 黒子が交友にある時は常に友人の爲に苦勞を生じ損失が多いものである。

□ 黒子が驛馬にある時は家の苦勞多く、家を定める事が晚い。

□ 黒子が印堂にある時は物事十中八九失敗し、訴事が多い。

□ 目尻魚尾を挿んで二個の黒子があるのは必ず再縁するもので、田宅にある時は常に厄介者が絶えない
□ 準頭に黒子があるのは刑事公難のある人かさもな

くば戦死の相である。
□ 口角に黒子がある時は親の絶命に遭はれない相。
□ 黒子が田宅にある時は遺産を得られない。有つても之を失ふ相である。

□ 黒子が官祿にある時は吉事來るも障りを生じて十分ならぬ場合が多いものである。

□ 黒子が食祿にある時は家の定る事が晚く、又住所を度々變更するものである。

□ 黒子が承醬にある時は食傷の癖がある。又水難に遭ふ事がある。

□ 黒子が準頭にある時は財資及び衣服が常に十分でないものである。

□ 臉に黒子のあるのは盗心がある。耳の後下部にあるのも亦同じである。

□ 黒子が轄骨及び魚尾にあるのは女は淫婦で、男は

姦通に關する事がある。
□ 黒子が兄弟にある時は自内に縁薄く、子孫にある時は子に縁が薄く、子あるものは其爲に辛苦が絶えない。

□ 額骨にある時は人望なく、又他人の爲に苦みが多い。

□ 黒子が法令にある時は親の業と異つた業を爲し、總て親の業が氣に合はず、又足の弱い性である。

□ 黒子が人中の上部にある時は男子多く、下部にある時は女子が多い。中部にあるのは宜しくない。

□ 髮際山林の下部に黒子のあるのは金銭に乏しく、女の事に就いて憎まれる人である。

一五、聲の觀相法

聲は人物を觀る上に頗る關係のあるもので、聲によつて其人物の如何を知る事が出来る。とさへいつて居る。今其聲の種類と人物との關係を左に述べて見よう。

鼻聲 之は鼻にかゝる聲で、鼻粘膜の震動の作用によつて種々なる聲を發するものである。此聲は悲觀、我儘、失敗等の惡方面が多い、斯る聲を出す人は思慮は淺薄で、意志は薄弱、愚痴や不平をこぼし、從つて向上發展の出来ない人である。而し三等

賤の人に多い。

胸聲 は胸から出る聲で、自信があつて元氣がよく、果斷の性を有して居る。彼の長唄の如きは即ち胸部から出る聲である。東京地方の人は此聲を發する者が多い。而し此聲は口に締りのない時は銅羅聲となつて魯弱に陥り易いものである。

腹聲 は男性的で、度量が宏大で、物事に屈托しない太腹の人が發する聲である。昔から英雄豪傑といはれる人は此腹聲である。彼の義太夫の如きものは此腹聲である。

丹田聲 此聲は感極まつて眞正直な誠實を披歴する場などに出る聲で、正直な聲である。

先後小の聲 之は初め大聲を發して漸次に小さくなる聲で、此聲を發する人は初め熱心で後に尻すほみになり、即ち龍頭蛇尾に終る人が發する聲である。

先小後大の聲 之は後になる程明瞭になる聲である。

症の聲をいふのではない。又女の金切聲や、ケンケン聲は寡婦になるか又は夫を尻に敷くといふ性を有して居る。東北人が鼻へかゝる發音をするのは氣候が寒く咽喉を保護する爲に口を少し開いて發音するからである。

舌聲 之は舌の先で饒舌る聲で、此聲は輕佻浮薄で現金主義である性を示し、落語家や帮間等が多く此聲を發する。大阪人の如きも此聲を發する。

口聲 之は口中で舌の活動の變化によつて出る聲で、舌聲と稍似て居る。此聲を發する者は決斷力に乏しく淫蕩で物事に迷ひ易く、金銭を保ち難いといふ性を有して居る。口中に常に多く唾液が溜つて居る様な聲を出す人は多淫である。

咽喉聲 之は多くの人が日常の談話に使つて居る聲で、此聲は轉がす事が出来て變轉極りなく、自由之を使用する。猫なで聲は咽喉聲の一種で秘密を藏して居る人に多く、騒がしい聲を出すのは下

斯る人は尻くゞりもよく將來に見込のある人である。而し土地によつて幾分異つて居て、關西地方の人は先後小で、關東地方の人は先小後大の聲が多い。

男聲の女 女でありながら男の様な聲を發するもので、此聲は一生を不遇に終るとか又は男子や配偶者で苦勞をする事が多い人である。

女聲の男 之は男でありながら女の如き聲を發するもので、身を破滅して出世する事が出来難く、一生を煩悶して送る様な人に多い。

一六、手指の觀相法

□ 手は右と左とあるが、左手は將來の氣質を表はし、右手は我等の訓練經驗等を表はすものである。即ち右手は左手よりも頻繁に使用し、神經組織も筋肉組織も左手よりは發達して居るものである。

□ 手相を觀るには左手で生來の性質を見た後、右手で目下其性質に如何なる變化が來たかを判斷するの

がよい。
□掌の外観が粗野で醜く、大きく厚く重々しいのや、指と爪が短いのは最も劣等な型で、掌の大きさに比例して指の長いのは智性を表はし、掌が手の大部分を占める様なものは獸性が強いのである。

□方形の手は萬事に規律正しく、權威を尊び法律と習慣を重んじ、斷乎とした決心を以て事に當り、獨創力や相像力は乏しいが事業上では應用の妙と強い意志で功を奏し、主義に強く仕事に正直であるが、只缺點とする所は自分の了解しない事は一切信じないといふ事である。

□方形の短かい指を有つて居る方形の手は、物質的性質を有して居て、頑固で狹量で金を愛する事が強い。

□方形の長い指を有つ方形の手は前者よりも心の方が發達して居る。そしてすべてを正確な科學的検査に附する傾きがあるが偏見に囚はれる事が少く、完

全に論理的結論に進む事が出来て、科學者か又は論理性を主とする職業に適して居る。

□筋の太い指を有し方形の手は細い事を愛する性を有し、大發明家としては適しないが、與へられた材料と智識とによつて仕事をする數學、建築計算等の方面に適する。

□筧狀の指を有する方形の手は機械的發明に適し、圓錐狀の指を有する方形の手は作曲家に適する。

□筧狀をした手の特性は活動を好み、獨立心が強くどんな生活の部面に立つても此人の個性は著るしく現はれて社會に名を成すもので、此手が硬くてしつかりして居るのは沈着なく激し易い性を有し、意志強固で熱心である。又柔いのは沈着がなく激し易い性を有して居る。

□四指の底部の幅が廣い筧狀の手は非常に實際的で發明又は改良をする人で、手頸の部分が幅廣いのは理想家で哲學の如き方面に特殊の才を有して居る。

□節が太く全體が長く何所となく角張つて骨つほい指と關節と爪とを有して居る者は金を蓄める方は不得手であるが智識を集めるには適して居る。そして其目的を達する爲には如何なる困難辛苦も忍耐する性を有して居る。こんな手を有して居た人では詩人テニソン、英國の大僧正コユーマン、同マンニング等である。

□掌が上になる程狭くなり、指の根が太くて其先が圓錐狀をして居る手は思想は巧妙迅速であるが忍耐力が殆んどなく、智識は表面的で理性の働きがない。そして境遇や接觸する人々によつて感化され易く、又人を極度に愛したり嫌つたりする。寛大ではあるが、自分の愉快が妨げられる時は我儘となる性を有して居る。又こんな手で硬いのは技術に成功する。何れにしても此型の手は機轉が利いて居るものである。

□細長くて弱々しく先端に行く程優美な手は精神的

の手で、夢幻的理想家の性を有し、性質は溫和で人に依頼する事深く、自分に親切な者は悉く信用する癖がある。而し實際的とか規律的とか論理的とかの觀念には乏しい。故に他人の感化を受け易く世の荒波に翻弄されながら暮して行き、無意識に宗教を信じても眞理を探究しようとする氣はない。

□方形にもつかず、筧狀でもなく、圓錐狀にもつかぬ手で、指の如きも一は方形、一は筧狀といふ様に一本々々別になつて居る手の人は多方面の性質を有し、目的を變更し易い特性を有して居る。そして四周の境遇に適應して行く事が出来るので一身の浮沈に心を悩ます様な事はない。而し落つけない性質なので一定の場所に永住する事が出来ない。従つて流水の如く心が一定しないから成功する事は覺束ない即ち何んでも屋となる者が多い。

□拇指を四指の内側に入れる癖のある赤兒は弱く、他の四指で拇指をかくす習慣のある人は獨立自信の

精神に乏しいものである。
□ 拇指は長くてしつかりして居るのがよく、こんな
拇指の人は性質が優美で智力が発達して居る。之に
反し短くて無格好で厚いのは性質が粗野で獸性を多
く有し、小さくて貧弱なのは意志と元氣に乏しいも
のである。

□ 拇指が掌に直角になつて居るのや、餘り四指に接
近して居るのはよくない。掌からあまり離れて直角
になつて居る人は獨立心が強くて極端から極端に走
る傾きがあり、動作も自然と尊大で傲慢に流れ易い
□ 拇指の第一指骨部は意志を代表し、第二指骨部は
論理を代表し、第三指骨部は愛を代表する。故に其
部分の發達の工合を見て其人の性格を推す事が出来
る。

□ 拇指の第一指骨部の關節が軟くて指が弓形に反
つて居る人は贅澤で無頓着で、如何なる人とも交際
が上手に出来るが、思はぬ失敗をする事がある。硬

事である。

□ 中指が方形で重々しいのは思慮深く、尖つて居
るのは輕佻である。薬指が食指と同じ長さの人は技術
的天性によつて富と名譽とを得んとする野心がある
□ 中指と薬指とが同じ位に長いのは賭け事が好きで
小指の形が善くて長く且つ全體から見て拇指とつり
合が取れて居るのは他人を感化する性を有して居る
□ 小指の先が薬指の爪に達して居る人は筆も口も其

- (イ) 運命線
- (ロ) 太陽線
- (ハ) 戀愛線
- (ニ) 結婚線
- (ホ) 情婚線



- (ヘ) 知能線
- (ト) 健康線
- (チ) 生命線

意志を發
表するに
よく強い
力を有し
て居て、
職業の如
何を問は
ず哲學的
思想を幾

六六
いのは強い意志と決心とを有し、用心が深く家庭又
は國家の爲に實益のある仕事をする事を好み、不拔
の精神を以て其目的を遂行し、深い愛情を有して居
てもそれを外面に表はさない。

□ 拇指の第二指骨部の形が蜂の腰の如く細い人は精
神的の才能が優れ、太くて不格好なのは目的の遂行
に努力する人である。

□ 拇指の關節が平滑なのは本能的の人で、そして其
先端の尖つた指の人は全然直覺的人で、關節が太
く發達した人は大事には冷靜沈着であるが、小事に
は氣を惱ます傾きがあり、科學の研究には如何に時
間を費しても氣にかけないといふ風がある。又文學
の方面にも適し、觀察力に富み、先天的の人の性情
を分析し、人間の本能と智識とを了解するに特殊の
才能を有して居る。

□ 食指が長いのは高慢で野心のある性である。ナポ
レオンの食指は中指と殆んど同じ長さであつたとの
分有して居る。彼のグラットストンの如きは即ちそ
れである。

□ 生命線が長く細く深く瑕瑾又は斷絶のないのは健
康で活動力があり、長命である。若し生命線が鎖狀
をして居る時は不健康を表はすものである。

□ 生命線が手の端から起らずに食指の下の丘の麓か
ら起つて居るのは小さい時から野心に満ちた生活を
送る性で、生命線が智能線と殆んど混交して居るの
は其生活が理性と智力とに依つて指導されるが、自
分に關する事柄には敏感で注意深いのである。

□ 生命線と智能線との間に中位の距離のあるのは自
分の計畫や想像を實行するに自由的で元氣と進取の
精神に富んで居る。之に反し其距離が餘り廣すぎる
のは向ふ見ずで理性の支配を受けない性である。

□ 生命線から岐れて居る線が食指の下の丘の方向又
は其内部に走る時は其人の地位が非常に高まり、中
指の下の丘に走る時は財産が増加し薬指の下に向く

時は榮達するものである。

□ 智能線が眞直ではつきりし、且つ平滑な時は常識があつて物質上の事を好み、此線の上部が眞直で下半部が傾斜して居るのは精神的と實際的の平衡がとれてゐる性質で、線全體が稍傾斜して居る時は精神的の仕事に偏し、甚だしく傾斜して居る場合には理想的で放縱に流れる傾向がある。線が鎖状をなすのは思想が一定せずに決断力が乏しい性である。

□ 智能線が起點で生命線と一所になつて居るのは神經過敏で警戒性強く、自分を束縛し過ぎる傾きがある。

□ 智能線の支線が上方で情愛線に合してゐる時は非常な愛情を表はし、其爲に理性を脱して危険に陥る事がある。智能線又は其支線が食指の下の丘の星に行つて居る時は萬事に成功する性である。

□ 情愛線が食指の下の丘の中心から起つて居る場合は愛情強くて高潔である。

れる場合には本人の生活の過半は両親や親族の犠牲にされ、運命線が手頸から起つて眞直に中指の下の丘に達してゐるのは大きな幸運と成功とを意味する又支線が薬指の下の丘に入つて居るのは他人の援助によつて成功する事がある。

□ 運命線が食指の下の丘の上つてゐるのは大きな野心と元氣と決心とを有し、地を凌駕して出世する。

運命線が突如として感情線に妨げられる場合には愛情の爲に成功を破られ、感情線が一緒に合して食指の下の丘に向つて居る時は愛情によつて希望を遂げる事がある。運命線が智能線で妨げられて居るのは本人の愚昧によつて破られる。

□ 健康線のない人は丈夫で、此線が不規律になつて居る者は胆汁病か肝臓病に罹る傾向がある。眞直な小さな線の集合から出来て居るのは胃の不消化を意味するのである。

□ 結婚線の主要な線が感情線に接近して居る時は結

□ 情愛線が食指其ものから起り、又中指の下の丘から起る時は愛情が盲目的に強く、食指と中指の間から起る時は愛情が静かである。又情愛線が手の端から端に走つて居るのは感情が過度に強く、其上、嫉妬の情があり、情愛線が多く小さな線で侵蝕されて居るのは心に落付きがなく愛情が永續しない。

□ 感情線の先が二つに分れて居るのは眞實で正直で愛が強く、支線がなくて細いのは冷酷である。末端に近づくに従つて益々細くなり、何等の支線のないのは子供がない。

□ 感情線が中斷して居るのは失戀を表はすものである。

□ 感情線から感情線に向つて美しい細い線の出で居るのは感情上に於て他人を支配するが、此美しい線が他の線で横切られて居る時は愛情が或種の妨害に逢ふものである。

□ 運命線が手頸の近くで起り、生命線に結びつけら

婚が廿一歳までに起り、中央にある時は二十一歳から廿八歳までに起り、小指に近づくに従つて遅くなる。

□ 小指の下の丘から一線が起つて結婚線を切つて居る時は結婚に障害が起り、結婚線から太陽線に支線を送つて居れば有名な立派な人と結婚し、結婚線が上方に曲つて居ると獨身で過し、線の末端が二つに岐れそれが手の中心に傾斜して居るのは離婚の相である。

□ 指甲の厚きは膽大きく、細いのは聰明である。

□ 掌の鮮明なのは財を興し、食衣に不足がない。

□ 掌の暗黒なのは家を破り財を減すものである。

□ 掌は軟かで長いのがよい。骨が露はれ、筋が浮かみ、肉が削られ、甲薄く指が偏いのはよくない。

□ 掌肉の紅潤なのは数年の内に家を興す相である。

□ 掌紋の亂れるのは多く學んで得る所少く、紋の淺いのは志が淺く、紋の深いのは志が深く、紋の

亂れるのは心も多く亂れ、紋の無いのは大方愚である。

□ 瘦せた人が掌の厚いのは吝嗇で、肥えた人の掌が薄いのは財に縁がない。

□ 掌背が豊かで筋が露はれないのは金を多く得られ筋を露はす者は勞苦し、節を露はす者は財を耗すものである。

□ 掌の小さな者は貴く、大きなものは勞せねばならぬ。

□ 掌の紋が縦横になつて居る者は心も雜漢で、直紋の多い人は必ず聰明である。又横紋の多い人は必ず心が紛れ、指節に横紋の多いのは清貴で、直紋なのは精神的である。

□ 掌の長いものは面必ず長く、小さいものは面も亦小さく、方形なものは面も亦方で、掌の短いものは面も亦短く、圓いものは面も圓く、掌の厚いものは面も亦厚い。若しさうでなくして相反する者は必ず

れ、中指と無名指との又が茶色なのは妻に疎んぜられ無名指と小指との又が茶色なのは子又は親族に疎んぜらるゝ相である。

□ 指に稜がたつて横紋が多いのは孤獨で不幸の相。

□ 爪の根が赤く美しきは財寶入る相である。

□ 病人にして爪の根が黄色な時は死する。病人でない者でも爪の根に黄氣が透通るのは大病を發する兆である。

□ 五指共に紅氣を登るは善事のある兆である。

□ 産婦が腫氣あつても爪の根が紅であれば心配する程の事はない。

□ 總て手の指の又に皮のないのは蹠がないといつて下賤の相として居る。

□ 食指の下が紅潤で肉のあるのはよい。赤氣は疳癪で黑氣は勘當する等の事がある。

□ 食指の下大指の方の指の横腹に青筋のあるのは父によつて心遣ひするのである。赤いのは父と争ふ事

尅殺ある者である。

□ 掌の大きくして長く粗いものは勞役に従事する相で、小さく滑かで軟かく、筋節を露はさぬ者は富貴の相である。

□ 人指（俗に人差指）は無名指（俗に薬指）より短くて低いのがよい。之は慇懃な人である。若し無名指が人指より短く低い時は傲慢の人である。

□ 小指の反つて歪んで居るのは子に苦勞あるか又は子がないものである。小指の長さが無名指の一節を越す様なのは運強く、さうでないものは運が弱い。

□ 爪は細く圓く瓦の様になつて居て先の反て居るのがよい。之は精力が充ちて居る兆である。爪先の伏し居るのは悪く、賤しくて病があるものである。

□ 爪が平かで四角に板を附けた如きは百事拙く、賤しい相である。俗に椎爪といふ形をして居るのがよく人品もよいものである。

□ 食指と中指との間の又が茶色なのは親に疎んぜら

がある。

がある。

一七、禍福と病氣の觀相

□ 妊娠にして面の色が黄を帯び、油を塗つた如くなり、時々鼻の小鼻が顫えるのは必ず流産し、産後の経過が困難である。

□ 妊娠にして兩眉の間から赤氣額骨に走り、耳の前部に達するのは難産である。

□ 臨産の時唇が顫えて合はぬ時は危いものである

□ 産婦の目尻及び下脛部の肉色が枯れ黒んで光澤なく紫色を帯びるのは死産の兆である。

□ 重病危篤に陥つても準頭に美色があつて光澤のあるのは死なない。而し臍氣にかゝつた如くなるのは必ず死するものである。

□ 病者の面色が異状を呈し、齒が急に黒くなるものは一ヶ月を出でずに死するものである。

□ 下唇の邊から腮にかけて黒赤色又は黒青色があ

らはれ、光澤を失ふのは毒藥を服したか、又は藥違ひ等の證である。若し服藥しない者であるならば食物に中毒したものである。

□鼻孔の週縁に枯白色斑状をしてあらはれるのは男子は癩疾、女子は消渴の病である。もしそれに赤氣を兼ねて居れば陰部に惡疾ある兆である。

□水腫病に罹つた者が久しく額曇りたるに、俄かに霽れ、光澤を發する者は必ず死する。

□病軽く見えるも黒い氣の如き色が耳の前又は眼邊鼻上等に起つて小指の先に水をつけて引いた如くなつて口に向つたのは死を免れない。

□病者の顔面が青黒の色を帯びて枯れ、光澤なく人中が反翹する者は近い内に死する。

□病者が面に赤を帯びて眼に黄色を發する時は直ちに死するものである。

□遺尿して覺えず、唇が忽ち黒く變じて乾き、舌まき兩眉の間が縮むのは死の相である。

を呈し、腫に黄色を帯びるのは必ず中風症を發する

□如何なる病氣でも發病の際首筋の兩方から喉頭の結喉へかけて青氣の表はれる時は其病氣は治つても再發するか、重症となつて不治に陥る事もある。

□眼の白球に赤色を帯びて筋立ち、肉が隆起した状態をして現はれるものが目尻から起つて瞳に達する時は必ず近い内に大危難に遭遇する兆である。もし腫を貫く時は生命に關するもので多くは横死を免れない。而し之は赤色の細線状の血管をいふのではないから見誤らぬ様に注意を要する。

□目尻の邊が廣く青氣があらはれるのは必ず離縁の沙汰がある兆である。

□眼の瞳の上に白氣が散る如く現はれると近い内に眼疾を患ふか不慮の災が來る兆である。

□災厄に遇つても尿を放つに泡の立つときは意に免れる事が出来る。

□眉の中に圓く青色を現はすのは兄弟の争がある。

□健康の如くなるも耳に黒氣があつて其内に白氣を現はせば近い内に急病あるか又は頓死の兆である。

□兩鼻の間から兩眼の間にかけて黄色があつて油のついた如くなり、且つ汚れた様に見えるのは淋疾又は下疳便毒の病を有する者である。

□脚疾を患ふる者は鼻の兩邊から頬部にあらはれる紋(法令)に青色の氣を生ずる。

□鼻の中央に青氣煙の如く起つて横はつて居るのは腰痛を患ひ、若し鼻頭から法令に下るのは足の疾である。

□鼻の中央の兩邊から兩額骨に連り、針でさした如き小紅點を呈し、尙赤氣が群る者は男は痔を患ひ、女は産厄ある兆である。

□眉と眼との間から目尻にかけ、紅く黒い氣がかゝり、一唇の縁が赤く黒い氣が散じた如くかゝり、面色が一帶に紅の氣があるのは赤痢の兆である。

□額骨の部が紅氣あつて中に青點があり、唇に白氣

□額の一面に潤があつて額の上部から兩眉の間及び眼の縁に黄色の潤が降るは貴人から取立てられる。

□額に黄色があつて其中心に紅色があり、鼻頭に黄色があつて皆つやのないのは近く吉事が來るものである。

□額の上部、髪が生え際から眞一文字に鼻にかけ、赤色が降り眼の様子が常と變りて鋭い時は注意せぬと争鬭を爲して傷を受ける事がある。

□暗黒の氣が耳の處々に起り、其黒氣の延びて小鼻の邊に達し、又は口に入る時は注意せぬと水難に罹る事がある。

□兩眉頭の上部に暗昧の氣がかゝり、兩眉の間の鼻根に當る部に赤氣ある時は注意せぬと刑事の難が來る事がある。

□耳の輪で焦黒色の氣が滿つると近い内に大厄難があるから注意を要する。

□婦人の人中に赤氣があり、又鼻の中央の左右部か

ら赤氣が昇る時は大病を發する兆で、若し妊婦ならば難産する事があるから前以て注意を要する。

第六節 性質の色彩

人の性質は種々の特色を有し、如何なる人でも全然同様といふ事はないが、大部分が似て居る様な人は少くない。例へば甲の人と乙の人が或る部分は異つて居ても或部分は似て居るといふ様な事はいくらかもある。又甲の人と乙の人が全然反對の性質を有して居るといふ事もある。次に人の性質には凡そ型といふものがある。活潑な人にはどういふ長所と短所とがあるか、温和な人には如何なる特長があるかそれ／＼さういふ性質の人の型といふものがある。而し之も修養の結果其短所は或る程度まで矯正する事が出来るものであるから、其型を有して居る人が必ずしも其短所を具へて居るとも限らないが、大體から云つて人の性質には型を有して居るものである。

一、世話好きの人

其性が乙女の如く温和で、春風の如く輕妙で、禮厚く物に順序があり、容貌も温和で美しい。此種の人に善良な教育を施せば君子的人となる事が出来る。而し此種の人には常にそは／＼として物喋がしく内には心配が絶えず少しの事にも氣にかゝる癖がある。尚此性を有する人は萬事に通じ器用の方で女子ならば裁縫、音楽、茶花等に上達早く、物を工夫するに長じ、發明に適するが、勇猛邁進の氣象少く進行を妨げられて遂げずに了ふ事が多い。又事をなすに當り順序整然たる事を好むから小から大に至らんとする性を有し、争ひを好まず世話好きの人である。而し氣にかけて立腹し易い爲め事を破る事があつて要するに此種の人には失敗は割合に少いが大事を

爲し遂げる事はむづかしい。進むよりは守つて樂しむ的人で武勇剛氣等よりも忠信温和等の事を好み多く風流高雅の志がある。又正直で謙遜の性を有する人である。

二、怒り易く冷め易い人

性急で怒り易く又冷め易く、進み易く退き易い性質を有し、一時に名聲を揚げたかと思ふと忽ち立消えとなり、疝癖が強く、一朝怒りを發すると前後を忘れて智慮分別は殆んどなくなり、野猪の猛り出でた如くであるが、冷靜に返つた時は自ら呆れるといふ様な事が往々ある。而しながら此種の人に善い教育を欲すと此惡質は勇猛進取の英氣となり、決斷力があつて事物の觀察力に富み、物の見分けの正しい人となるものである。又負けるのが嫌ひであるから善に向つて進めば眞理を發見し、志望を貫徹する忍耐力も出来るものである。剛情で人の云ふ事を用

事は争はれない事實である。左に是等の型を述べて見よう。

三、頓智世才に長ずる人

是非によらずして之を貫徹せんとし、進んで退く事を知らざる様な性質を有するが、若し之を善い方に導けば進取、勇猛、武斷、剛邁等の美性となるものである。次に此種の人には最も注意すべきは自暴自棄に陥らぬ様にする事である。初めは非常な勢を以てよく進み、大膽不敵で破竹の勢があつても一度蹉跌すると忽ち自棄となり、其勢消散して跡方もなくなる事は往々にして免れない。又此種の人には美質とする點は内心に陰險の所なく、一般に正直な事である。此種の人には永遠の事業家には餘り適しなく寧ろ急速な事業に成功し、一足飛びに高位に昇るとか、一攫千金とかの企てを爲す傾きがある。

恰かも火の燃えるが如く、それからそれへと燃え移り、常に鎮まらぬ性を有して居るが、時には又跡方もなく打棄て、忘れた如くなり、若し一朝機會を

得れば勢に乗じて天に瀾る大火焔の如くなる事がある。又此種の人にはなかくに才力があつて時の宜しきに從ふ風があり、頓智世才に長けてよく人の氣を計り、人の氣に入る様に取入れる事に妙を得て居る而して諸事に對して精密に亘り、丁寧で風流を好む性を有して居る。若し文學の如きものを修めると文名を馳せる事がある。又復讐の念強く、之に對してはよく忍び、時機の到来を待つて爲す風がある。此種の人は怨みの爲め主君に反旗を翻す事がある。若し此種の人の短所を矯正せずに進ましめると人の失敗に乗じて自己を利したり、國家の混亂に乗じて國賊となつたり、人を謀つて危険に陥らしめたり、親子兄弟に實情なく、恩義を知らぬ薄情の人となる事が珍らしくない。又此種の人には獨立獨行を爲すには適せずして他人と共に事を爲すか、又は適當の主人を仰いで事を爲すに適する。而して學んでよく進歩し、器用で人に重寶かられる性を有して居る。

四、正實公明を好む人

物事に覺り早く、道理に敏く、よく事物を考察して先見の明があり、理否を辨別するに長じて公明正實な事を好み、若し教育の宜しきを得れば智徳圓滿の人となる事が出来る。只此種の人の短所ともいふべきは常に移り易く離れ易く、一事に専心勉勵する事の出来難い性を有して居る。而し一事を變せずに進むと尋常の人よりは必ず早く成就する事である。又親切で諸事によく行届き、人に對して不都合な事をしないが、親族や朋友と氣が合はぬ事が多い。不正邪曲の念なく、他の不正を怒り、淡泊で執着の念なく、仁心深く智力の發達するに従つて益々公明正實となるものである。此種の人には文藝讀書を好む者多く、文豪となつて成功する事もある。又裁判官や辯護士の如き方面にも成功する性の人である。

五、同情に富む人

實情があつて人の苦しむのを見ると同情の念が溢れ、之を見捨てる事が出来ない質で、之が爲め思ひ掛けない迷惑を受ける事がある。愛情も深く世話好きであるから此種の人には人の棟梁となるに適する。又物事に熱心する人で、靜かに立ち働き整然として物事を定めるのを好み、人から依頼されたとか相談をされたとかとすると其事を否み兼ね、自分の事の如く氣に懸つて人の爲めに苦勞をしてやる氣性がある。若し此種の人には教育の宜しきを得ないと事に當つて決断なく、進取の銳氣なく、只徒らに小才子の爲に利用せられて失敗をする事がある。又よく其長所を伸ばし短所を矯めて修養を積むと誠實順良の美性となり、所謂親分たるの材となる事が出来る。

六、自信の甚だ強い人

自信が強くと自分天狗で、泰然として動かす、奇を好み細工等に巧みであるが、人の言を容れる事なく偏狭で交際下手で、自ら身分高きを標榜して他人を眼下に見下ろす風がある。之が爲多くの人から人望がない。而し人の世話を好みよく奔走して厭はない性質を有して居る。名譽心は甚だ強いが頑固で理義に暗く、理否に係はらず之を遂げんとする風がある。若し此種の人にして其教育と指導との宜しきを得れば泰然たる度量と沈勇とを有し、仁侠の風があつて義心に富み、人の上に立つに適するに至るものである。軍人とか警官とか辯護士とかに適する。

性質は温順で優美であるが、奮發力に乏しく依頼心があつて決断力少なく、小智小才はあるが大事を爲す才量に乏しく往々にして遊惰に耽り易く、音楽を好むを例とし、珍らしい物に移り易い性質を有し

人心觀破法 第六卷
て居る。而し教育と修養の宜しきを得れば優美の天性は益々發揮せられ、美術工藝及び音楽等に特殊の技能を有し、よく人に和して交際は圓滑である。又若し修養と教育の宜しきを得ないと柔弱で性情に陥り、因循姑息となり、口前のみうまくて甘言を以て人を喜ばしめ浮薄で義心及び愛情なく、吝嗇で仁慈の事には一錢を惜み、自分勝手な事には百金を捨てるといふ様な人となる。

八、貴公子然たる人

外部を飾り常に工夫思案するを好み、貴公子然として居る人は、若し教育と修養とを積めば自ら高尚となり、奥ゆかしい氣風となり、下賤に流れず智があつてよく正邪を知る事明かとなり、正を助け邪を破る義心と仁慈の心を有し、人の師となり又上に立つ事を得るが、若し修養なく教育の宜しきを得ないと徒らに飾りを好み財を蕩盡し、疑心多く怯懦

の性を有し外見程に内實伴はぬ事となり、甚だ迷ひ易く何一つ遂ぐる事が出来ずに一生を終るものである。若し婦人にして此種の性質を有する者は夫に貞操を保つ事難く、又從順でなく屢々夫を換へねばならぬ様な事がある。要するに此種の人は其天稟に於て幾多の美德を有して居るのであるから其美德を失はず、短所は常に矯正して行く様に修養せねばならぬ。

九、議論好て氣儘の人

議論を好み、他人の説を論駁して之に首肯する事がなく、智謀はあつても他人と共同したり人に服従するの嫌ひで、自分氣儘の性を有し、目上の者に従はず己れより勝る者とは親しくする事が出来ず、常に謀り取るの工夫をして一攫千金の企てを好む性を有して居る。若し此種の人で穩健に發達し、長所のみを發揮せしむれば親切で人の爲に計り、丁寧

萬事に精神を盡し、道理に明かて人を憐れみ深く仁慈の心に富み、人を養育するを好み、剛強の教育を施せば益々其美性を發揮し、若し教育宜しきを得ず又修養を積みぬ時は山師となつたり、意氣地なく婦人の如くなつたり、果斷の氣性乏しくて事を遂ぐる事が出来ぬ様な事となる。此種の人の特色ともいふべきは幼少の頃柔和で病が多く、次第に健康となり千辛萬苦して後大成すべき人である。そして文學者とか宗教家とか教育家とかに適するが、郷里に於

一〇、人を養育するを好む人

熱心で多くの人を養育したり大事を企て、世を益し智才があつて事に精通する性の人である。此種の人の短所とする所は前の外温順服従の忍耐なく、親戚兄弟と意が合ふ事少なく、よく謀策を以て他の物を奪ひ取る風があるから、是等の短所を矯正する事を怠つてはならぬ。

一一、訥辯で根の強い人

訥辯で交際上の旨味がなく、朴直で人の氣嫌に頓着せず、氣が永くて忍耐力があり、頑固で容易に人の言に應ぜず、一旦思込んだ事は何所までも貫かうとする深い執着心を有し、舊習を改め難く弊を捨て、新たにづく事が嫌ひで、理非曲直に係らず我意を遂げんとし、又權柄を以て上から人を押付けんとする風がある。尙善惡共に念入で根強く守る事堅く、人と應對しても人の氣を計るが如き才に乏しい爲め人の怨みを受けたり曲者に謀られたりする事がある。而し性は正直で遅々たる事牛の如く、深く思ふ事があつても容易に口に發しないので忍び耐へ、物に狼狽する事なく、よく進めば百折不撓の氣を有するに至るものである。此種の人の好むものはありのまゝの

談話、角力、默座、鷹揚な事、大食等で、又嫌ひなものはお世辭とか工夫とか偽りとか多辨、奔走等である。

一二、吝嗇で勤勞な人

小利を見る事に気が付き、大利を見るに疎く、常に蓄財の念甚だしく些細のものまでも積み蓄へる事を樂みとし、粗食粗衣を好み、勤勞で實直で業の如何を問はず金を得る事にのみ苦心し、無用品、音楽、酒宴、美食、美宅等を嫌ふ性を有して居る。此種の人は小事を任せるにはよいが、大事を任ずるには適しない。而し此種の人は心常に静まつて福分も相應にあり、孝道の志や慈愛の心があつて平素の客商に似ず常に苦心して貯積した財物を之に擲つて其哀れと扶けんとする氣風がある、又事物を創める事を好み、依頼心なく諸種の事に手を着けて遂げないで了ふ事が多い。此種の人は一般に容貌は形小さ

く色は黒いものである。

一三、朝寢が好て節儉が嫌な人

心が豊かで君子の風があり、平穩で物事に靜に進退し、一足飛びに事をしたり、一攫千金の企てをしたりする事なく、婦人ならば衆人から愛され貴人の引立てもあり性は温順で多辨でなく、あきらめのよい方で嫉妬心も少ない。而し此種の性の人は男女共に遅々として敏捷でなく、事に當つて即決する事が出来ず、志しはあつても手弱くて控目にし、慾望は大きくなく、酒食等に心を奪はれ色情淫事に耽溺し易い性を有して居る。又氣鬱の性で常に憂を帯び、少しの事も氣にかゝつて心配をするが、人に對した場合は其氣色は更になく交際も頗る圓滑である。此種の人は多く朝寢で、美食を好み、靜にして居るのが好きで、争ひ事や入り組んだ事、節儉、禮義等は嫌ひな性である。

一四、人の下に立つを嫌ふ人

人に負けるのが嫌ひで、進む事を知つて退く事を知らず、人から命令されたり指圖されたりする事を厭ひ、人の事を兎角の苦情を云つて非難したく、高位高官でも貴人でも恐れず、人を服従せしめんと力める風があつて、一足飛びに飛揚らんとする性を有し、心が常に焦々して忍耐力なく、事を爲すに當つて初めは非常な勢を以てし、後漸く衰ひて根氣がない。此種の人は勝負事、高言壯話、人の上に立つ事表向の事等を好み、人の下に立つ事や、金談、服従陰氣、謙讓、儉約等は嫌ひである。而して教育の宜しきを得れば自負心が強くて大望を抱くから大事を爲し能ふ事が出来る様になる。又智慮もあり反省もあるが後悔の色を表はす事なく、膽力は小さいが常に剛強を裝つて居る。商業とか農業とか工業とかには適しないが、文藝、學術、軍人等には適する人で

ある。

一五、陽氣で賑かな人

人の氣に合ふ事が上手で、交際を好み、陽氣で賑やかで、心に包み隠す事なく、家内に多くの人が出入する事を喜び、人を養つたり世話したり、室内を美しく飾つたりするのを好み、大商業とか大商業とかを爲る事を慾し、大きな希望を立てる事はあつても器量は比較的少なく、思慮も淺く、輕薄に流れる事があるので失敗し易い。又怒ると直に面に表はして意志を制する事が出来ない爲め腹の中を見られ、小才子の爲に利用せられる事がある。そして久しく秘密を守る事が出来ないで酒でも飲むと如何なる密事も洩らして了ふ事がある。此種の性の人は多く利口らしく見えるが其實智慮は割合に淺く、物事に驚き易く膽力がなく、忍耐守成の力に乏しい。

一六、嫉妬心の強い人

嫉妬の心が強く、自分よりも勝れて居る者を見ては妬み、色情の念強く邪智深く、自分ばかり進まうとして常に煩悶し、人の心を探ぐる風があるが愛憎の念に制せられて正しき判断を爲す事が出来ない。華美、細かな工夫、積蓄等を好み、他人の美行、多言、交際等を嫌ひ、常に身分より高い事を望んで賤業を嫌ひ、自分ばかり奢つて人には謙遜な事を勧めたがる性を有して居る。容貌は割合に美しい方で、自ら敵なる所があつて品格も具つて居る。此種の人は奇才があつて高尚で、忍耐勤勉の性に富み、外に對しては溫柔で内心は堅剛である。注意すべきは色情と嫉妬とである。

一七、大膽で慾の深い人

智慮深く大膽で事に當つて動かさず、諸事に氣を配さず、人から反抗せられても直に議論する事をせず、陰で其人に反抗する様な性を有して居る。此種の人は學術を好み、風雅で衣類とか庭園とか掃除とかを好んで殺伐、争闘、不人情、塵埃等を嫌ふ性を有して居る。此種の人は哲學者とかそれに似た學問を研究するに適して居る。

一九、剛情で物に凝る人

自分に心配事があつても人に相談する事なく、表面は人の言を聞き容れるが如くでも内心は容易に服従する事なく、剛情で前後を省みずに我意を貫かんとする性を有し、又物に凝るが飽き易く、怒り易く吝嗇で少しの事も吝む風がある。而し自分の氣に入つた場合には高價を問はずに買入れ、外に剛にして内に柔である。交際は圓滑でなく人と共同する事がむづかしい。然し修養を積み指導の宜しきを得れば短所を矯正して忍耐心を養ひよく成功し得るもので

る性を有して居るが、此種の人は善惡共に強く、若し善の方に進めば英雄的で終に大事を起す事が出来る。若し惡の方に進めば才智は正道に進む事を知らず薄情無残となり、人を欺き慾深く物を恐れず詐欺師山師となり、又殺伐の氣風があるから大罪人となる事がある。此種の人は人を制する才はあつても人を信服せしめる徳がなく、情誼が薄い爲に人望を得る事は少ない。若しよく人を信服せしめ、輕卒に注意し、人格の涵養に力めれば大いに英雄的事業を爲し得るものである。

一八、争を嫌ひ和合を好む人

禮儀は正しく忠孝の志厚く、争ふを避けて和合を好み、柔和で世話好で智慮深く、人の難儀を引受けて心配する性を有して居るが、苦勞性の爲め餘り深く考へ過ぎて仕損する事多く、機敏果斷の風がなく專斷獨行が出来ないで、心に思つて居ても言葉に出る。

二〇、義理深く實行的の人

志固くして用心深く、先づ實行して後云ふ人で即ち實行的の人である。餘り大望は抱かないが、志せば必ず貫徹せんとする人で、總てに手堅く守り祖先からの財産の如きは容易に之を蕩盡する事なく、又義理が深く主人に對しては氣に叶ふ性を有し、主人から信用される風がある。而して志しが賤しい所があつて大親分となる柄ではない。金錢の如きも僅かの事を争ふ心があつて大量でなく、細密で吝嗇の風がある。又疑心が深く常に人の氣を探り、性は至つて頑固で自分の信じた事は何時までも偏執し片意地である。しかし其性は至つて正直で親切な所がある。又よく勤勉して骨を吝む様な事がなく、忠實信義のある人である。

二一、先廻りが好きな人

風流の心があつて氣樂な事を好み、遊情で自尊自重の風があり、智慮は深く學問にも相當の奇才があつて器用で交際も如才なくよく人の氣を取り入れるのが上手である。而して常に野心を有し大望を抱いて居るが、之を遂げるに決断力なく迷ひ易く氣が弱くて忍耐心も亦弱い爲め希望を遂げる事が少ない。殊に此種の人の短所とすべき點は浮氣で色情強く、約束を違ふ事を何とも思はず、萬事が姑息で虚言多く、人に媚びる事が巧みでよく他を煽動して危険に陥らしめる性を有する事である。而し此性の人は修養を積み、教育の宜しきを得れば大いに發達すべき者で尋常の人より秀でた事を爲す者である。

二二、怒つた様な面の人

傲慢の風があつて外面常に怒氣を現はし、進む事

が急で又盛んである。聊かの事から議論を惹起して事を破り是非に係はらず勝たんとする剛情があつて友誼を破り共同し難い性を有して居る。而し自分に頼つて來る者があれば親切に世話をして資を投じて助ける様な事もする人である。又志し固く諸事に丁寧で念を入れて大丈夫なるを期し、亂雑や等閑に附する様な事をせず、萬事に器用で工夫發明する事を好み、物の理を究めんとする心が深い。又勇氣も智識も共に有して居るから短所をよく矯めて人とよく和する事に力めれば大事業を成す事が出来る人である。

第 參 編 願 届 の 書 式

第 壹 章 戶 籍 上 の 願 届

第 壹 節 出 生 届 の 書 式 例

出 生 届 (其 一)

縣(府)郡(市)町(村)大字番地戸主職業

父 何

母(職業) 某某

長男

出生ノ時 大正 年 月 日午前(後)何時

出生ノ場所 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

右出生届出候也

大正 年 月 日

届出人 父 何

生年月日 某

何町(村、區)長何某殿

□備考□此届は戸主たる父より嫡出子を本籍地に届出を爲す場合である。(戶籍法四三、六九、七二の一項)

願 届 の 書 式

出 生 届 (其 二)

所在地 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

本籍地 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

戸主職業

父 何

母(職業) 某某

長男

出生ノ時 大正 年 月 日午前(後)何時

出生ノ場所 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

右出生届出候也

大正 年 月 日

届出人 父 何

生年月日 某

何町(區、村)長何某殿

□備考□此出生届は戸主たる父より出生地に嫡出子を届出を爲す場合である。(戶籍法五二、六九、七〇、七二の一項)

出 生 届 (其 三)

所在地 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

本籍地 縣(府)郡(市)町(村)大字番地

戸主職業

父 何

母(職業) 某某

某某

願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

出生ノ時 大正 年 月 日午前(後)何時
出生ノ場所 縣(府)郡(市)町(村)大字番地
右出生届出候也
大正 年 月 日

届出人 父 何 生年月日 某

何町(村、區)長何某殿
□備考□此届は戸主たる父より所在地に嫡出子の出生届出を爲す場合。(戸籍法四三、五二、六九、七二の一項)

出 生 届 (其四)

東京市京橋區南鍛冶町壹番地
戸主三次郎叔父吳服商

父 森川 貞雄
母 無業 はな
二女 きん

出生ノ時 大正七年八月六日午前七時
出生ノ場所 東京市深川區諸町八番地
大正七年八月十二日

届出人 父 森川 貞治
明治八年九月六日

京橋區長何某殿
□備考□此届は家族たる父より本籍地に嫡出子出生届を

爲す例である。(戸籍法四三、六九、七二ノ一項)

出 生 届 (其五)

茨城縣筑波郡谷田部町一番地戸主一郎弟殿
父 庄司 次郎
東京市本郷區五丁目五番地戸主市助長女無業
母 本多 さき
長男 一郎

出生ノ時 大正七年七月一日午前貳時
出生ノ場所 東京市本郷區五丁目五番地
一郎ノ入ルベキ家ノ戸主 本多 市助

右出生届出候也

大正七年七月五日

父出生前ニ(離縁)(離婚)ニヨリ家ヲ去リタルニ付
届出人 本多 さき
明治八年貳月六日生

本郷區長何某殿

□備考□此届は父が子の出生前離婚又は離縁に由り其家を去りたるにヨリ母より嫡出子出生届の場合である。(民法七三四の一項ニ但書、戸籍法六九、七二)

出 生 届 (其六)

千葉縣東葛飾郡我孫子町五番地戸主農

出生ノ場所 千葉縣東葛飾郡八幡町千番地
右出生届出候也
大正七年參月貳拾日

届出人 母 市村 シヅ
明治拾貳年貳月拾日生

八幡町長何某殿

□備考□右は父未定の嫡出子を母より出生届を爲す例(戸籍法六九、七四、民法八二一)

庶子出生届 (其一)

東京市小石川區大塚仲町參拾六番地戸主會社員

父 永井 秋次
茨城縣水戸市市仲町千五番地戸主清吉次女無業
母 市村 きせ

庶子男 市雄

出生ノ時 大正七年五月參拾日午後貳時
出生ノ場所 東京市小石川區大塚仲町參拾六番地
右出生届出候也

大正七年六月拾日

届出人 父 永井 秋次
明治貳拾年貳月拾日生

小石川區長何某殿

□備考□右は戸主たる父より庶子出生届を爲し其届出が認
知届出の効力を有する例(戸籍法六九、八三)

願 届 の 書 式

我孫子町長何某殿
□備考□此届は婚姻前妻の私生子を父及母より認知の効力を生ずる嫡出子出生届出の例である。(民法三六の二、戸籍法六九、八三)

出 生 届 (其七)

千葉縣東葛飾郡八幡町大字八幡千番地
戸主要吉妻無業

母 市村 シヅ
母シヅ先夫川村芳男ト婚姻(解消)(取消)ノ日ヨリ
六ヶ月ヲ經ズシテ再婚シタルニ因リ父未定
嫡出子男 藤 一 郎

出生ノ時 大正七年參月拾貳日午後拾時

願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

庶子出生届 (其二)

東京市麹町区三番町六番地戸主正吉弟荒物商

父 田山治助

東京市芝区佐久間町五番地戸主清長女無業

母 松本と

出生ノ時 大正六年五月拾四日午後八時

出生ノ場所 東京市麹町区五番町六番地

右出生届出候也

大正六年五月拾八日

届出人

父 田山治助
明治貳拾年五月四日生

麹町區長何某殿

前記ヤゑ入籍ニ同意候也

父治助戸主

田山正吉
元治元年參月四日生

□備考□右は家族たる父より認知届出の効力を有する庶子出生届を爲し、父の家に入る場合(戸籍法六九、七二、八三)

庶子出生届 (其三)

東京市麹町区三番町六番地戸主正吉弟荒物商

父 田山治助

東京市芝区佐久間町五番地戸主清長女無業

出生ノ時 大正六年五月拾四日午後八時

出生ノ場所 東京市麹町区三番町六番地

但シ父及母ノ家ニ入ルコトヲ得ザルニ因リ東京市神

田區神保町五番地ニ田中氏ヲ稱シ一家創立

右出生届出候也

大正六年五月拾八日

届出人

父 田山治助
明治貳拾年五月四日生

神田區長何某殿

□備考□右は家族たる父より認知届出の効力を有する庶子出生届を爲し、父母の家に入る事を得ざるに因リ一家創立の場合である(戸籍法六九、七二、八三)

庶子出生届 (其五)

東京市麹町区三番町六番地戸主正吉弟荒物商

父亡 田山治助

東京市芝区佐久間町五番地戸主清長女無業

母 松本と

出生ノ時 大正六年五月拾四日午後八時

出生ノ場所 東京市芝区佐久間町五番地

庶子ヤゑノ入ルベキ家ノ戸主 田山正吉

右庶子出生届出候也

大正六年五月拾八日

願 届 の 書 式

母 松本と

出生ノ時 大正六年五月拾四日午後八時

出生ノ場所 東京麹町区三番町六番地

但シヤゑ父ノ家ニ入ルコトヲ得ザルニ因リ母ノ家ニ入ル

右出生届出候也

大正六年五月拾八日

届出人

父 田山治助
明治貳拾年五月四日生

芝區長何某殿

前記ヤゑ入籍ニ同意候也

母とリ戸主

松本清
安政元年參月拾日生

□備考□右は家族たる父より認知届出の効力を有する庶子出生届を爲し母の家に入る例(戸籍法六九、七二、八三)

庶子出生届 (其四)

東京市麹町区三番町六番地戸主正吉弟荒物商

父 田山治助

東京市芝区佐久間町五番地戸主清長女無業

母 松本と

出生ノ時 大正六年五月拾四日午後八時

出生ノ場所 東京市本郷區壹丁目貳拾番地戸主荒物商

父死亡ニ付

届出人同居者 松本と

明治貳拾參年貳月參日

麹町區長何某殿

前記ヤゑノ入籍ニ同意候也

田山正吉
元治元年參月四日生

□備考□右は父が胎兒認知を爲し、子の出生前に死亡し、母たる同居者より出生届出を爲す例(戸籍法六九、八二)

私生子出生届 (其一)

東京市本郷區壹丁目貳拾番地戸主荒物商

母 小澤市郎

出生ノ時 大正七年六月九日午後八時

出生ノ場所 東京市本郷區壹丁目貳拾番地

右出生届出候也

大正七年六月十五日

届出人

母 小澤市郎
明治貳拾八年四月五日生

本郷區長何某殿

□備考□右は戸主たる母が私生子出生届を爲す例である(戸籍法六九、七二)

願 届 の 書 式

私生子出生届 (其二)

東京市本郷區壹丁目百番地戸主五郎參女無業

母 小 瀧 す み

私生子男

出生ノ時 大正七年六月十九日午後貳時

出生ノ場所 東京市本郷區壹丁目百番地

右出生届出候也

大正七年六月貳拾五日

届出人 小 澤 す み

明治參拾壹年拾月壹日生

本郷區長何某殿

前記市雄ノ入籍ニ同意候也

戸主 小 澤 五 郎

明治貳年拾月四日生

□備考□右は家族たる母より私生子出生届を爲し、母の家に
入る場合である。(戸籍法六九、七二)

私生子出生届 (其三)

東京市本郷區壹丁目百番地戸主五郎參女無業

母 小 澤 す み

私生子男

出生ノ時 大正七年六月十九日午後貳時

出生ノ場所 東京市本郷區壹丁目百番地

右市雄母ノ家ニ入ルコトヲ得ザルニ因リ東京市小石川區諏訪町千番地ニ小澤氏ヲ稱シ一家創立
右出生及御届候也

大正七年六月貳拾五日

届出人 母 小 澤 す み

明治參拾壹年拾月壹日生

本郷區長何某殿

□備考□右は家族たる母より届出を爲し、母の家に入る事
を得ず一家創立の例(戸籍法六九、七二)

第二節 私生子認知届の例

私生子認知届 (其一)

東京市本郷區一丁目參番地戸主秀造長女

母 山 中 さ く

被認知者私生子男

右私生子認知届出候也

大正七年六月五日

届出人 認 知 者 吉 田 八 郎

明治貳拾參年參月五日生

東京市小石川區諏訪町五拾番地戸主新炭商

届出人 認 知 者 吉 田 八 郎

小石川區長何某殿

□備考□右は私生子と母と同籍にある場合の届出(戸籍法
八一)

私生子認知届 (其二)

東京市本郷區壹丁目參番地戸主秀造孫

被認知者 私生子男 山 中 清 吉

大正六年七月八日生

右母東京市神田區裏神保町百番地

加 藤 は る

右私生子認知届出候也

大正六年七月四日

東京市芝區佐久間町八番地戸主

届出人 認 知 者 武 藤 三 善

明治拾年五月六日生

芝區長何某殿

□備考□右は私生子と母と本籍を異にする場合である。(戸
籍法八一)

私生子認知届 (其三)

東京市四谷區北伊賀町五番地戸主清三姪

被認知者 私生子女 中 田 す て

大正七年六月拾日生

東京市神田區裏神保町百番地戸主

願 届 の 書 式

右父 加 藤 平 作

右母 す み

父母婚姻中ノ認知ナルニ因リ嫡出子長女タル身分
ヲ取得ス

右私生子認知届出候也

大正七年六月拾貳日

届出人 認 知 者 加 藤 平 作

明治參拾年五月四日生

東京市神田區裏神保町百番地戸主

届出人 認 知 者 加 藤 平 作

神田區長何某殿

□備考□右は父母婚姻中妻の實家にある私生子を認知する
場合の例である。(民法八三六ノ二項、戸籍法八一)

私生子認知届 (其四)

東京市神田區裏神保町百番地戸主平吉妻

母 加 藤 す て

被認知者 私生子男 文 吉

父母婚姻中ノ認知ナルニ因リ嫡出子長男タル身分
ヲ取得ス

右私生子認知届出候也

大正七年六月四日

届出人 認 知 者 加 藤 平 吉

願 届 の 書 式

明治参拾年五月四日生
神田區長何某殿
□備考□右は婚姻中妻と同籍にある私生子を認知する場合の例である。(民法八三六の二項、戸籍法八一)

私生子認知届 (其五)

東京市神田區錦町三丁目百番地戸主
被認知者 私生子男 杉 田 八 郎
大正七年六月五日生
東京市小石川區林町百番地
右 母 中 田 さ と
但八郎ハ戸主ナルニ因リ認知者ノ家ニ入ラズ
右私生子認知届出候也
大正七年拾月拾日
東京市神田區裏神保町百番地戸主荒物商
届出人 認知者 加 藤 平 吉

神田區長何某殿

□備考□右は他家の戸主を認知し被認知者は認知者の家に入籍せざる場合の例である。(戸籍法八一)

私生子認知届 (其六)

東京市神田區錦町三丁目千番地戸主清吉養子
届出人 認知者 川 上 良 藏
文久元年五月四日生
京橋區長何某殿
前記認知ヲ承諾ス
被認知者 加藤春之助
前記春之助ノ入籍ニ同意ス
戸 主 川 上 永 吉
安政元年五月六日生

□備考□右は家族たる父が成年の私生子を認知する場合の例である。(民法八三〇、七三五ノ一項、戸籍法八一)

私生子認知届 (其八)

東京市本郷區二丁目五拾番地戸主
母 大 山 き ち
被認知者 私生子男 芳 郎
明治元年四月五日生
右大正六年四月四日死亡
芳郎長男 大 山 西 藏
大正六年五月四日生
右 母 大 山 さ く
右西藏ハ亡父芳郎認知セラレタルニ因リ祖父芳三ノ家ニ入ル
右認知届出候也

願 届 の 書 式

被認知者 私生子男 中 田 福 吉
大正七年六月七日生
東京市小石川區原町千番地
右 母 上 松 か な
右福吉ハ父母婚姻中ノ認知ナルニ因リ嫡出子タル身分ヲ取得スルモ他家ノ養子ナルニ因リ認知者ノ家ニ入ラズ

右私生子認知届出候也

大正七年拾月八日
東京市本郷區一丁目千番地戸主官吏
届出人 認知者 上 松 保 吉
明治貳拾四年五月六日生
本郷區長何某殿
□備考□右は父母婚姻中の認知で嫡出子たる身分を取得するが、被認知者は他家の養子であるから認知者の家に入籍しない場合である。(戸籍法八一)

私生子認知届 (其七)

東京市京橋區元島町参番地戸主
母 加 藤 あ き
被認知者 私生子男 春之助
明治拾年七月八日生
右私生子認知届出候也
大正五年八月九日

大正七年六月七日

東京市四谷區傳馬町壹丁目貳拾八番地戸主公吏
届出人 認知者 山 口 芳 三
四谷區長何某殿
認知承諾候也亡芳郎長男 大 山 西 藏
□備考□右は死亡したる私生子に成年の直系卑屬する場合認知届出の場合である。(民法八三一ノ二項、戸籍法八一)

私生子認知届 (其九)

東京市本郷區貳丁目五拾番地戸主吉長女
母 田 上 き ん
被認知者 私生子男 杉 吉
大正五年四月七日生
東京市四谷區傳馬町壹丁目百番地戸主彌吉父無職
認知者 夏 本 五 郎
大正六年四月四日死亡 (私生子ト認知者ト同籍ノ時ハ死亡ノ年月日記載ノ要ナシ)
右遺言ニヨリ認知致シ候ニ付別紙遺言書ノ謄本相添へ届出候也
大正六年五月拾六日
東京市四谷區傳馬町壹丁目五拾番地戸主
届出人 遺言執行者 夏 本 正 三
明治拾年四月五日生

願 届 の 書 式

前記杉吉ノ入籍ニ同意候也

戸主

夏本彌吉

明治九年七月八日生

備考 右は遺言による認知で遺言執行者より届出の場合である。(戸籍法八五)

認 知 届 (其十)

東京市本郷區貳丁目五拾番地戸主

母

伊藤うめ

被認知者 私生子男

忠次

大正元年拾月六日生

東京市小石川區林町百番地戸主吳服商

認知者

大木梅吉

右大正五年四月六日認知ノ裁判確定ニ付キ別紙裁判謄本相添へ届出候也

大正五年四月九日

被認知者 忠次母

訴訟提起者

伊藤うめ

明治九年五月九日生

小石川區長何某殿

備考 右は裁判確定に依リ認知届出の場合である。(民法八三五、戸籍八四)

胎 兒 認 知 届

東京市深川區黒江町六番地戸主忠平貳女

母

吉田つま

胎兒

右胎兒認知届出候也

大正參年壹月七日

東京市神田區旭町六番地戸主

届出人

認知者 伊藤弘吉

明治六年五月四日生

右胎兒認知承諾仕候也

母

吉田つま

明治貳拾年五月七日生

神田區長何某殿

備考 右は民法三一ノ一項及び戸籍法八二の場合。

胎 兒 死 體 分 燒 届

東京小石川區林町五百番地戸主忠平貳女

母

吉田まつ

右胎兒大正四年五月六日認知ノ處同年六月七日死體ニテ分娩致シ候ニ付別紙死産證書相添へ届出候也

大正四年六月拾日

東京市本郷區貳丁目五百番地戸主

届出人

出生義務者 加藤一男

明治六年七月五日生

本郷區長何某殿

備考 右は認知した胎兒が死體分娩の届出(戸籍法八六)

第 三 節 養 子 届 の 書 式 例

養 子 縁 組 届 (其 一)

東京市日本橋區町壹丁目百番地戸主榮次父公吏

養父

松田四郎

明治參年四月五日生

養母

無業

明治五年六月七日生

東京市四谷區傳馬町壹丁目參拾番地戸主友吉參男

養子

竹石俊三

大正五年六月七日生

本籍 同上

右父

竹石伴治

本籍 同上

右母

四男

なつ

右養子縁組届出候也

大正六年五月四日

届出人

養父 松田四郎

願 届 の 書 式

届出人

養母 松田はる

養 子 縁 組 届 (其 二)

東京市神田區小川町千番地戸主會社員

右俊三拾五年未滿ニ付父母代テ縁組ノ承諾ヲ爲ス

届出人

父 竹石伴治

明治七年五月四日生

届出人

母 竹石なつ

明治拾年五月七日生

東京市小石川區指ヶ谷町百番地

證人

河口力藏

明治五年九月七日生

東京市本郷區湯島五丁目百番地

谷口とよ

明治九年參月八日生

日本橋區長何某殿

前記養子縁組ニ同意候也

養父四郎及養母はる戸主

同意者 松田榮次郎

明治拾九年七月九日生

養子俊三戸主

同意者 竹石伴治

備考 右は養子が十五年未滿で父母が代つて縁組の承諾を爲す場合。(民法八四三ノ一、戸籍法八八、九〇)

願 届 の 書 式

養父 川村永太郎
 明治拾年九月八日生
 東京市芝區愛宕町二丁目千番地戸主銀次弟無職
 養子 永田廣三
 大正五年九月九日生
 本籍 同上

右父亡 永田杉作
 東京市小石川區掃除町千番地 五男
 右母 白石あき

右養子縁組御届候也
 大正七年六月拾日

届出人 養父 川村永太郎
 養子 永田廣三
 右廣三拾五年未滿ニシテ父母其家ニアラザルニ因リ
 代テ縁組承諾ヲ爲ス
 東京市牛込區山吹町千番地戸主
 届出人 後見人 加藤弘太郎
 明治九年七月六日生

同上ニ付キ承諾者

東京市牛込區市ヶ谷加賀町五番地戸主
 届出人 親族會員 白石定吉
 明治五年四月五日生
 茨城縣水戸市上市大町百番地戸主
 届出人 親族會員 北島隆造

明治七年八月七日生
 東京市小石川區諏訪町百番地
 證人 谷口あき
 明治五年七月八日生
 東京市本所區相模町貳丁目百番地
 證人 黒石三作
 明治拾貳年五月九日生

神田區長何某殿
 前記養子縁組ニ同意候也
 養子廣三戸主銀次明治四拾五年四月五日生未
 成年ニ付
 東京市本郷區壹丁目百番地戸主
 後見人 太田泰造
 明治四年八月四日生

□備考□右は養子が十五年未滿で父母が其家に居らぬによつて後見人及び親族會が代つて縁組の承諾及び届出を爲す場合である。(民法八四三、八四六、戸籍法八八、九〇)

養子縁組届 (其三)

東京市小石川區指ヶ谷町百番地戸主官吏
 養父 高木仁造
 明治四年五月六日生
 養母 無職業 なつ
 明治六年六月七日生

證人 深川永次
 明治八年九月拾日生

小石川區長何某殿

前記縁組ニ同意候也

養子四郎及あき戸主兼四郎父
 同意者 横田千吉
 弘化貳年四月五日生

養子四郎繼母
 同意者 及川よし
 元治元年四月七日生

□備考□右は配偶者と共に縁組を爲し、夫婦の一方が其意思を表示する事が出来ぬ時、他の一方が双方の名義を以て縁組を爲す場合の届出である。(民法八四一、一、八四二、戸籍法八八、八九)

養子縁組届 (其四)

東京市京橋區弓町十七番地戸主吳服商
 養父 酒出永太郎
 明治貳年六月九日生
 養母 無職業 つき
 明治六年七月八日生

東京市牛込區山吹町五番地戸主正次弟無職
 養子 大森友次
 明治貳拾壹年四月五日生

届出人 養父 高木仁造
 届出人 養母 高木なつ
 養子あきは病氣ノ爲縁組ノ意思ヲ表示スル事能ハザルニ因リ夫四郎双方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス
 養子 横田四郎
 東京市四谷區傳馬町壹丁目五拾番地
 證人 高田邦雄
 明治七年八月九日生

右養子縁組届出候也
 大正六年七月八日

千葉縣東葛飾郡我孫子町百番地千吉貳男官吏
 養子 横田四郎
 明治貳拾五年四月七日生
 本籍 同上
 右父 横田千吉
 本籍 同上
 右母 貳男
 養子四郎妻無職業 あき
 明治參拾年四月五日生
 東京市本郷區湯島五丁目百番地
 右父 吉岡兵藏
 本籍 同上
 右母 貳女
 大正六年七月八日

願 届 の 書 式

願届の書式

本籍 同上
 右養父 大森良太郎
 本籍 同上
 右養母 いそ
 東京市神田區錦町参丁目百番地
 右父 吉田高治
 本籍 同上
 右母 参男 くらま
 東京市神田區錦町参丁目百番地
 實家戸主 吉田銀三

同養父 大森良太郎
 生年月日
 同養母 大森いそ
 生年月日
 同父 吉田高治
 生年月日
 同母 吉田くらま
 生年月日

□備考□右は養家から更に他家へ養子縁組をする場合の届出である。(民法七四一、八四五、戸籍法八八)

養子縁組届 (其五)

右養子縁組届出候也
 大正七年六月九日
 届出人
 養父 酒出永太郎
 養母 酒出つぎ
 養子 大森友次
 証人 前例ニ同シ
 京橋區長何某殿
 前記養子縁組ニ同意候也
 養子友治養家戸主 大森正次
 同 實家戸主 吉田銀三
 明治九年四月五日生

東京市京橋區弓町拾七番地戸主吳服商
 養父 酒出永太郎
 明治貳年六月九日生
 東京市小石川區水川町千番地戸主清弟亡信次
 妻無職業
 養子 小林はる
 明治貳拾年五月四日生
 東京市小石川區指ヶ谷町百番地
 右父 吉田友造
 本籍地同上
 右母 貳女 くら
 東京市小石川區指ヶ谷町百番地
 實家戸主 吉田友太郎

右養子縁組届出候也

大正七年参月拾日

届出人
 養父 酒出永太郎
 養子 小林はる
 証人 前例ニ做フ
 京橋區長何某殿
 前記養子縁組ニ同意候也
 養子はる婚家戸主 小林清
 同 實家戸主 吉田友太郎
 同父 吉田友造
 同母 吉岡くら
 生年月日

□備考□右は婚家より更に縁組によつて他家に入る場合の届出である。(民法七四一、八四五、戸籍法八八)

養子縁組届 (其六)

東京市神田區美土代町参丁目百番地戸主公吏
 養父亡 保多利市
 明治七年六月五日生

右大正五年四月五日死亡

東京市本郷區五丁目百番地戸主仙吉貳男公吏
 養子 多田淺吉
 明治貳拾四年五月七日生
 本籍 同上
 右父 多田安三
 本籍 同上
 右母 貳男 はな
 右利市遺言ニ依り養子縁組致候間別紙遺言書謄本相添届出候也
 大正五年六月七日
 東京市本郷區眞砂町千番地戸主
 届出人 遺言執行者 鈴木正吉
 明治七年八月九日生
 届出人 養子 多田淺吉
 証人 前例ニ做フ
 神田區長何某殿
 前記縁組ニ同意候也
 養子淺吉戸主兼父
 同意者 多田安三

□備考□右は遺言に依る養子縁組届である。(民法八四八、戸籍法八八、九一)

願届の書式

願 届 の 書 式

養子縁組取消届

東京市神田區美土代町参丁目百番地戸主

養父 保多利市
養子 多田淺吉
明治貳拾四年五月七日生

東京市本郷區五丁目百番地

右父 多田安三
本籍 同上
右母 貳男 是男 是女

(縁組取消ニ因リ入ル可キ家ノアル場合)

東京市本郷區五丁目百番地

養子淺吉ガ入ル可キ家ノ戸主 多田安三

(縁組取消ニ因リ入ル可キ家ノナキ場合)

養子淺吉ハ多田家廢家ノ上縁組ヲ爲シタルニ因リ實家ハ廢家(絶家)トナリ入ル可キ家無之ニ付

東京市小石川區柳町百番地(多田氏一家創立實家井上氏再興)

右大正五年七月六日養子縁組取消ノ裁判確定ニ付キ別紙裁判牒本相添へ届出候也

大正五年九月八日

訴訟提起者 養子 多田淺吉

神田區長何某殿

□備考□右は縁組取消の裁判確定したる場合に訴訟提起者から取消届出を爲す例である。(民法八五二、戸籍法九三)

前記諸例の外

十五年未満の子に代つて繼父母又は嫡母が縁組の承諾及び届出を爲す時に親族會が同意を爲す場合には左の如くするのである。(民法八四三)

届出人 養父 何 某
養子某十五年未満ニ付代テ縁組ノ承諾ヲ爲ス 某
届出人 繼父 尙 某
生年月日 某

養子某十五年未満ニ付代テ縁組ノ承諾ヲ爲ス 某
届出人(嫡母又ハ繼母) 何 某
生年月日 某

前記養子某ノ繼父何某、繼母何某ガ代テ本件縁組ノ承諾ヲ爲スコトニ當親族會ハ同意ス 某
同意者右某親族會員 何 某
生年月日 某

親族會員 何 某
生年月日 某

親族會員 何 某
生年月日 某

十五年以上の養子の繼父母又は嫡母が縁組に同意せざる時親族會の同意を得て届出を爲す旨届書へ附記する場合の例。(民法八四六の二)

養子某ノ繼父何某繼母(嫡母)何某ガ養子縁組ニ同意セザルニ付本人ノ求メニ因リ當親族會ハ同意ス

ルモ各戸主共ニ同意セザルニ付此儘御受理相成度候也

養父 何 某
養子 何 某

次に同意證書を添付する場合の例は左の如くである

同意證書

何縣(府)何郡(市)何町(村)何番地戸主某何男 某

何縣(府)何郡(市)何町(村)何番地戸主某何男 某

養子 何 某

右當事者間ノ縁組ニ同意候也

大正 年 月 日 右同意者戸主 何 某
生年月日 某

養子縁組届 (其一)

東京市本郷區弓町百番地戸主官吏

養父 引田竹藏
明治四年五月六日生

養母 無職業 是 某
明治五年六月七日生

養子 無職業 芳男 某
大正四年八月九日生

願 届 の 書 式

縁組を爲す場合に戸主の同意なき時其旨を届書へ附記する例

前記養子縁組ニ對シ養父何某ハ戸主何某ノ同意養子何某ハ養家戸主何某及實家戸主何某ノ同意ヲ求メタ

同意者右某親族會員 何 某
生年月日 某

親族會員 何 某
生年月日 某

親族會員 何 某
生年月日 某

十五年以上の未成年者の養子の縁組に其家に父母なく後見人及び親族會が同意を爲す旨届書へ附記する例。(民法八四六ノ一)

養子某未成年ニシテ父母其家ニ在ラザルニ因リ本件養子縁組ニ同意ス

右某後見人 同意者 何 某
生年月日 某

同意者某親族會員 何 某
生年月日 某

同上 上 何 某
生年月日 某

同上 上 何 某
生年月日 某

願 届 の 書 式

東京市小石川區柳町百番地 右 父 大 森 利 三
本籍 同上 右 母 四 男 あ き

養子ノ復籍スベキ家ノ戸主父 大 森 太 郎

右養子離縁届出候也
大正七年六月九日

届出人 養父 引 田 竹 藏
養母 引 田 ば る
父 大 森 利 三
母 大 森 あ さ
生年月日 生年月日

養子芳男十五年未滿ニ付代テ離縁ノ協議ヲ爲ス

証人 前例ニ倣フ

本郷區長何某殿

□備考□右は養子が十五年未滿で實家にある父母が代つて離縁の協議及び届出を有す例。(民法八六二ノ二、七三九、戸籍法九五、九六)

養子離縁届 (其二)
東京市四谷區谷中眞鳥町壹番地戸主官吏

養父 大 森 久 次 郎
明治四年六月七日生
養子 無職業 大 森 廣 吉
大正五年四月五日生

東京市牛込區山吹町百番地 右父亡 飯 村 四 郎
東京市赤坂區仲之町百番地 右 母 黒 石 は な

東京市牛込區山吹町百番地 養子廣吉ガ復籍スベキ家ノ戸主 兄 飯 村 太 郎

右養子離縁届出候也
大正七年五月九日

届出人 養父 大 森 久 次 郎
養子廣吉十五年未滿ニシテ實家ニ父母ナキニ付代ツテ離縁ノ協議ヲ爲シタル者

東京市赤坂區仲之町百番地戸主 届出人廣吉親族會員 黒 石 定 吉
明治五年八月九日生
本籍 同上 届出人 同上 黒 石 は な
明治拾年六月五日生

東京市本郷區蓬萊町百番地戸主 届出人 同上 東 五 郎

養子信吉ガ復籍スベキ家ノ戸主父 田 上 三 郎

右養子離縁届出候也
大正六年五月四日

届出人 養父 川 田 久 三
届出人 養子 川 田 信 吉

証人 前例参照

芝區長何某殿

□備考□右は十五年以上の者が養子縁組に付き實家又は養家に復籍する例である。(民法七三九、八六二ノ一、戸籍法九五)若し養父が二十五年に達しない時は其家にある父母の同意を要し、養子が廿五年に達しない時は實家にある父母の同意を要し、父母のない未成年者は親族會の同意を要する。

養子離縁届 (其四)

東京市本郷區弓町百番地戸主時計商 養父 川 本 松 次
明治八年七月六日生

養子無職業 川 本 正 吉
明治貳拾參年九月八日生

東京市小石川區林町百番地 右父亡 河 上 安 次 郎

牛込區長何某殿
□備考□右は養子が十五年未滿で實家に父母が居らない場合に親族會が離縁の協議及び届出を爲す例である。(民法八六二、八六三、七三九、戸籍法九五)

養子離縁届 (其三)

東京市芝區愛宕町壹丁目百番地戸主清父公吏

養父 川 田 久 三
明治四年五月六日生

養子 公吏 川 田 信 吉
明治拾四年六月七日生

東京市本郷區弓町百番地 右 父 田 上 三 郎

本籍 同上 右 母 參 男 よ れ

(養子が養家より前養家へ復籍する場合)

東京市小石川區林町百番地 養子信吉ガ復籍スベキ家ノ戸主養父 松 本 平 三 郎

(養子が實家に復籍する場合)

東京市本郷區弓町百番地 願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

本籍 同上

右 母

貳 男
つぎ

(一)養子正吉ハ廢家ノ上養子縁組ヲ爲シタルニヨリ

(二)養子正吉實家ハ廢家(絶家)トナリタルニヨリ

(三)養子正吉ハ戸主ノ同意ヲ得ズ養子縁組ヲ爲シ復籍拒絶セラレタルニヨリ

復籍スベ

キ家ナキニ付東京市芝區愛宕町參丁目百番地ニ本
田氏ヲ創立ス(實家河上氏ヲ再興ス)
右養子縁組届出候也
大正七年六月九日

届出人 養父 川 本 松 次
届出人 養子 川 本 正 吉

証人 前例ニ做フ

芝區長何某殿
同意附記(前備考参照)

備考□右は十五年以上の者が養子縁組をし復籍すべき家
なく一家創立又は實家再興の場合の例である。(民法七四〇
八六二ノ一、戸籍法九五參照)

養子縁組届 (其五)

東京小石川區柳町千番地戸主千吉父

右戸主千吉弟荒物商

東京市本郷區眞砂町百番地

本籍 同上

本籍 同上

養子金五郎が復籍スベキ家ノ戸主父

右養父五郎死亡ニ付戸主千吉ノ同意ヲ得テ離縁致候ニ付届
出候也
大正七年六月九日

届出人 養子 田 山 五 郎
届出人 養父 太 田 武 雄

証人 前例ニ做フ

備考□右は養父死亡後戸主の同意を得て養子單獨にて離
縁届を爲す場合で同意附記は(其三)の附記を參照。(民法七
三九、八六二ノ三、戸籍法九五、九七)

養子縁組届 (其六)

本籍 同上

本籍 同上

右婚姻届出候也
大正七年六月拾日

届出人 夫 加 藤 一 郎
届出人 妻 松 本 吉 子

東京市芝區三島町六番地

神戸市山之手町六番地

小石川區長何某殿

右婚姻ニ同意候也

夫 一郎母

妻 吉子

妻 吉子

同上母

伊 藤 さ い
明治六年七月八日生

加 藤 は る
生年月日

松 本 清 次
生年月日

松 本 武 市
生年月日

松 本 さ く
生年月日

願 届 の 書 式

當事者ハ(其一)より(其四)ノ記載方ト同シ
右大正七年六月九日離縁ノ裁判確定ニ付別紙裁判牒本相添
へ届出候也
大正七年六月拾壹日
届出人訴訟提起者 養子 何 某
區町村長何某殿
備考□右は裁判による離縁届出の例である。(民法七三九
八六六、戸籍法九五、九八參照)

第四節 婚姻と離婚の届

婚 姻 届 (其一)

東京市小石川區原町百番地戸主酒商

本籍 同上

本籍 同上

京都府二條西洞院東入百番地戸主清次妹無業

明治貳拾七年五月六日生

夫 加 藤 一 郎
明治貳拾五年六月九日生

右實父亡 加 藤 武 雄
長 男

右實母 松 本 吉 子
妻

願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

□備考□右は妻の實家より婚姻する場合。(戸籍法一〇〇)

婚 姻 届 (其二)

長野縣諏訪郡諏訪町壹千番地戸主文吉長男官吏
夫 武 藤 善 吉
明治貳拾年九月八日生

本籍 同上 右實父 武 藤 文 四 郎
長 男

本籍 同上 右實母 右 實 母 長 男
は る

福島縣田村郡三春町百番地戸主三郎妹無職
妻 吉 田 ち ょ
明治貳拾五年六月七日生

本籍 同上 右養父 吉 田 市 助
右養母 吉 田 市 助

本籍 同上 右養母 伊 藤 文 吉
右實父 伊 藤 文 吉

本籍 同上 右實母 伊 藤 勝 太 郎
妻ノ實家戸主 伊 藤 勝 太 郎

右婚姻届出候也
大正七年六月拾七日

届出人 夫 武 藤 善 吉
届出人 妻 吉 田 ち ょ

諏訪町長何某殿
右婚姻ニ同意致候也
証人 前例ニ做フ

夫善吉戸主兼父 武 藤 文 四 郎
生 年 月 日

同上 母 武 藤 善 吉
生 年 月 日

妻ちよ養家戸主 吉 田 三 郎
生 年 月 日

同上養父 吉 田 市 助
生 年 月 日

妻ちよ實家戸主 伊 藤 勝 太 郎
生 年 月 日

婚 姻 届 (其三)

茨城縣筑波郡北條町百番地戸主武四郎長男農
夫 佐 藤 太 郎
明治貳拾五年四月四日生

本籍 同上 右實父 佐 藤 武 四 郎
長 男

本籍 同上 右實母 長 男
あ き

□備考□右は妻が婚家から婚姻する場合の例である。(民法七四一、戸籍法一〇〇参照)

婿 養 子 婚 姻 届

茨城縣新治郡石岡町壹千番地戸主三郎長男亡四郎
妻無職業 妻 吉 田 ち ょ
明治貳拾七年八月九日生

茨城縣新治郡眞鍋町壹千番地
右實父 松 山 英 次
本籍 同上 右實母 松 山 太 郎

茨城縣新治郡眞鍋町壹千番地妻ノ實家戸主
右實母 松 山 太 郎

右婚姻届出候也
大正七年六月九日

届出人 夫 佐 藤 太 郎
届出人 妻 吉 田 ち ょ

証人 前例ニ做フ

北條町長何某殿
右婚姻ニ同意候也
夫太郎ノ戸主兼父 佐 藤 武 四 郎
生 年 月 日

同上 繼母 佐 藤 ち ょ
生 年 月 日

妻はる婚家戸主 吉 田 三 郎
生 年 月 日

妻はる實家戸主 松 山 太 郎

願 届 の 書 式

東京市京橋區弓町十七番地戸主民次女無職業
妻 大 川 す み
明治貳拾五年四月四日生

本籍 同上 右父 大 川 民 次
本籍 同上 右母 大 川 民 次

神奈川縣横濱市櫻木町八番地戸主芳男弟荒物商
夫 井 川 信 吉
明治貳拾年五月六日生

本籍 同上 右父 井 川 福 壽
本籍 同上 右母 井 川 福 壽

右婿養子婚姻届出候也
大正七年六月拾五日

届出人 妻 大 川 す み
届出人 夫 井 川 信 吉

証人 前例ニ做フ

京橋區長何某殿

願 届 の 書 式

二四

右婚養子婚姻ニ同意候也
 妻すみ戸主兼父 大川 民次 生年月日
 同上 母 大川 くに 生年月日
 夫信吉戸主 井 川 芳男 生年月日
 同 父 井 川 福壽 生年月日
 同 母 井 川 あき 生年月日

□備考□右は婚養子婚姻を爲す場合で養子縁組届と同時に婚姻届出を爲すもの。(戸籍法一〇〇)

東京市本郷區湯島五丁目百番地 明治貳拾年九月八日生
 右父 中山 忠吉
 本籍 同上 右母 あさ
 廢家者父孝作ノ入夫婚姻ニ從ヒ入ルベキ者
 庶子男 杉 太郎 明治四拾年五月九日生
 右父 内山 孝作 加藤とく 庶子男
 右母 加藤とく 庶子男
 右孝作ハ入夫婚姻ニヨリ家督相續戸主トナル
 右入夫婚姻届出候也
 大正七年七月拾日

届出人 妻 内山 さき
 届出人 夫 中山 孝作
 證人 前例ニ倣フ
 證人 佐沼町長何某殿
 右入夫婚姻ニ同意候也
 妻 さき未成年ニシテ父母其家ニ無キニ付
 さき後見人 何 生年月日
 さき親族會員 何 生年月日
 同 上 何 生年月日 某

入 夫 婚 姻 届

宮城縣登米郡佐沼町百番地戸主無職業 内山 さき
 妻 明治參拾年七月九日生
 本籍 同上 右父亡 内山 耕作長女
 東京市小石川區指ヶ谷町壹千番地 長 女
 右母 吉川 ナヲ
 東京市神田區小川町參番地廢家戸主官吏 中山 孝作 夫

館町貳百番地ニ山口氏一家創立ス(實家山口氏再興ス)
 右大正參年貳月四日婚姻取消ノ裁判確定ニ付別紙裁判ノ謄
 本相添へ届出候也
 大正參年貳月拾日

訴訟提起者妻すて父 山口 清吉
 生年月日

届 出 人

同 上 何 生年月日 某

備考 右は妻が未成年なる場合だが、若し成年であれば親族會の同意を要しない。夫が廢家者でなく家族である時は戸主又は父母の同意を要する。又夫が入夫婚姻と共に戸主となる場合には家督相續届出を要しない。

婚 姻 取 消 届

宮城縣遠田郡涌谷町百番地戸主 伊 口 一 郎
 夫 伊 口 一 郎
 妻 伊 口 一 郎
 明治貳拾年五月九日生
 宮城縣栗原郡築館町百番地 右父 山口 清吉
 本籍 同上 右母 貳女 吉

(入る可き家のある場合は左の如く記載する事)
 宮城縣栗原郡築館町百番地 妻すてノ入ルベキ家ノ戸主兄 山口 太郎
 (入る可き家なく一家創立又は實家再興の場合は左の如く記載する事)
 妻すてハ廢家ノ上婚姻シタルニ因リ (實家廢家又ハ絶家トナリタルニ因リ) 入ル可キ家ナキニ付宮城縣栗原郡築

涌谷町長何某殿
 □備考□右は利害關係人たる妻の父から婚姻取消の訴訟により裁判確定した時の場合である。(戸籍法一〇二)

靜岡縣靜岡市追手町百番地戸主會社員 夫 佐藤 新平
 明治貳拾年五月四日生
 本籍 同上 右實父亡 佐藤 文助
 本籍 同上 右實母 長男 男
 妻無職業 佐藤 はなみ
 明治貳拾參年五月九日生
 靜岡縣安倍郡清水町百番地 右實父 山田 豊作
 本籍 同上 貳女

離 婚 届

靜岡縣安倍郡清水町百番地 右實父 山田 豊作
 本籍 同上 貳女

願 届 の 書 式

二五

願 届 の 書 式

右 實 母 な っ
 靜岡縣安倍郡清水町百番地 山 田 太 郎
 妻はる復籍スベキ家ノ戸主兄
 (妻が養家に復籍する場合は以上の二行を削り養家の戸主の本籍及氏名を記載する。)
 右離婚届出候也
 大正參年參月五日

届 出 人 夫 佐 藤 新 平
 届 出 人 妻 佐 藤 は る
 證 人 前 の 例 に 做 ぶ
 靜岡市長何某殿
 右離婚ニ同意候也
 妻はる父 山 田 豊 作
 同 上 母 山 口 ち つ
 生 年 月 日
 生 年 月 日

□備考□右は妻が離婚により(實家又は養家)へ復籍する場合の例である。(民法七三九、戸籍法一〇四參照)

婦 養 子 離 婚 届
 東京市京橋區木挽町參丁目四番地戸主民次郎
 妻 小 川 や す
 明 治 貳 拾 五 年 貳 月 七 日 生

本 籍 同 上
 本 籍 同
 右 實 父 小 川 民 次 郎
 右 實 母 貳 女 くら
 戸主民次郎婦養子大工職
 夫 小 川 甚 三 郎
 明 治 貳 拾 年 四 月 五 日 生
 神奈川縣横濱市櫻木町八番地
 右 實 父 井 上 稻 造
 東京市深川區常盤町壹丁目貳番地參男
 右 實 母 齋 田 る い
 神奈川縣横濱市櫻木町八番地
 夫 甚 三 郎 復 籍 ス ベ キ 家 ノ 戸 主 兄 井 上 芳 太 郎
 右離婚届出候也
 大正參年參月九日

届 出 人 妻 小 川 や す
 届 出 人 夫 小 川 甚 三 郎
 證 人 前 の 例 に 做 ぶ
 京橋區長何某殿
 右離婚ニ同意候也
 妻 や す 父 小 川 民 次 郎
 妻 や す 母 小 川 くら
 生 年 月 日
 生 年 月 日

願 届 の 書 式

入 夫 離 婚 届 (其 一)
 東京小石川區柳町百番地戸主貞一郎妻無職業
 妻 太 田 さ と
 明 治 貳 拾 年 七 月 九 日 生
 右 父 亡 太 田 吉 三
 本 籍 同 上
 右 母 貳 女 は る
 夫 官 吏 太 田 定 吉
 明 治 拾 五 年 七 月 九 日 生
 東京市本郷區眞砂町百番地
 右 父 大 森 秀 三
 本 籍 同 上
 右 母 參 男 な っ
 東京市本郷區眞砂町百番地
 夫 定 吉 復 籍 ス ベ キ 家 ノ 戸 主 兄 太 田 市 太 郎
 右 入 夫 離 婚 届 出 候 也
 大 正 六 年 五 月 七 日

届 出 人 妻 太 田 さ と
 届 出 人 夫 太 田 定 吉
 證 人 前 の 例 に 做 ぶ

□備考□右は婦養子離婚を爲す場合の例で、離婚と同時に離縁を爲すものである。(民法七三九、戸籍法一〇四參照)

小 石 川 區 長 何 某 殿
 □備考□右は入夫離婚によつて夫が實家へ復籍する場合の例である。

入 夫 離 婚 届 (其 二)
 東京市本郷區眞砂町百番地戸主忠次妻無職業
 大 内 ひ さ
 明 治 貳 拾 八 年 七 月 六 日 生
 本 籍 同 上
 右 實 父 亡 大 内 武 三 郎
 東京市小石川區柳町百番地
 右 實 母 長 女
 右 實 父 大 川 い ち
 夫 官 吏 大 内 忠 次
 明 治 貳 拾 年 七 月 七 日 生
 本 籍 同 上
 右 實 母 四 男 て い
 夫 忠 次 廢 家 ノ 上 婚 姻 シ タ ル ニ 因 リ (戸 主 ノ 同 意 ヲ 得 ズ シ テ 入 夫 婚 姻 シ 復 籍 拒 絶 セ ラ レ タ ル ニ 因 リ 實 家 廢 家 (又 ハ 絶 家) ト ナ リ タ ル ニ 因 リ) 復 籍 ス ベ キ 家 ナ キ ニ 付
 東京市小石川區林町百番地ニ大山氏一家創立ス(又ハ實家大内氏再興ス)
 右 入 夫 離 婚 届 出 候 也
 大 正 五 年 六 月 七 日

届 出 人 夫 大 内 忠 次

願届の書式

届出人 妻 大内 ひさ
証人) 前の例に倣ふ

本郷區長何某殿

右入夫離婚ニ同意候也

妻ひさ未成年ニシテ父母其家ニ無キニ付キ

ひさ親族會員 大内 太郎

同 上 大川 いち

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

同 上 山本 文吉

第五節 死亡と失踪の届

死亡届 (其一)

愛知縣中島郡一宮町壹千番地 右實父 杉山 五郎
本籍同上 右實母 杉山 五郎
愛知縣中島郡一宮町壹千番地 妻ひさ復籍ス可キ家ノ戸主兄 杉山 太郎
右離婚ノ裁判大正四年四月四日確定ニ別紙裁判ノ謄本相添
へ届出候也
大正四年四月拾日
届出人 訴訟提起者 夫 伊藤 市郎
一宮町長何某殿
□備考□右は離婚の裁判確定に因る場合である。(民法八一
三、戸籍法一〇四、一〇五参照)

愛知縣中島郡一宮町百番地戸主酒商 夫 伊藤 市郎
明治貳拾年七月九日生
右實父亡 伊藤 文藏
長男
右實母 伊藤 ちよ
妻無職業 伊藤 ちよ
明治貳拾四年五月八日生

届出人 戸主 大川 萬吉
生年月日

本郷區長何某殿

□備考□右は戸主が死亡地に於て爲す場合である。
尙死亡届出は未成年者でも意思能力ある届出義務者自身届
出を爲す事が出来る。

死亡届 (其三)

本籍職業不詳 死亡者 男 氏名 不詳
死亡ノ時 大正七年八月拾日午後四時
死亡ノ場所 東京市京橋區川口町八番地
右死亡別紙診断書相添へ届出候也
大正七年八月拾日
届出人同居者
所在 東京市京橋區川口町八番地
本籍 東京市神田區須田町百番地戸主
大野 七郎
生年月日

京橋長何某殿
□備考□右は死亡者の本籍氏名不詳の場合に死亡地へ届出
を爲す例。

願届の書式

届出人 戸主 酒出 要吉
生年月日
奈良市長何某殿
□備考□右は戸主より本籍地へ死亡届を爲す例であるが、
戸主以外の届出義務者より届出を爲す場合には届出人は
奈良縣奈良市大路町拾番地
同居者
届出人(家主、地主、何 生年月日 某
土地、家屋管理人 何 生年月日 某
又病院其他の公設所に於て死亡届義務者なき場合は
死亡届出義務者ナキニ因リ
奈良縣奈良市大路町……戸主
届出人(同病院長又は管理人 何 生年月日 某
養育院長又は管理人 何 生年月日 某

死亡届 (其二)

東京市京橋區弓町拾七番地戸主民藏長男官吏
死亡者 大川 安造
死亡ノ時 大正七年七月七日午後四時
死亡ノ場所 東京市本郷區湯島町參丁目拾番地
右死亡別紙診断書相添へ届出候也
大正七年七月拾日
所在 東京市本郷區湯島參丁目拾番地

願 届 の 書 式

本 籍 判 明 届

本籍職業不詳

死亡者 男 氏名 不詳
右ハ大正四年五月四日死亡届ノ所左ノ通り本籍氏名判明致シ候ニ因リ届出候也

本籍 東京市深川區門前仲町六番地戸主三郎貳男
死亡者 大 磯 常 吉

大正四年六月九日

届 出 人

所在地 東京市京橋區川口町八番地
本 籍 東京市神田區須田町百番地戸主 大 野 七 郎

生 年 月 日

京橋區長何某殿

失 踪 届

茨城縣東茨城郡磯濱町明神町千番地戸主

失踪者 村 田 丑 松

大正四年貳月六日失踪宣告大正元年六月四日(參年、七年)ノ期間満了

右失踪別紙裁判ノ際本添付届出候也

大正四年參月參日

右丑松長男 失踪宣告請求者 村 田 太 郎

生 年 月 日

三〇

磯濱町長何某殿
□備考□右は未成年者でも意思能力ある者は自身届出を爲す事が出来る。

第六節 家督相續と廢除の届

家督相續届 (其一)

東京市下谷區黒門町壹千番地戸主
前戸主英三長男

家督相續人 谷 口 半 藏

明治拾貳年五月四日生

前戸主死亡(隱居、國籍喪失)シタルニヨリ(又ハ婚姻(養子縁組)ヲ取消サレ其家ヲ去リタルニヨリ)(又ハ入夫離婚ニ因リ)大正四年四月四日家督相續戸主ト爲ル

右家督相續届出候也

大正四年四月九日

届 出 人 谷 口 半 藏

下谷區長何某殿

□備考□家督相續人が未成年者なる場合に法定代理人より届出を爲すには届出人を左の如くする

右半藏未成年ニ付親權者母

届 出 人 谷 口 ち ち

り同人弟卯三郎ヲ家督相續人ニ選定シタルコトヲ證明候也

大正六年六月九日

亡 金 次 母 前 川 か れ

家督相續届 (其三)

元東京市小石川區竹早町百番地戸主前川卯三郎弟

東京市本郷區弓町百番地戸主前戸主金次甥

指定家督相續人 大 川 文 男

明治貳拾年五月四日生

右父前川泰三
右母 かね 貳男

前戸主指定人叔父前川金次隱居ニ因リ大正參年四月四日

家督相續戸主トナル

右家督相續届出候也

大正參年四月五日

届 出 人 大 川 文 男

本郷區長何某殿

右相續ニ同意候也

文男實家戸主 前川卯三郎

□備考□右は戸主が他家にある者を相續人に指定し、隱居したる場合の例。(民法九六四、九七九、戸籍法一二五)

家督相續届 (其四)

願 届 の 書 式

□備考□意思能力を有する未成年者は自己から届出を爲す事が出来る。

家督相續届 (其二)

東京市小石川區竹早町百番地戸主前戸主金次弟

選定家督相續人 前 川 卯 三 郎

明治拾壹年七月八日生

前戸主金次死亡ノ處法定及指定ノ家督相續人ナキニ付同人ノ母かねノ選定ニヨリ大正六年六月六日家督相續戸主トナル

右家督相續届出候也

大正六年六月九日

届 出 人 前 川 卯 三 郎

小石川區長何某殿

選 定 證 明 書

東京市小石川區竹早町百番地戸主

被相續人亡 前 川 金 次

右金次弟

選定家督相續人 前 川 卯 三 郎

明治拾壹年七月八日生

右ハ前戸主金次死亡ノ處法定及指定ノ家督相續人ナキニ因

三一

願 届 の 書 式

元東京市小石川區久堅町六番地戸主福田米吉武男
東京市京橋區鹽町八番地戸主前戸主常吉孫
選定家督相續人 山岸竹次郎
大正元年八月拾日生

右父福田米吉
右母 ばる武男

前戸主祖父山岸常吉死亡ノ處法定及指定ノ家督相續人ナ
キニ付親族會ノ選定ニヨリ大正參年貳月七日家督相續戸
主トナル

右家督相續届出候也
大正參年貳月拾日

右竹次郎未成年ニ付後見人

東京市京橋區永島町六番地戸主

届出人 高野松太郎
生年月日

京橋區長何某殿

右家督相續ニ同意候也

同意者竹次郎戸主兼代テ相續ノ承認ヲ爲シタ
ル親權者父 福田米吉
生年月日

□備考□右は親族會に於て他家にある者を相續人に選定し
たる場合である。(民法九六四、九八五、戸籍法一二五)

選 定 證 明 書

東京市京橋區鹽町八番地戸主
被相續人 亡 山岸常吉
東京市小石川區久堅町六番地戸主福田米吉武男
選定家督相續人 福田竹次郎
生年月日

大正參年貳月七日被相續人ノ親族會ニ於テ前記ノ通選定
シ其旨通知シタルニ同日竹次郎親權者父福田米吉代テ相
續ノ承認ヲ爲ス
右證明候也
大正參年貳月拾日

山岸常吉親族會員 山岸きのの
同 上 福田梅吉
同 上 高野松太郎

家 督 相 續 届 (其五)

福島縣相馬郡中村町百番地戸主

家督相續人 胎 兒

前戸主父永吉死亡ニ因リ大正七年五月七日家督相續開始
右家督相續別紙醫師(産婆)ノ診斷書添付届出候也
大正七年六月九日

届出人 母 松岡てるる
明治九年七月五日生

中村町長何某殿

□備考□右は家督相續人が胎兒の場合。(民法九六四、九六

八ノ一、戸籍法一二七參照)

死 體 分 娩 届

福島縣相馬郡中村町百番地前戸主永吉

家督相續人 胎 兒

大正七年六月拾五日死體ニテ分娩

右大正七年六月九日胎兒家督相續届出ノ處死體ニテ分娩シ
タルニ因リ別紙醫師(産婆)ノ檢案書添付届出候也
大正七年六月拾七日

届出人 母 松岡てるる
生年月日

□備考□右は胎兒の相續届を爲した後胎兒が死體で分娩し
た場合の例である。(民法九六八ノ二、戸籍法一二八)

家 督 相 續 届 (其六)

東京市下谷區仲御徒町百番地戸主前戸主善吉孫

家督相續人 近藤盛一

前戸主祖父善吉死亡ニヨリ大正六年五月七日家督相續戸
主トナル

右前戸主善吉武男次郎ヨリ家督相續届出ノ處大正七年壹月
貳日家督相續權回復ノ裁判確定ニ付別紙裁判ノ謄本添付届
出候也

願 届 の 書 式

大正七年壹月四日

届出人 相續權回復者 近藤盛一

下谷區長何某殿

□備考□右は相續權回復ノ裁判確定した場合の例である。
(民法九六六、戸籍法一二九參照)

推 定 家 督 相 續 人 廢 除 届

福岡縣福岡市橋口町百番地戸主善吉長男

家督相續人 内田信三

(一)被相續人ヲ虐待シ又ハ重大ナル

侮辱ヲ加ヘタルニ因リ

(二)疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ

因リ家政ヲ執ルニ不能ニ付

(三)家名ニ汚辱ヲ及ボス罪ニ因リテ

刑ニ處セラレタルニ因リ

(四)浪費者ニテ準禁治産ノ宣告ヲ受

ケ改悛ノ望ナキニ因リ

(五)他家ヲ相續スル爲又ハ婚姻縁組

ニ因リテ他家ニ入ル爲

右家督相續人廢除別紙裁判ノ謄本添付届出候也
大正四年四月拾五日

届出人 被相續人 内田善吉
明治參年六月七日生

福岡市長何某殿

願 届 の 書 式

□備考□民法九百七拾五條及戶籍法百卅一條參照

推定家督相續人廢除取消届

東京市京橋區本栞町貳丁目五番地戶主音松長男
家督相續人 林 久男
右家督相續人廢除取消ノ裁判大正七年六月九日確定ニ付別
紙裁判謄本添付届出候也
大正七年六月拾五日
届出人 林 音松

京橋區長何某殿

□備考□右は民法九七七條、戶籍法百卅二條によるもので、
廢除の場合には被相續人必ず訴訟の提起者であるが、取消は
被相續人及び推定家督相續人は訴を提起する事が出来て、
訴を提起した者から届出を爲すものである。

家督相續人指定届 (其一)

東京市小石川區同心町百番地戶主忠吉弟
指定家督相續人 柴田茂男
法定ノ推定家督相續人ナキニ付右茂男ヲ家督相續人ニ指
定ス
右家督相續人指定届出候也
大正七年六月五日

右茂男戶主
届出人 被相續人 柴田忠吉
生年月日

家督相續人指定届 (其二)

小石川區長何某殿
□備考□右は同籍内の者を家督相續人に指定する例
東京市小石川區同心町百番地忠吉弟
指定家督相續人 柴田芳夫
法定ノ推定家督相續人ナキニ付右茂男ヲ家督相續人ニ指
定ス
右家督相續人指定届出候也
大正七年六月拾日
届出人 被相續人 中野民治
生年月日

小石川區長何某殿

□備考□右は他家の者を家督相續人に指定する場合である
(民法九七九、九八〇、戶籍法一三三參照)

家督相續人指定届 (其三)

東京市小石川區同心町百番地戶主忠吉弟
指定家督相續人 柴田茂男

願 届 の 書 式

法定ノ推定家督相續人ナキニ因リ右茂男遺言ヲ以テ家督
相續人ニ指定セラル
東京市本郷區弓町五拾番地戶主
被相續人亡 中野民治
右家督相續人指定ニ關スル別紙遺言書ノ謄本添付届出候也
大正七年六月九日
東京市下谷區谷中眞島町壹番地戶主
届出人 遺言執行者 安村要吉
生年月日
本郷區長何某殿
□備考□右は遺言による指定家督相續人を其執行者より届
出る場合。(民法九七九、九八〇、戶籍法一三三、一三五)

家督相續人指定取消届 (其一)

東京市小石川區同心町百番地戶主忠吉弟
指定家督相續人 柴田茂男
右家督相續人指定ノ取消届出候也
大正七年六月九日
届出人 右茂男戶主
被相續人 柴田忠吉
生年月日

小石川區長何某殿

家督相續人指定取消届 (其二)
東京市小石川區同心町百番地戶主忠吉弟
指定家督相續人 柴田茂男
東京市本郷區弓町五拾番地戶主
被相續人亡 中野民治
右被相續人中野民治ノ遺言ニ因リ指定取消候ニ付別紙遺言
書ノ謄本添付届出候也
大正七年六月九日
東京市下谷區谷中眞島町壹番地戶主
届出人 遺言執行者 安村要吉
生年月日
本郷區長何某殿
□備考□右は指定家督相續人が遺言によつて取消された場
合の例である。(民法九七九、九八〇、九八一、戶一三五)

指定家督相續人死亡届

東京市小石川區同心町百番地戶主忠吉弟
指定家督相續人 柴田茂男
右柴田茂男家督相續人ニ指定ノ處大正七年五月七日死亡シ
タルニ付届出候也
大正七年五月九日
東京市本郷區弓町五拾番地戶主
届出人 被相續人 中野民治

願 届 の 書 式

本郷區長何某殿

生 年 月 日

後見人の所在地に届出を爲す時は届出人の肩書に其所在を記載すればよい。(民法九〇四、戸籍法一〇九、一一一ノ二)

第七節 後見と親権の届

後見開始届 (其一)

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

被後見人 山本彦次

大正參年五月四日生

右 (一)彦次ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ

(二)彦次ノ親權者父又ハ母親權又ハ財産管理權ヲ喪失シタルニ因リ

(三)彦次ノ親權者母財産管理權ヲ辭シタルニ因リ

大正四年五月五日後見開始

東京市本郷區眞砂町百番地戸主

後見人 木下文造

明治五年五月五日生

右親族會ノ選定ニ依リ大正四年五月五日就職シタルニ付別紙選任ニ關スル證明書相添へ届出候也

大正四年五月拾日

四谷區長何某殿

届出人 木下文造

□備考□右は法定後見人なく親族會の選任に因る場合で、

後見人選任證明書

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

被後見人 山本彦次

東京市本郷區眞砂町百番地戸主

選任後見人 木下文造

大正四年五月五日當親族會ニ於テ木下文造ヲ後見人ニ選任シタルコトヲ證明ス

大正四年五月拾日

山本彦次親族會員

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

願 届 の 書 式

被後見人ニ對シ最後ノ親權ヲ行フ父市次ノ遺言ニ因リ後見人ニ指定セラレ大正五年五月七日就職
右別紙遺言書ノ謄本添付届出候也
大正五年五月拾日
届出人 後見人 右田太郎
京橋區長何某殿
□備考□右は遺言に因り指定せられた後見人就職の場合の例である。(民法九〇一、戸籍法一〇九、一一一)若し母が最後の親權者であつた場合か又は同じ後見の所在地に届出る場合は届出人の肩書に其所在を記載すればよい。

後見人更迭届

東京市京橋區弓町拾七番地戸主

被後見人 伊藤末吉

生 年 月 日

右末吉ニ對シ親權ヲ行フモノナキニ因リ大正五年貳月五日後見開始

東京市小石川區林町百番地戸主

後任後見人 菊池眞吉

明治七年八月九日生

前任後見人右田太郎大正六年壹月七日死亡ニヨリ親族會ニ選任セラレ大正六年參月四日更迭就職右後見人更迭別紙選任證明書相添へ届出候也

大正七年五月七日後見終了

願 届 の 書 式

大正六年參月五日

届出人 後見人 菊池眞吉

京橋區長何某殿

□備考□右は前任後見人と更迭就職した場合の例で、若し後見人の所在地に届出る場合は届出人の肩書に其所在を記載すればよい。(戸籍法一〇九、一一一〇參照)

東京市京橋區弓町拾七番地戸主

被後見人 伊藤末吉

東京市小石川區林町百番地戸主

後見人 菊池眞吉

(一)成年ニ達シタルニ因リ

(二)死亡シタルニ因リ

(三)禁治産ノ宣告ヲ取消サレタルニ因リ

(四)親權者父又ハ母ガ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ取消サレタルニ因リ

(五)父又ハ母ガ其家ニ入り親權ヲ行使スルニ至リタルニ因リ

大正七年五月七日後見終了

右後見終了ニ付届出候也

大正七年五月八日

届出人、後見人 菊池眞吉

生 年 月 日

願 届 の 書 式

京 橋 區 長 何 某 殿

願 權 (又ハ 財 産 管 理 權) 行 使 届

東 京 市 芝 區 白 金 今 里 町 百 番 地 戶 主

田 井 彌 吉

大 正 四 年 五 月 五 日 生

右 彌 吉 父 清 次 郎 大 正 五 年 四 月 五 日 親 權 喪 失 (又ハ 財 産 管 理 權 喪 失) ノ 裁 判 確 定 シ タ ル ニ 因 リ 母 ち ヲ 親 權 (又ハ 財 産 管 理 權) ナ 行 フ

右 親 權 (又ハ 財 産 管 理 權) 行 使 別 紙 裁 判 騰 本 相 添 へ 届 出 候 也
大 正 五 年 四 月 拾 日

届 出 人 未 成 年 者 彌 吉 母 田 井 ち よ 〇

生 年 月 日

芝 區 長 何 某 殿

願 權 (又ハ 財 産 管 理 權) 喪 失 取 消 届

東 京 市 芝 區 白 金 今 里 町 百 番 地 戶 主 彌 吉 父

親 權 (財 産 管 理 權) 喪 失 者 田 井 清 次 郎

右 清 次 郎 大 正 五 年 六 月 五 日 親 權 (又ハ 財 産 管 理 權) 喪 失 ノ 裁 判 確 定 ニ 付 別 紙 裁 判 騰 本 相 添 へ 届 出 候 也

大 正 五 年 六 月 八 日

届 出 人 喪 失 取 消 請 求 者 田 井 清 次 郎 〇

生 年 月 日

第 八 節 入 籍、復 籍、離 籍 の 届

入 籍 届 (其 一)

東 京 市 芝 區 愛 宕 町 壹 丁 目 壹 番 地

入 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 村 山 松 次

東 京 市 小 石 川 區 諏 訪 町 六 番 地 戶 主 幸 吉 弟

入 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 松 次 弟

入 籍 者 中 山 四 郎

明 治 貳 拾 五 年 四 月 五 日 生

右 父 中 山 康 三 四 男

母 中 山 四 郎

右 入 籍 届 出 候 也

大 正 七 年 六 月 拾 日

所 在 東 京 市 芝 區 愛 宕 町 壹 丁 目 壹 番 地

届 出 人 中 山 四 郎 〇

芝 區 長 何 某 殿

右 入 籍 ニ 同 意 候 也

入 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 村 山 松 次 〇

去 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 中 山 幸 吉 〇

生 年 月 日

〇 備 考 〇 右 は 戶 主 の 親 族 に し て 他 家 の 家 族 が 入 籍 す る 場 合 の 例 で あ る。(民 法 七 三 七、戶 籍 法 一 三 七)

入 籍 届 (其 二)

東 京 市 本 郷 區 眞 砂 町 百 番 地

入 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 遠 山 榮

右 榮 參 男

東 京 市 小 石 川 區 林 町 百 番 地 廢 家 者

入 籍 者 遠 山 三 郎

明 治 拾 六 年 五 月 七 日 生

右 父 遠 山 榮 參 男

右 母 亡

廢 家 者 夫 三 郎 二 從 ヒ 共 ニ 入 ル ベ キ 者

妻 遠 山 榮 參 男

明 治 貳 拾 年 四 月 五 日 生

右 父 田 川 永 吉 貳 女

右 母 田 川 永 吉 貳 女

廢 家 者 父 三 郎 二 從 ヒ 共 ニ 入 ル ベ キ 者

長 男 弘 吉

大 正 貳 年 四 月 七 日 生

右 父 遠 山 三 郎 長 男

右 母 遠 山 三 郎 長 男

願 届 の 書 式

右 入 籍 届 出 候 也

大 正 七 年 六 月 拾 日

所 在 東 京 市 本 郷 區 眞 砂 町 百 番 地

届 出 人 遠 山 三 郎 〇

本 郷 區 長 何 某 殿

右 入 籍 ニ 同 意 候 也

入 ル 可 キ 家 ノ 戶 主 遠 山 榮 參 男

〇 備 考 〇 右 は 廢 家 者 が 家 族 と 共 に 入 籍 す る 場 合 の 例 で あ る (民 法 七 六 三、七 三 七、戶 籍 法 一 三 七)

入 籍 届 (其 三)

東 京 市 京 橋 區 船 松 町 五 番 地

入 ル ベ キ 家 ノ 戶 主 富 岡 弘 吉

右 弘 吉 貳 男 永 次 郎 妻 ば ば 從 兄

入 籍 者 木 村 銀 次

明 治 貳 拾 年 七 月 九 日 生

右 父 木 村 善 吉 參 男

右 母 木 村 善 吉 參 男

右 戶 主 及 夫 ノ 同 意 ナ 得 テ 入 籍 爲 致 候 ニ 付 届 出 候 也

大 正 七 年 六 月 九 日

届 出 人 富 岡 弘 吉 〇

生 年 月 日

願 届 の 書 式

京橋區長何某殿

右入籍ニ同意候也

入ル可キ家ノ戸主

去ル可キ家ノ戸主

はる 夫

入籍承諾者

水 村 銀 次

富 岡 永 次 郎

木 村 仁 吉

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

四〇

生 年 月 日

小石川區長何某殿

右入籍ニ同意候也

入ル可キ家ノ戸主

去ル可キ家ノ戸主

同 妻

入籍承諾者

大 山 政 治

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

安 田 千 次 郎

願 届 の 書 式

本郷區長何某殿
□備考□右は戸主の同意を得ず婚姻した家族を離籍する場合。(民法七五〇、戸籍法一三九)

離 籍 届 (其二)

東京市深川區黒江町百番地戸主杉作弟

離籍セラル可キ者 養父 杉 本 孝 吉

離籍セラル可キ者 孝 吉 妻

離籍セラル可キ者 養母

離籍セラル可キ者 右 養 子

養父母ト共ニ去ル可キ者 利次郎

右戸主ノ同意ヲ得ズシテ養子縁組ヲ爲シタルニ因リ離籍ス

右離籍届出候也

大正七年六月九日 届出人 戸主 松 本 杉 作

深川區長何某殿

□備考□右は戸主の同意なく縁組を爲した家族を離籍する場合である。(民法七五〇、戸籍法一三九)

離 籍 届 (其三)

願 届 の 書 式

東京市深川區黒江町百番地戸主松作弟

離籍セラルヘキ者 松 本 孝 吉

右孝吉戸主ノ指定シタル場所ニ居所ヲ轉ズベキ旨ノ備告ニ應セザルニ因リ離籍ス

右離籍届出候也

大正七年六月七日 届出人 戸主 松 本 杉 作

深川區長何某殿

□備考□右は戸主の意に反し居所を定めた家族を離籍する場合である。(民法七四九、戸籍法一三九)

離 籍 二 因 ル 一 家 創 立 届

東京市深川區黒江町百番地 松 本 杉 作

離籍ヲ爲シタル戸主 右 戸 主 弟

創立地 東京市深川區福住町五番地

一家創立者 川 上 孝 吉

明治貳拾年五月四日生

右父亡 松 本 忠 吉 男

右母 松 本 忠 吉 男

右父亡 妻 小 山 泰 吉 女

右母 妻 小 山 泰 吉 女

明治貳拾五年六月七日生

右父 妻 小 山 泰 吉 女

右母 妻 小 山 泰 吉 女

願 届 の 書 式

右戸主ノ同意ヲ得ズ婚姻ヲ爲シタルヲ以テ大正七年四月五日離籍セラレタルニ因リ川上氏ヲ稱シ一家創立ス
右離籍ニ因ル一家創立届出候也
大正七年四月拾日

届出人 川上孝吉

深川區長何某殿
□備考□右は戸主の同意を得ず婚姻をなし、離籍せられた家族が一家を創立する例。(民法七五〇戸籍法一四〇)

復籍拒絶届

東京市本郷區弓町百番地戸主忠吉養子(妻)

復籍ヲ拒マル可キ者 加藤はる

右はるハ戸主ノ同意ヲ得ズ養子縁組(又ハ婚姻)ヲ爲シ他家ニ入りタルニ因リ復籍ヲ拒絶ス

右復籍拒絶届出候也

大正七年六月五日

東京市小石川區同心町百番地戸主

復籍拒絶者はる實家戸主

届出人 安田豊次

生年月日

小石川區長何某殿
□備考□右は戸主の同意なく縁組若しくは婚姻を爲した家族の復籍拒絶の例である。(民七五〇、戸一四一)

- (一)復籍拒絶ニ因ル
- (二)廢家ニ因ル 一家創立届
- (三)絶家ニ因ル

東京市本郷區弓町百番地

(一)復籍拒絶者

(二)廢家ノ戸主 遠藤淺吉

(三)絶家ノ戸主

(一)右淺吉ノ同意ヲ得ズ婚姻(又ハ縁組)ヲ爲シタルニ因リ大正七年五月四日復籍拒絶セラレ

(二)右大正七年五月四日廢家

(三)右大正七年五月四日絶家

元東京市小石川區林町百番地

一家創立者

遠藤彦次

明治貳拾年五月七日生

右父 遠藤千吉

右母 遠藤よし男

(イ)養子離縁(又ハ離婚)シタルモ實家戸主復籍ヲ拒絶

(ロ)養子離縁(又ハ離婚)シタルモ復籍スベキ家ノ廢絶

ニ因リ

大正七年五月貳日東京市本郷區眞砂町百番地ニ遠藤氏ヲ

稱シ一家創立

右一家創立届出候也

大正七年五月六日

届出人 遠藤彦次

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

廢家者 井上平吉

生年月日

右大正五年八月九日附東京區裁判所ノ許可ヲ得テ廢家

東京市牛込區山吹町百番地

入ルベキ家ノ戸主 松本谷吉

右廢家届出候也

大正五年八月拾壹日

届出人 井上平吉

四谷區長何某殿

□備考□右は裁判所の許可を得て廢家の届出を爲す例である。(戸籍法一四三)

る。(戸籍法一四三)

絶家ニ因ル一家創立届

東京市牛込區山吹町百番地

絶家ノ戸主 中山市松

右市松死亡シ家督相続人ナキニ因リ大正七年六月七日絶

家

右戸主市松叔父一家創立者

中山正吉

明治拾五年四月六日生

右父亡 中山英次

右母 白石あさ男

夫正次ノ一家創立ニ從ヒ其家ニ入ル者

本郷區長何某殿
□備考□右の(一)(二)(三)は其内の何れが該當するもの一つを記し、(イ)(ロ)も亦同様である。(戸籍法一四二)若し又養子離縁に因る場合には『一家創立者』の肩書に『何某養子、何某入夫』と記入するものである。

第九節 廢家、絶家、分家の届

廢家 届 (其一)

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

廢家者 井上平吉

明治七年八月九日生

右ハ家督相続ニヨリテ戸主トナリタルモノニアラズ

東京市牛込區山吹町百番地

入ルベキ家ノ戸主 松本谷吉

右廢家届出候也

大正五年八月九日

届出人 井上平吉

四谷區長何某殿

□備考□右は民法七六二、戸籍法一四三参照

廢家 届 (其二)

願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

妻 は る
 明治貳拾年六月七日生
 創立地 東京市牛込區寺町百番地ニ中山氏ヲ稱シ一
 家創立
 右絶家ニ因ル一家創立届出候也
 大正七年六月九日
 届出人 中山 正 吉

牛込區長何某殿
 □備考□右は戸主が死亡、国籍喪失、入夫離婚、婚姻又は
 縁組の取消に因つて其家を去つた時、其家に家族あるも何
 れも家督相續を爲さない場合の例である。(民法七四五、七
 六四、戸籍法一四五)

分 家 届

東京市小石川區柳町百番地
 本家戸主 岩 田 秀 吉
 右戸主秀吉弟分家ノ場所東京市本郷區弓町百番地
 分家ノ戸主トナルベキ者 岩 田 直 三
 明治拾年七月八日生
 本籍 本家戸主同シ
 右父 岩 田 作 造
 本籍 同上
 右母 參 男 是 夫
 分家ノ家族トナルベキ者

妻 か ね
 明治拾五年五月六日生
 茨城縣水戸市下市二丁目百番地
 本籍 同上
 右父 飯 田 長 作
 右母 ち ょ
 分家ノ家族トナルベキ者
 長 男 銀 太 郎
 明治參拾年五月拾日生
 右父 岩 田 直 三
 右母 岩 田 直 三 長 男
 分家ノ家族トナルベキ者
 長 女 と く
 明治參拾五年五月四日生
 右父 岩 田 直 三 長 女
 右母 岩 田 直 三 長 女

右分家届出候也
 大正七年六月拾日
 所在 東京市本郷區弓町百番地
 本郷區長何某殿
 右分家ニ同意候也
 本家戸主 岩 田 秀 吉
 生年月日 岩 田 銀 太 郎

□備考□右は家族が其妻及び十五年以上の直系卑屬と共に
 分家を爲す場合の例。(民法七四三、戸籍法一四五)

廢 家 (絶 家) 再 興 届

東京市牛込區山吹町百番地
 廢家(絶家)戸主 黒 田 吉 郎
 右明治參拾年九月八日廢家(絶家)
 東京市小石川區音羽町百番地戸主正三叔父
 廢家(絶家)戸主吉郎弟
 再興者 白 田 吉 三 郎
 明治拾壹年九月八日生
 右父亡 白 田 正 次 參 男
 右母 白 田 正 次 參 男

第 十 節 轉 籍、就 籍、寄 留 の 届

轉 籍 届 (其 一)

東京市本郷區眞砂町百番地戸主
 新本籍 東京市本郷區湯島五丁目參番地
 加 藤 貞 造
 右轉籍届出候也
 大正七年六月九日
 届出人 加 藤 貞 造
 生年月日

□備考□右は同一町村内に轉籍する場合である。

轉 籍 届 (其 二)

東京市本郷區眞砂町百番地戸主
 新本籍 東京市下谷區竹町百番地
 加 藤 貞 造
 右轉籍致シ候ニ付別紙戸籍謄本添付届出候也
 大正七年六月九日
 所在 東京市下谷區竹町百番地
 届出人 加 藤 貞 造
 生年月日
 下谷區長何某殿

願 届 の 書 式

妻 は る
 明治貳拾年六月七日生
 創立地 東京市牛込區寺町百番地ニ中山氏ヲ稱シ一
 家創立
 右絶家ニ因ル一家創立届出候也
 大正五年四月五日
 届出人 白 田 吉 三 郎
 小石川區長何某殿
 右廢家(絶家)再興ニ同意候也
 戸主 白 田 正 三

願 届 の 書 式

□備考□右は他の市町村へ轉籍する場合である。

就 籍 届 (其一)

就籍ノ場所 東京市京橋區弓町拾番地

就籍者 戸主 香川 芳造

明治九年七月八日生

右父亡 香川 太郎 參男

就籍者 母 香川 幸子

天保七年七月七日生

右父亡 田川 一 郎 貳女

就籍者 妻 田川 幸子

明治拾六年五月五日生

右 山本 幸子 私人子女

私生子女

右ハ大正四年四月四日東京區裁判所ノ許可ヲ得テ就籍ヲ爲シタルニ因リ別紙許可ノ裁判ノ謄本添付届出候也

大正四年四月拾日

届出人 香川 芳造

京橋區長何某殿

□備考□右は就籍者が戸主及び家族なる時の場合である。(戸籍法一六〇、一六一)

就 籍 届 (其二)

東京市京橋區弓町拾番地戸主太郎從弟

就籍者 香川 三次郎

明治拾七年六月九日生

右父 香川 五郎 庶子男

右母 加藤 あき 庶子男

右大正四年四月四日東京區裁判所ノ許可ヲ得テ戸主太郎從弟ニ就籍ヲ爲シタルニ因リ別紙許可ノ裁判ノ謄本添付届出候也

大正四年四月拾日

届出人 就籍者 香川 三次郎

京橋區長何某殿

□備考□右は家族として就籍する場合であるが、若し就籍の許可を得た者が届出をしない場合には左の如く記載し戸主が届出を爲すのである。

右三次郎就籍ノ許可ヲ得タルモ届出ヲ爲サザルニ因リ

届出人 戸主 香川 太郎

生年月日

住 所 寄 留 届 (其一)

寄留ノ時 大正五年四月五日

寄留ノ場所 東京市本郷區湯島五丁目五番地

本 籍 兵庫縣加東郡社町百番地戸主土族

助 太 郎 長 男 公 吏

川 口 德 藏

明治拾年五月八日生

妻 無業 さき

明治貳拾年四月六日生

長男學生 久也

明治參拾八年拾月九日生

右住所寄留届出候也

大正五年四月拾五日

届出人 川 口 德 藏

本郷區長何某殿

東京市小石川區音羽町五番地

承諾者 家主 小林 四郎

□備考□寄留届は九拾日以上本籍地外に居住する目的で住居所を定めたら其定めた日から拾四日以内に届出を爲すものである。右は世帯主が住所寄留の場合。

住 所 寄 留 届 (其二)

寄留ノ時 大正五年四月五日

寄留ノ場所 東京市本郷區湯島五丁目五番地川口

本 籍 千葉縣印旛郡佐倉町七拾壹番地戸主

時三參女 婢 丙川 とよ

明治貳拾八年九月七日生

願 届 の 書 式

右住所寄留届出候也

大正五年四月拾日

届出人 川 口 德 藏

本郷區長何某殿

□備考□右は店員、僕婢、徒弟等、世帯に屬する者の寄留を爲す場合である。

寄留ノ時 大正五年四月四日

寄留ノ場所 東京市本郷區湯島五丁目五番地

本 籍 茨城縣筑波郡谷田部町百番地戸主

泰助參男商店員

承諾者 家主 阿部 五郎

妻無職業 あき

明治貳拾七年六月五日生

届出人 内 田 源 藏

本郷區長何某殿

東京市小石川區林町百番地

承諾者 家主 阿部 五郎

妻無職業 あき

明治貳拾七年六月五日生

届出人 内 田 源 藏

本郷區長何某殿

東京市小石川區林町百番地

承諾者 家主 阿部 五郎

妻無職業 あき

明治貳拾七年六月五日生

届出人 内 田 源 藏

本郷區長何某殿

東京市小石川區林町百番地

承諾者 家主 阿部 五郎

妻無職業 あき

明治貳拾七年六月五日生

届出人 内 田 源 藏

本郷區長何某殿

東京市小石川區林町百番地

承諾者 家主 阿部 五郎

妻無職業 あき

明治貳拾七年六月五日生

届出人 内 田 源 藏

本郷區長何某殿

願 届 の 書 式

四 八

密 留 所 變 更 届 (其 一)

變 更 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日
 原 寄 留 所 東 京 市 牛 込 區 山 吹 町 百 番 地
 住 所
 新 寄 留 所 東 京 市 牛 込 區 矢 來 町 百 番 地
 本 籍 兵 庫 縣 津 名 郡 洲 本 町 百 番 地 戶 主 平 民
 四 郎 長 男 會 社 員 平 田 東 吉
 妻 無 職 業 生 年 月 日
 長 男 無 職 業 生 年 月 日
 英 雄 生 年 月 日

右 寄 留 所 變 更 届 出 候 也

大 正 六 年 六 月 拾 日

届 出 人 平 田 東 吉

牛 込 區 長 何 某 殿

東 京 市 小 石 川 區 竹 早 町 百 番 地

承 諾 者 家 主 吉 田 五 郎

□ 備 考 □ 右 は 同 一 の 區 市 町 村 内 で 寄 留 所 を 變 更 す る 場 合 で あ る。

密 留 地 變 更 届 (其 二)

變 更 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日

右 退 去 届 出 候 也

大 正 六 年 六 月 壹 日

退 去 届 (其 一)

退 去 ノ 時 大 正 五 年 五 月 五 日
 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 牛 込 區 矢 來 町 拾 番 地
 本 籍 千 葉 縣 千 葉 郡 千 葉 町 拾 番 地 戶 主 英 吉 貳 男
 退 去 先 朝 鮮 (臺 灣) 田 中 忠 吉
 生 年 月 日

□ 備 考 □ 右 は 他 の 市 町 村 よ り 寄 留 地 を 變 更 す る 場 合。

右 寄 留 地 變 更 届 出 候 也
 大 正 六 年 六 月 拾 日
 届 出 人 久 保 市 藏
 本 鄉 區 長 何 某 殿
 東 京 市 小 石 川 區 林 町 百 番 地
 承 諾 者 家 主 鈴 木 義 嗣

牛 込 區 何 某 殿
□ 備 考 □ 右 は 寄 留 者 が 朝 鮮 其 他 に 居 住 す る 目 的 を 以 て 退 去 す る 場 合 に 前 以 て 其 届 出 を 有 す 例。

退 去 届 (其 二)

退 去 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日
 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 牛 込 區 矢 來 町 拾 番 地 何 誰 方
 本 籍 千 葉 縣 千 葉 郡 千 葉 町 拾 番 地 戶 主 英 吉 貳 男
 退 去 先 何 所 田 中 忠 吉
 生 年 月 日

右 復 歸 届 出 候 也

大 正 六 年 六 月 拾 日

妻 渡 邊 清
 生 年 月 日
 長 男 生 年 月 日
 英 男 生 年 月 日

□ 備 考 □ 右 は 寄 留 者 が 寄 留 の 場 所 を 退 去 し 本 籍 に 復 歸 し た 場 合 の 例 で あ る。

復 歸 届 (其 二)

復 歸 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日
 住 所 外 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 本 鄉 區 弓 町 拾 番 地
 本 籍 福 島 縣 相 馬 郡 中 村 町 拾 番 地 戶 主
 住 所 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 小 石 川 區 林 町 百 番 地
 高 橋 良 藏

妻 生 年 月 日
 長 男 生 年 月 日
 清 生 年 月 日

復 歸 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日
 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 小 石 川 區 東 青 柳 町 五 番 地
 本 籍 茨 城 縣 水 戸 市 上 市 黒 羽 根 町 拾 番 地 戶 主

願 届 の 書 式

四 九

右 退 去 届 出 候 也

大 正 六 年 六 月 參 拾 日

届 出 人 連 帶 世 何 某

牛 込 區 長 何 某 殿

□ 備 考 □ 右 は 寄 留 者 が 退 去 し て か ら 貳 拾 日 間 を 經 過 し て も 役 所 よ り 通 知 な き 場 合 に 世 帶 主 家 主 等 か ら 其 届 出 を 爲 す 例 で あ る。

復 歸 届 (其 一)

復 歸 ノ 時 大 正 六 年 六 月 六 日
 寄 留 ノ 場 所 東 京 市 小 石 川 區 東 青 柳 町 五 番 地
 本 籍 茨 城 縣 水 戸 市 上 市 黒 羽 根 町 拾 番 地 戶 主

願 届 の 書 式

右復歸届出候也

大正六年六月拾日

届出人 高橋 良 藏

右ハ大正四年參月七日戸主信吉ノ轉籍ニヨリ本籍右之通リ更正相成度候ニ付届出候也

大正四年參月拾日

届出人 根本 俊 彦

寄留別變更届

變更ノ時 大正四年參月拾日

寄留場所 東京市小石川區原町拾番地居所(住所)

本 籍 千葉縣千葉郡千葉町拾番地戸主

川 田 久 次

生年月日

右住所ヲ居所ニ(居所ヲ住所ニ)變更致候ニ付届出候也

大正四年參月拾四日

届出人 川 田 久 次

小石川區長何某殿

本籍更正届

寄留ノ場所 東京市牛込區矢來町拾番地

原 籍 福島縣相馬郡中村町拾番地平民

信吉長男會社員

更正本籍 東京市下谷區竹町拾番地戸主信吉長男

五〇

第十一節 氏名族稱變更の届

名 變 更 届

東京市小石川區原町拾番地戸主

變更前ノ名 大橋 保吉

變更シタル名 永春

右大正五年五月五日小石川區長ノ許可ヲ得テ前記ノ通り名變更シタルニ因リ別紙許可書ノ際本添付届出候也

大正五年五月拾日

届出人 大 高 永 春

生年月日

小石川區長何某殿

氏 變 更 届

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

隱居者 清 水 新 吉

生年月日

右老衰家政ヲ執ルコト能ハザルニ因リ隱居

右新吉長男

家督相續人 清 水 文 吉

生年月日

右隱居届出候也

大正五年五月五日

届出人

隱居者 清 水 新 吉

家督相續人 清 水 文 吉

四谷區長何某殿

前記家督相續單純承認候也

家督相續人 清 水 文 吉

能力ヲ有し且つ相續の單純承認ヲ有したる場合の例である。

(民法七五二、戸籍法一一五)

隱 居 届 (其二)

東京市四谷區傳馬町壹丁目五番地戸主

隱居者 清 水 新 吉

生年月日

右養子縁組ニ因リ他家ニ入ル爲メ隱居

五一

第十二節 隱居届

隱 居 届 (其一)

願 届 の 書 式

東京市小石川區原町拾番地戸主

變更前ノ氏 高橋 一 郎

變更シタル氏 池 上 一 郎

右ハ大正參年四月五日小石川區長ノ許可ヲ得テ前記ノ通リ變更シタルニ因リ別紙許可書ノ際本添付届出候也

大正參年四月拾日

届出人 池 上 一 郎

生年月日

小石川區長何某殿

族 稱 變 更 届

東京市本郷區眞砂町拾番地戸主

舊族稱士族

新族稱華族

伊 藤 信 男

伊 藤 信 男

右大正四年四月四日華族ニ列セラレ族稱變更シタルニ因リ別紙辭令書ノ際本添付届出候也

大正四年四月拾日

届出人 伊 藤 信 男

生年月日

本郷區長何某殿

願問の書式

東京市下谷區竹町貳番地戸主助藏弟
指定家督相續人 安川英造

生年月日

右大正四年參月五日附東京區裁判所ノ許可ヲ得テ隱居致候
ニ付別紙許可書原本相添届出候也

大正四年參月七日

届出人

隱居者 清水新吉
指定家督相續人 安川英造

四谷區長何某殿
備考 右は裁判所の許可を得て隱居し指定相續人が他家
に在る場合の例である。(民法七五四、戶籍法一一五)

第二章 訴訟と申請書式

支拂命令申請書 (用紙美濃紙)以下同

貸金請求事件
請求金額

住所職業
債權者 何ノ誰
債務者 何ノ誰

何區裁判所監督判事何某殿

何ノ誰

願問の書式

住所職業
債權者 何ノ誰
債務者 何ノ誰
右債權者ニ對シ明治年月日御座(何)號支拂命令申請仕該命
令ハ明治年月日送達相成候處債務者ハ法定ノ期間内ニ支拂
ヲ爲サス又異議ノ申立ヲモ爲ササルニ付假執行ノ宣言ヲ付
シタル執行命令御下付被下度別紙計算書相添此段申立候也

假住所届

住所

何ノ誰

別紙 計算書 假執行宣告申立費用

一金何圓也
内譯
金何錢 印紙代
金何錢 申請書記料
金何錢 送達料
金五拾錢 出頭一日分日當
右ノ通ニ候也

年 月 日 何ノ誰

何裁判所書記課御中

右假住所戸主

何ノ誰

假執行命令申請書

支拂命令ニ對スル異議申立書

住所職業
異議申立人 何ノ誰
右ハ債權者何ノ誰ヨリノ申請ニ依リ明治年月日送達アリタ
ル何區裁判所ノ(何)第何號支拂命令ハ之ニ應スヘキ義務無
之候間異議申立候也

年 月 日 何ノ誰

何區裁判所監督判事何某殿

何ノ誰

住所

何ノ誰

債務者何ノ誰ニ係ル貸金請求事件ニ付前記何ノ誰方ヲ自分
ノ假住所ト定メ候間本件ニ關スル總テノ書類ハ同人方ヘ御
送達相成度送達ノ節自分不在ナレハ右戸主又ハ家族ノ者ニ
御送達被成下度此段連署ニテ御届申上候也

年 月 日

右假住所戸主

何ノ誰

願問の書式

右原本ニヨリ謄寫候也
 年 月 日 何 支 金 庫
 何區裁判所御中 何 誰

不動産假差押命令申請書

住所職業族籍
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰

請求金額 貸金
 一金何百圓 利子明治何年月日ヨリ年月日迄ノ分
 右債權者ハ債務者ニ對シ前記金額ノ債權有之請求訴訟提起
 可致心得ノ處起訴ニ先シ債務者ノ所有不動産假差押ヲ申
 請ス其理由左ニ疏明致候

疏明
 一債權者ハ債務者ニ對シ明治何年月日金百圓ヲ貸與シ利息ハ
 一圓ニ付一ヶ月何錢ニテ何年月日返済ノ契約致シ別紙證
 據物寫ノ如ク契約證書ヲ取置キ申候然ルニ期限經過致シ
 今以テ元利一切返金無之加之債務者ハ少所有不動産ヲ他
 人名義ニ書替ヘ以テ債權者ノ債權ヲ害セントスルノ徵候
 有之此儘ニ致置キ候トキハ他日本案判決執行上ニ至リ者

シキ困難ヲ生スル虞有之依テ債務者所有ニ係ル別紙目錄
 ノ不動産ニ對シ假差押ノ御命令被成下度候右ノ事由ニ付
 御命令ノ保證金提供可致候間本申請御聽許被成下度候也
 年 月 日 右 何 誰
 何區裁判所監督判事某殿 何 誰

(附屬書類)

借用金證券
 一金百圓也
 年 月 日 借主 何 誰
 何 誰 殿

不動産目錄
 何郡何村何番地
 一田何反何畝歩
 同郡同村何番地
 一畑何反何畝歩
 右見積價格金何圓也
 右之通ニ候也
 年 月 日 右 何 誰
 外ニ
 裁判所ニテ認證シタル右不動産登記簿原本一通ヲ添付ス
 外ニ

願問の書式

住所族籍職業
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰
 同 同
 被申請人 何 誰
 申請人 何 誰
 同 同
 何區裁判所監督判事某殿 何 誰

訴訟提起命令申請書

被申請人某ニ貸與有之旨ヲ以テ大正何年月日何裁判所(何)第
 何號假差押命令ヲ以テ申請人ノ動不動産假差押ヲナシタル
 モ自分ハ右債務無之不當ノ假差押ナルヲ以テ其理由辨明致
 度ニ付被申請人ニ對シ速ニ訴訟提起スヘキ旨ノ御命令有之
 度右申請候也
 年 月 日 右申請人 何 誰
 何裁判所判事某殿 何 誰

不動産假差押命令執行申請書

住所族籍職業
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰
 同 同
 被申請人 何 誰
 申請人 何 誰
 同 同
 何區裁判所監督判事某殿 何 誰

債權假差押命令申請書

住所族籍職業
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰
 同 同
 第三債務者 何 誰
 前書ノ金額債務者ニ對シ請求權有之候ニ付訴訟提起可致候
 處債務者ニ於テ財產ヲ他ニ取立又ハ他ニ讓渡スル模樣アリ
 依テ債務者カ第三債務者ニ對シ有スル身元保證金何圓假差
 押相成度候
 右ノ事實ニ付御命令ノ保證金提供可仕候間御許可相成度候
 此段申請候也
 年 月 日 右債權者 何 誰
 何裁判所判事某殿 何 誰

債權差押命令申請書

住所族籍職業
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰
 同 同
 債權者 何 誰
 債務者 何 誰
 同 同

願 届 の 書 式

第三債務者 何ノ誰

何區裁判所監督判事某殿

請求ノ表示
一金何圓也
貸 金
一金何圓也
訴訟費用
合計金何圓也

債權取立命令申請書

住所族籍職業

債權者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

理由
右金額ハ大正何年月日何裁判所(何)第何號ヨリ何々訴訟事件執行力アル判決正本ニ基キ債務者ノ辨濟スヘキモノニ有之候
因テ右金額ノ辨濟ニ充ル爲メ第三者ヨリ債務者ニ引渡スヘキ何々ノ金何圓ニ對シ差押ノ御命令アラソトヲ求ム

年 月 日 右債務者 何ノ誰

債權假差押執行申請書

住所職業族籍

債權者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

右當事者間債權假差押事件ニ付債權假差押ニ基ク第三債務者ニ對シ假差押執行相成度申請候也

年 月 日 右債權者 何ノ誰

債權轉付命令申請書

住所族籍職業

債權者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

同 債務者 何ノ誰

右債權者ハ明治(何)第何號事件執行ニ依リ第三債務者ニ對

訴 狀

年 月 日 右債權者 何ノ誰

年 月 日 原告人 何ノ誰

委任消滅届

住所族籍職業

原告 何ノ誰

同 被告 何ノ誰

右當事者ノ御廳明治何年(何)第何號何々事件ニ付原告ノ都合ニヨリ其代理人何ノ誰ノ訴訟代理ヲ解除仕候此段御届申上候也

何地方裁判所判事某殿

原告本人 何ノ誰

貸金請求事件

訴訟ノ目的物 貸 金
一金何百圓也
右利息大正何年月日迄ノ分
一金何圓也
合計金何圓也

一定ノ申立

被告人ハ金何百圓ニ大正何年月日ヨリ本件執行迄金壹圓ニ付一ヶ月何錢ノ割合ヲ以テ利息ヲ添ヘ原告人ニ辨濟シ訴訟費用ハ被告ノ負擔タルヘシトノ御判決アリ度候

請求ノ原因

一原告ハ大正何年月日被告ニ金何百圓ヲ貸與シ利息ハ月壹圓

願 届 の 書 式

願 届 の 書 式

貸金請求事件ノ答辯

原告ノ請求ヲ却下シ訴訟費用ハ原告ノ負擔タルヘシトノ御
判決相成度候
申立ノ原因

原告何ノ誰ヨリ大正何年月日被告何ノ誰ニ金何百圓ヲ貸與
シ返済未了ノ旨ヲ以テ本訴ニ及ハレ候得共被告何ノ右債權
者ニ大正年月日既ニ完全ニ支拂ヒタルヲ以テ本請求ニ應ジ
難ク候

證據方法
一金何圓
元利受取證書一通
右答辯致候也

年 月 日 被告人 何 ノ 誰
何地方裁判所何部長判事某殿

訴 狀

住所族籍職業

原告 何 ノ 誰
被告 何 ノ 誰

家屋明渡請求ノ訴

請求目的

何區何町何番地
一木造何家
建坪何程

壹 棟

右家屋ノ明渡ヲ請求スルヲ以テ本訴ノ目的トス
一定ノ申立

被告ハ原告ニ何區何町何番地所在木造何家一棟ヲ明渡スヘ
シ訴訟費用ハ被告ノ負擔タルヘシトノ判決ヲ求ム
請求ノ原因

原告ハ何年月日被告原告所有前記ノ家屋ニ家賃ヲ毎月金何
圓トシ貸渡シ候處大正年月日被告ハ家賃ヲ拂ハサルヲ以テ
民法ノ規定ニ從ヒ大正年月日原告ヨリ契約解除ノ催告ヲ發
シタルトモ被告ハ依然住居致居候

證據方法
一甲第一號證 貸家證書ヲ以テ立證ス
一………

年 月 日 原告 何 ノ 誰
何裁判所長判事某殿

不動產假處分命令申請書

住所族籍職業

申請人 何 ノ 誰
同 何 ノ 誰
被告 何 ノ 誰

假處分ノ目的タル不動産

何區何町何番地所在
一木造何家
此建坪何程

壹 棟

願 届 の 書 式

右價格金何圓

假處分ノ理由タル事項

一申請人ハ其所有ニ係ル前掲家屋ヲ大正年月日一ヶ月金何
圓ニテ毎月何日拂約ヲ以テ被申請人ニ貸渡シタリ然ルニ
大正何年月日ヨリハ家賃ヲ拂ハス加之近日該家屋ヲ他ニ
轉貸セントスルノ徵候有之依テ家屋明渡ノ請求出訴可致
候處判決ノ執行困難ナラサル爲メ判決確定迄假處分アリ
度候

申 立

一本件争ノ建物ニ付キ被申請人ノ占有ヲ解キ判決確定ニ至
ル何區裁判所執達吏某ヲシテ保管セシムル旨御判決相成
度候也

疏明方法

一貸家證書 一通
一被申請人ノ隣人ヨリ通知書狀 一通
附屬書類

年 月 日 右申請人 何 ノ 誰
何裁判所判事某殿

訴 狀 (預リ品取戻ノ訴狀書式)

住所族籍職業

原告 何 ノ 誰
同 何 ノ 誰

被告 何 ノ 誰

請求ノ目的

一金圓懷中時計
但龍頭卷兩蓋中蓋附總十八金器械アングル
此價拾八圓

請求ノ原因

原告ハ被告ニ對シ大正年月日前記ノ物品ヲ預ケ置キタルニ
何年月日引渡サス依テ本訴提起仕候

一定ノ申立

被告ハ原告ニ金圓懷中時計一ヶ但龍頭卷兩蓋中蓋附總十八
金器械アングル番號何番ノ品ヲ引渡スヘシ訴訟費用ハ被告
ノ負擔トストノ御判決相成度候也

證據方法

一甲第一號證 預リ證書 一通
附屬書類

大正年月日 原告 氏 名
何區裁判所判事某殿

訴 狀 (土地賣買登記請求訴狀書式)

住所族籍職業

原告 氏 名
同 氏 名
被告 氏 名

願 届 の 書 式

土地賣買登記請求ノ訴
 請求ノ目的
 何縣何郡何村何番地
 一田何反何畝歩
 此價格金何圓也
 右土地原告人某ノ所有名義ニ登記スルヲ以テ本訴ノ目的ト
 ス

一定ノ申立

被告ハ原告ノ爲メ何縣何郡何村何番地田何反畝歩ヲ賣買ニ
 因ル所有權移轉登記手續ヲナスヘシ
 訴訟費用ハ被告人ノ負擔タルヘシト判決ヲ求ム

請求ノ原因

原告ハ大正年月日被告人ノ住所ニ於テ被告所有ノ前掲土地
 ナ代金何圓ニテ買取ル契約ヲ爲シ其代金悉皆ヲ渡シ之カ引
 換ニ賣買契約書ヲ受取りタリ然シテ其翌日登記所ニ同道シ
 登記ヲ受グヘキ約束ナルニ之ニ違反シ被告ハ同行ヲ肯セス
 遂ニ今日迄モ右賣買登記ヲ受クル能ハサルヲ以テ本訴ヲ提
 起致候也

證據方法

一土地賣買契約書ヲ以テ立證ス
 年 月 日 原告人 氏 名

何裁判所判事某殿

假處分假登記命令申請書

住所族籍職業
 申請人 何
 同 誰
 被申請人 何
 誰

事實及理由

右當事者間ノ假處分登記命令ヲ爲ス理由左ニ
 申請人ハ被申請人ノ所有ニ係ル何郡何村何番地田何反畝歩
 ナ大正何年何月日代金ヲ以テ買取リ右代金ヲ渡シ買渡證書
 ナ受取りタリ然ルニ其翌日登記ヲ爲スヘキ約束ニ違背シ被
 申請人ハ登記所ヘ同行ヲ肯セス其儘ニ致シ置クトキハ申請
 人ハ危險ナルヲ以テ土地所有權移轉登記ノ必要アリ別紙目
 録ノ土地ニ對シ不動産登記法第三十二條ニ依リ假處分假登
 記ノ命令ヲ申請ス

申請ノ趣旨

何縣何郡何番地田何反畝歩ハ被申請人某ヨリ申請人某ニ賣
 買ニ因ル所有移轉ノ假登記アラントヲ求ム

證據方法

一土地賣買證書 一通
 一不動産登記簿謄本 一通
 一不動産目録 一通
 右申請候也

年 月 日 申請人 何 誰

何區裁判所判事某殿

檢 證 申 立 書

住所族籍職業
 原告 何
 同 誰
 被告 何
 誰

右當事者間ノ御廳大正何年(何)第何號何々事件ニ付原告主
 張何々ノ事實ニ付キ被告ハ何々ノ抗辯有之候ニ付現場へ御
 臨檢檢證被成下度候

檢證物ノ表示

一何縣何郡何村臨檢何々ニ付御檢證被成下度候
 右申立候也

年 月 日 原告又ハ被告 何 誰

何裁判所判事某殿

訴訟登錄閱覽願

住所族籍職業
 原告 何
 同 誰
 被告 何
 誰

右當事者ノ御廳明治何年(何)第何號訴訟事件記録一覽致度
 願上候也

年 月 日 原告又ハ被告 何 誰

何裁判所書記課御中

願 届 の 書 式

缺 席 判 決 ニ 對 ス ル 故 障 申 立 書

住所族籍職業
 原告 何
 同 誰
 被告 何
 誰

右當事者間ノ御廳大正何年(何)第何號何々事件ニ付大正何
 年月日左ノ缺席判決アリ何月原告ニ送達セラレ

缺席判決ノ表示

原告ノ請求ヲ却下ス
 訴訟費用ハ原告ノ負擔トス
 以下略ス

右判決ニ對シ故障申立候也

年 月 日 原告 何 誰

何裁判所判事某殿

口 頭 辯 論 期 日 指 定 申 請 書

住所族籍職業
 原告 何
 同 誰
 被告 何
 誰

右當事者間御廳大正何年(何)第何號何々訴訟事件休止中ノ
 處口頭辯論開始セラレ度此段申請仕候也

年 月 日 原告 何 誰

願 届 の 書 式

何裁判所判事某殿

判決正本送達申請

原告 何 何 誰 誰
 被告 何 何 誰 誰
 右當事者ノ貴廳大正何年(何)第何號何何事件ニ付何月何日
 言渡サレタル判決正本ヲ當事者ニ御送達被成下度申請候也
 年 月 日 原告 何 何 誰 誰
 何裁判所民事部書記課御中

一金………也 右提出日當一日分
 一金………也 何月日呼出狀送達費
 一金………也 何月日口頭辯論出頭日當
 一金………也 何月日言渡出頭日當
 右申請書認料 判決正本送達申請印紙代
 判決正本送達料
 右ノ通ニ候也
 年 月 日 原告 何 何 誰 誰

訴訟費用額決定ノ申請

住所族籍職業
 原告 何 何 誰 誰
 被告 何 何 誰 誰
 右當事者間ノ何裁判所大正何年(何)第何號何何事件判決確
 定候ニ付別紙計算書ノ費用確定ノ御決定被成下度申請候也
 年 月 日 原告 何 何 誰 誰
 何裁判所民事部御中

住所族籍職業
 原告 何 何 誰 誰
 被告 何 何 誰 誰
 右當事者間ノ御廳大正何年(何)第何號何何事件ハ原告ノ
 都合ニヨリ(被告ノ承諾ノ場合ニハ原告被示談ニヨリト配シ
 且ツ連印スヘシ)取下候也
 年 月 日 原告 何 何 誰 誰
 何裁判所判事某殿

控 訴 狀

住所族籍職業

願 届 の 書 式

不服ノ程度及理由
 控訴人出張ノ事實ハ第一審訴狀ニ記スルカ如クナリ然シテ
 第一審裁判所ハ何何事實ノ證據トシテ控訴人ノ提出セシ甲
 第一號證ヲ斥ケ被控訴人ノ申請シタル證人某ノ言ヲ採用シ
 控訴人敗訴ノ判決アリタルモ右證人ハ事實ニ反スル證言ヲ
 爲シタルモ第一審ノ裁判所力之ヲ採用シタルハ誤リニテ
 判決全部不服ナリ
 一定ノ申立
 原判決ヲ取消シ更ニ被控訴人ハ控訴人ニ對シ金何圓ヲ辯濟

右當事者間ノ御廳(何)第何號貸金請求事件大正年月日口頭
 辯論期日ニ有之候處自分儀何裁判所ノ呼出ヲ受ケ(又ハ病
 氣ノ爲メ)御廳ニ出頭難致依テ右期日變更被成下度別紙(呼
 出狀又ハ診斷書)ヲ相添ヘ此段申請仕候也
 年 月 日 原告 何 何 誰 誰
 何裁判所判事某殿

口頭辯論期日變更申請書

住所族籍職業

住所族籍職業
 原告 何 何 誰 誰
 被告 何 何 誰 誰
 右當事者間ノ何何事件判決スル左ノ如シ
 主 文
 原告ノ請求ヲ却下ス
 訴訟費用ハ原告ノ負擔トス
 以下略ス
 右ノ如ク何何裁判所ニ於テ第一審判決相成大正年月日判決
 ノ送達ヲ受ケタリ

スヘシ訴訟費用ハ第一審第二審共被控訴人負擔スヘシトノ
 判決アリ度候也
 證據方法
 第一審ノ證據ヲ採用ス
 附屬書類
 一通
 一通
 年 月 日 控訴人 何 何 誰 誰
 何控訴院長判事某殿

願届の書式

住所族籍職業
 控訴人 氏 名
 同
 被控訴人 氏 名

何何事件控訴ノ答辯
 一定ノ申立
 本控訴ヲ棄却シ訴訟費用ハ控訴人ノ負擔タルヘシトノ判決相成度候也

理由

被控訴人主張ノ事實ハ第一審答辯書通リニ控訴人ハ何何請求ノ權利ナキモノナリ故ニ控訴ハ不當ナリ

- 證據方法
 一 第一審ノ證據ヲ引用ス
 一 何通
 一 何通

年 月 日 被控訴人 氏 名
 何控訴院長判事某殿

上告狀

住所族籍職業
 上告人 何 ノ 誰
 同
 被上告人 何 ノ 誰

何何事件ノ上告

告訴狀

住所族籍職業
 告訴人 何 ノ 誰
 同
 被告訴人 何 ノ 誰

私印私書偽造行使ノ告訴

第一點 原告人ト被告訴人某トハ何裁判所大正何年(何)第何號事件民事訴訟中ニ有之候處被告訴人ハ何年月日口頭辯論ノ際乙第何號證トシテ別紙寫ノ如キ告訴人名義ノ受領書ヲ提出仕候然ルニ右ハ全ク告訴人ノ知ラサルモノニ付之ヲ否認シ調査ヲ遂ケ候處氏名ノ手跡ハ告訴人ノ手跡ニ模擬シテ何人カ記シタルモノニ有之將又氏名ノ下ニ押セル印影ハ告訴人ノ實印ニ類似スルモ眞印ニ無之被告訴人ハ情ヲ明カサス印判師

願届の書式

私訴狀

住所族籍職業
 民事原告人 何 ノ 誰
 同
 民事被告人 何 ノ 誰

詐偽取財被告事件公訴附帶私訴

第一點 請求ノ目的
 一金何百圓及之ニ對スル大正年月日ヨリ辨償ニ至ル迄ノ法定利率
 請求ノ原因
 民事被告人ハ大正年月日民事原告人ヲ何何ト欺罔シ前記金額ヲ騙取シタルニ依リ之カ償却及ヒ損害賠償ヲ得ンカタメ本訴ヲ提起仕候

願 届 の 書 式

一定ノ申立
 一 被告ハ此原告人ニ對シ金何圓及ヒ之ニ對スル大正年月日ヨリ辨償ニ至ル迄ノ法定利率ノ利子ヲ加ヘ辨償スヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔タルヘシトノ判決相成度候證據方法
 一 被告人ニ對スル詐偽私財被告事件ノ公判記録ヲ以テ立證ス

年 月 日

右民事原告人

何ノ

誰

何裁判所刑事部
何裁判長判事何ノ誰殿

(私訴狀ニハ印紙ヲ要セス)

遺 言 書 (公正證書)

本職ニ於テ其氏名ヲ知リ且面識アル遺言者何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(甲)ハ(又ハ何何郡區長若クハ戸長ノ證明書ヲ以テ其人ヲ證シタ遺言者何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(甲)又ハ本職ニ於テ氏名ヲ知リ且面識アル何府縣何郡市町村番地何某何年及ヒ何府縣何郡市町村番地族籍職業何某何年ヲ以テ其人ヲ證シタル遺言者何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(甲)ハ大正何年何月何日何府縣何郡市町村番地何某方ニ於テ證人何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(丁)及ヒ何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(戊)ノ立會ヲ以テ左ニ掲タル遺言ノ趣旨ヲ本職ニ口授シ遺言ヲ爲シタ

一、遺言者何某(甲)ハ其所有ニ係ル左ニ掲クル不動産ヲ何府縣何郡市町村番地族籍職業(乙)ニ贈與ス
 一田 何反何畝何歩
 此地價金何圓

二、遺言者何某(甲) 何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(丙)ヲ遺言執行者ニ指定ス

本職ニ右遺言者ノ口述ヲ筆記シ其筆記及ヒ前記證書ノ部分ヲ讀聞シタル遺言者及ヒ證人ハ何レモ其正確ナルコトヲ承認シ各自左ニ署名捺印セリ(又ハ但遺言者ハ病氣若クハ何何ニテ署名スルコト能ハス)

何府縣何郡市町村番地族籍職業

遺言者 何 某(甲) 年 齡

何府縣何郡市町村番地族籍職業

證人 何 某(丁) 年 齡

何府縣何郡市町村番地族籍職業

證人 何 某(戊) 年 齡

此證書ハ大正何年何月何日何府縣何郡市町村番地何某方ニ於テ民法第千六十九號第一號乃至第四號ニ掲タル方式ニ從ヒ作成ス

願 届 の 書 式

遺言者何某(甲)ハ此遺言書ニ依リ遺言ヲ爲スコト左ノ如シ
 一、遺言者何某(甲)ハ其所有ニ係ル左ニ掲クル不動産ヲ何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(乙)ニ贈與ス
 一田 何反何畝何歩
 此地價金何圓
 二、何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(丙)ヲ遺言執行者ニ指定ス
 右遺言ヲ正確ナラシムル爲メ遺言者自ラ此證書ノ全文ヲ記シ且ツ左ニ自付及ヒ氏名ヲ自署ニ捺印ス
 何府縣何郡市町村番地族籍職業
 遺言者 何 某 年 月 日
 (注意)此遺言書ハ遺言者必ス其全文日附及ヒ氏名ヲ自書シテ捺印シ且ツ證書中ニ挿入削除其他變更アルトキハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ヲ署名シ且ツ其變更ノ場所ニ捺印スヘシ

法定ノ推定家督相續人廢除ノ遺言書

何府縣何郡市町村番地族籍職業戶主何某ハ大正年月日死亡

遺 言 書 (自筆證書)

遺言者何某(甲)ハ其所有ニ係ル左ニ掲クル不動産ヲ何府縣何郡市町村番地族籍職業何某(乙)ニ贈與ス
 一田 何反何畝何歩
 此地價金何圓

何府縣何郡市町村番地

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

遺言者 何 某 年 月 日

住 所 族 籍 職 業

法定家督相續人 何 某

右何某ハ大正何年月日何裁判所ニ於テ窃盜罪(其他何何)ニ因リ何年ノ重禁錮ニ處セラレタリ是レ家名ニ汚辱ヲ及ボスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタル者ナルカ故ニ民法第九百七十五條第三號ニ及ヒ第九百七十六條ニ依リ拙者ノ法定ノ推定家督相續人タルコトヲ廢除ス

何府縣何郡市町村番地族籍職業何某ヲ此遺言ノ執行者ニ指定ス

住所族籍職業右何某被相續人

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

家督相續人指定遺言書

拙者法定ノ推定家督相續人ナキニヨリ何府縣何郡市町村番地族籍職業何某ヲ以テ拙者ノ家督相續人ニ指定ス

何府縣何郡市町村番地族籍職業

何某ヲ此遺言ノ執行者ニ指定ス

住所族籍職業

被相續人

遺言者 何 某 年 月 日

何府縣何郡市町村番地族籍職業

家督相續人選定書

願届の書式

シタル處其法定ノ家督相続人ナキニヨリ其ノ配偶者ニシテ
家女ナル何某(又ハ何々タル何某)ヲ以テ右戸主何某ノ家督
相続人ニ選定ス

年 月 日

住所族籍職業
被相続人何某ノ父(又ハ母)
何 某

地上權存續期間指定ノ訴

何府縣何郡市何町何族籍職業
原告 何 某
同 上
被告 何 某

請求ノ一定ノ目的
大正何年月日原告ト被告トノ間ニ締結セル地上權設定書ニ
因リ被告カ有スル地上權ノ存續期間ノ指定

原告ハ何府縣何郡市何町何村番地宅地何坪ノ所有者ニシテ大
正年月日被告ト右土地ニ付地上權設定ノ契約ヲ爲シタリ然
ルニ右設定契約ニ於テハ地上權ノ存續期間ヲ定メス又地上
權者タル被告ニ於テモ其權利ノ拋棄ヲ爲ス意思ナク依テ茲
ニ裁判所ノ意見ヲ以テ右地上權ノ存續期間ノ指定ヲ請フノ
必要ヲ生シ民法第二六八條第二項ニヨリ茲ニ存續期間ノ指
定ヲ請フ爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ而シテ右存續期間
ニ付テハ設定當事ノ事情何書及ヒ右土地ニ於ケル作物又ハ

竹木ノ種類及ヒ狀況何書ニ依レハ四十年ト指定セララルルヲ
最モ適當ト信ス

一定ノ申立
大正何年月日原告ト被告トノ間ニ締結セル地上權設定契約
ニ因リ被告カ有スル地上權ニ付キ相當ナル存續期間指定ノ
判決相成度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一 地上權設定契約書 一通
年 月 日 右

何地方裁判所長何某殿
原告 何 某

擔帶債務資金請求ノ訴

何府縣何郡市町村番族籍職業
原告 何 某(甲)
何府縣何郡市町村番族籍職業
被告 何 某(乙)
何府縣何郡市町村番族籍職業
被告 何 某(丙)

請求ノ一定ノ目的
原告ハ被告兩名ニ連帶債務ヲ以テ貸與ヘタル金何圓及ヒ利
息金何圓ノ辨濟

請求ノ一定ノ原因
原告ハ被告兩名ニ對シ大正何年月日ノ連帶貸金契約ニ

願届の書式

請求ノ一定ノ目的
右當事者間ノ大正年月日ノ何々契約ノ解除

何府縣何郡市町村番族籍職業
原告 何 某
同 上
被告 何 某

契約解除ノ訴

年 月 日 原告 何 某(甲)

年 月 日 原告 何 某

因リ利息ハ一ヶ月金何圓辨濟期大正何年月日ノ約ヲ以
テ元金何圓ヲ被告兩名ノ連帶ヲ以テ貸與ヘタル處被告ハ辨
濟期ニ至ルモ其辨濟ヲ爲サス而シテ被告兩名ハ原告ニ對シ
連帶ヲ以テ義務ヲ負擔スル者ナルニヨリ即チ原告ハ被告兩
名ニ對シ右貸金何圓及利息何圓ノ支拂ヲ請求スル爲メ民法
第四百三十二條ニ依リ兩名ニ對シ本訴ヲ提起シタル次第ナ
リ

一定ノ申立
被告兩名ハ大正何年月日ノ貸金契約ニ基キ原告ニ對シ
連帶ヲ以テ金何圓及利息金何圓ヲ支拂フヘシトノ判決相成
度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一 原告ノ債權ヲ證スル連帶貸金契約書 一通
右

何地方裁判所長(又ハ區裁判所判事)何某殿

請求ノ一定ノ原因

原告ハ被告ト大正年月日何々契約ヲ締結シ被告ハ大正年月
日ニ於テ其債務ヲ履行スヘキニ之カ履行ヲ爲サス依テ原告
ハ民法第五百四十一條ニ依リ何々ノ期間ヲ定メ其履行ヲ催
告シタルモ被告ハ猶ホ其ノ期間ニ履行ヲ爲セス依テ民法同
條ニ依リ被告ニ對シ右契約ノ解除ヲ請求スル爲メ本訴ヲ提
起シタル次第ナリ

一定ノ申立
被告ハ原告ト締結セル大正年月日ノ何々契約ノ解除ヲ承
認スヘシトノ判決相成度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一 原告被告間ノ大正年月日ノ何々契約書 一通
一 原告ヨリ被告ニ爲シタル履行催告書寫 一通
右

何地方裁判所長某殿
原告 何 某

賃借物ノ必要費償還請求ノ訴

何府縣何郡市町村番族籍職業
原告(貸與人) 何 某
何府縣何郡市町村番族籍職業
被告(賃借人) 何 某

請求ノ一定ノ目的
原告カ出シタル被告ノ負擔ニ屬スル賃借物ノ必要費金何圓

願 届 の 書 式

ノ 償 還

請求ノ一定ノ原因
原告ハ被告ト爲シタル大正何年何月何日ノ賃借契約ニ因リ
被告所有ノ何府縣何郡市町村番地在木造瓦葺二階家壹棟ヲ
賃借シ而シテ右賃借物ノ大小修繕ハ契約ニ因リ被告賃借人
ノ負擔ニ屬スル處右賃借物何々ノ部分ニ修繕ヲ加フルノ必
要ヲ生シ被告ハ一時原告ニ其費用ヲ支出シ置キ吳レ度旨ニ
付原告ハ大正何年何月何日ニ修繕費何圓ヲ訴外人何某ニ支
拂タリ然レトモ此費用前述ノ如ク賃借人ニハ被告ニ於テ負
擔スヘキモノナルヲ以テ爾後之方償還ヲ請求スルモ被告ハ
之ニ應セサルヲ以テ茲ニ民法第六百八條第一項ニ依リ右必
要費ノ償還ヲ請求スル爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立
被告ハ原告ニ對シ大正何年何月何日ノ賃借契約ニ因リ原
告ノ賃借スル賃借物ノ修繕ニ付キ原告カ支拂タル必要費金
何圓ヲ償還スヘシトノ判決相成度候也
證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一原告被告間ノ賃借契約書 一通
一原告カ必要費ヲ支拂タル何々受取書 一通

年 月 日 右

何地方裁判所長何某殿

動物ノ加ヘタル損害賠償請求ノ訴

七二
住所族籍職業
原告 何 某
被告 何 某
請求ノ一定ノ目的
被告ノ飼犬カ原告ニ負傷セシメタル損害金何圓ノ賠償
請求ノ一定ノ原因
大正何年何月何日何時頃原告住宅ノ門前ヲ通行ノ際突然被告ノ
門内ヨリ被告ノ飼養ニ係ル赤犬走り來リ原告ノ右脚ニ咬付
キ爲メニ原告ハ醫師何某ノ治療ヲ受ケ其費用金何圓ヲ支拂
ヒタルノミナラス負傷中原告ノ職業ヲ廢スルノ已ムヲ得サ
ルニ至リ爲メニ何某ヨリ得ヘキ日給何圓ハ之ヲ受ケル能ハ
スシテ合計何圓ノ損害ヲ生シタリ右被告ノ飼犬ハ其性質人
ニ咬付クノ癖アリ既ニ是マテ屢々其事實アリタルヲ以テ被
告ハ之ニ對シ相當ノ保管ヲ爲スヘキニ之ヲ怠リ放棄シ置キ
タルヨリ遂ニ原告ニ負傷ヲ加フルニ至レルモノニシテ被告
ハ其損害賠償ノ責ニ任スヘキニモ拘ハラズ原告ノ請求ニ應
セサルニ依リ民法第七百十八條ニ依リ被告ニ對シ右ノ損害
賠償ヲ請求スル爲メ茲ニ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

被告ニ對シ其飼犬カ原告ニ加ヘタル損害金何圓ヲ賠償スヘ
シトノ判決相成度候也
證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一醫師何々ノ診斷書及ヒ費用領收證

一定ノ申立
被告ニ對シ其飼犬カ原告ニ加ヘタル損害金何圓ヲ賠償スヘ
シトノ判決相成度候也

願 届 の 書 式

年 月 日 右

何地方裁判所長何某殿

未成年者ノ行爲取消ノ訴

住所族籍職業
原告 何 某(甲)
被告 何 某(丙)
請求ノ一定ノ目的
原告カ被告ト爲シタル大正年月日何府縣郡市町村大字番地
田何段何畝何歩ノ賣買ノ取消
請求ノ一定ノ原因
原告(甲)ハ其未成年者タリシ大正年月日ニ於テ原告ノ親權
ヲ行フ母何某(乙)ノ同意ヲ得テ原告所有ノ何府縣何郡市町
村大字番地田何段何畝何歩ヲ代金何圓ヲ以テ被告(丙)ニ賣
渡スノ契約ヲ爲シタリ然レトモ右契約ハ民法第八百八十六
條第三號ニ所謂ル不動産ニ關スル權利ノ喪失ヲ目的トスル
行爲ナルヲ以テ親權ヲ行フ母(乙)カ之ニ同意スルニハ親族
會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノナリ然ルニ原告ノ親權ヲ
行フ母(乙)ハ原告カ右行爲ヲ爲スニ同意スルニ親族會ノ同
意ヲ得ス單ニ自己ノ意思ノミヲ以テ爲シ親族會ノ同意ヲ得
サリシモノニシテ從テ右契約ハ民法第八百八十七條ニ依リ
原告ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノナルヲ以テ原告カ

七三
住所族籍職業被告ノ何々(續柄)
原告 何 某(甲)
被告 何 某(乙)
請求ノ一定ノ目的
原告生活ノ資料一ヶ月何圓
請求ノ一定ノ原因
原告ハ被告ノ何何(續柄)ニシテ明治何年何月迄ハ何々ヲ爲

一定ノ申立

被告ハ原告カ大正何年何月何日被告ト爲シタル何府縣何郡
市町村大字番地田何段何畝何歩ノ賣買契約ノ取消ヲ承認ス
ヘシトノ判決相成度候也
證據方法及ヒ附屬書類ノ表示
一被告ト爲シタル田賣買契約書 一通
一原告ノ能力ヲ證スル身分登記簿ノ謄本 一通

一定ノ申立
被告ハ原告カ大正何年何月何日被告ト爲シタル何府縣何郡
市町村大字番地田何段何畝何歩ノ賣買契約ノ取消ヲ承認ス
ヘシトノ判決相成度候也

一定ノ申立
被告ハ原告カ大正何年何月何日被告ト爲シタル何府縣何郡
市町村大字番地田何段何畝何歩ノ賣買契約ノ取消ヲ承認ス
ヘシトノ判決相成度候也

シ獨力生活ヲ爲シ來リタルモ薄給ニシテ僅ニ其日ヲ糊スルニ過キスシテ一ノ資産ナルモノナシ而シテ大正年月日ヨリハ之ヲ加フルニ何々ノ病氣ニ罹リ爲ニ一切ノ勞務ヲ爲スコトヲ得スシテ今日ニ於テハ遂ニ勞務ニ依リテ生活ヲ爲ス能ハサルニ至レリ然ルニ被告ノ何々ニシテ民法第九百五十五條第何號ニ依リ原告ニ對シ扶養義務ヲ負フ者ナルニ依リ即チ已ムヲ得ス被告ニ對シ扶養ノ請求ヲ爲ス次第ナリ而シテ原告ハ目下何々ノ病氣ニシテ醫師ノ診斷ニ依レハ病院ニ於テ之カ治療ヲ加ヘサルヘカラサル趣ニシテ原告生活ノ費用ハ合計一ヶ月金何圓ヲ要シ且ツ被告ハ資産豐ニシテ之カ資料ヲ給付スルニ毫モ妨ケサル者ナルニヨリ民法第九百六十一條但書ニ依リ特ニ前記一ヶ月金何圓ノ資料給付ヲ請求スル次第ナリ

一定ノ申立

被告(乙)ハ原告(甲)ニ對シ大正何年何月ヨリ一ヶ月金何圓宛生活資料ヲ給付スヘシトノ判決相成度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示

一戸籍謄本 一通
一醫師ノ診斷書 一通

何地方裁判所長判事某殿

原告 何

某(乙)

家督相續回復請求ノ訴

七四
住所族籍職業
原告 何 某(甲)
被告 何 某(乙)

請求ノ一定ノ目的

被告カ相續シタル被告相續人何某ノ家督相續ノ回復

請求ノ一定ノ原因

被告(乙)ハ亡戸主何府何市何區町番地族籍職業何某(丙)ノ長女ニシテ右戸主(丙)ハ大正年月日死亡シ茲ニ相續ハ開始シタリ而シテ右相續開始ノ當時原告ハ胎兒ナリシカ故ニ其男女タルコトモ未知ノ事實ニ屬シ又タ或ハ死體ニテ分娩セルヤモ計ラレサルヲ以テ右被告何某ハ其長女タル故ヲ以テ大正年月日家督相續ノ届出チナシトナリ現時猶ホ戸主ノ位地ニ在リ然レトモ原告今日ニ於テハ男子トシテ出生シタルノミナラス相續開始ノ當時胎兒タルモ民法第九百六十八條ニ依リ家督相續ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做サルルカ故ニ民法第九百七十條第二號ノ親等ノ同シキノ間ニ在リテハ男子先ニストノ規定ニ依リ原告ハ被告ニ先シ當然家督相續權ヲ有ストヘキモノナリ然ルニ前述ノ如ク長女タル被告カ相續チ爲シタルニヨリ茲ニ其相續チ回復スル爲本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

亡戸主何府縣郡市町村番地族籍職業何某ノ家督相續人ハ原告何某(甲)トストノ判決相成度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示

一戸籍謄本 一通
何地方裁判所長何某殿 何 某(甲)

第三章 契約書の書式

地上權設定契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

地上權者 何ノ 某
同 上 何ノ 某

土地所有者 何ノ 某

右當事者間ニ於テ地上權設定ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 土地所有者何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲クル土地ニ付地上權者何某ニ對シ地上權ヲ設定ス

何府縣何郡市町村番地

一宅地(又ハ何々)何段何畝何歩

此地價金何圓

第二條 地上權者何某ハ地代トシテ一ヶ年ニ付金何圓ヲ土地所有者ニ支拂フ可シ

前項ノ地代支拂ノ時期ハ毎年十二月三十一日トス

第三條 此契約締結ノ年ノ地代ハ前條第一項ニ定メタル一ヶ年ノ地代ノ額ヲ月割トシ契約ノ月ヨリ同年十二月迄ノ額ヲ合算シ同年十二月三十一日ニ於テ支拂フヘシ

願問の書式

第四條 地上權者何某ハ不可抗力ニ因リ土地ノ使用ニ付損失ヲ受ケタルトキト雖モ地代免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス

第五條 土地ノ一部カ地上權者ノ過失ニ因ラスシテ滅失シタルトキハ地上權者ハ其滅失シタル部分ノ割合ニ應ジテ地代ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ殘存スル部分ノミニテハ地上權者カ地上權ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ地上權者ハ此契約ヲ解除スルコトヲ得此場合ニ於テハ其年ノ地代ハ解除ノ月マテトシ第三條ノ規定ヲ準用ス

第六條 地上權者何某ハ不可抗力ニ因リ引續キ三年以上土地代ヨリ少キ使用ヲ爲シタルトキハ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地代ハ拋棄ノ月マテトシ第三條ノ規定ヲ準用ス

第七條 地上權者何々カ引續キ二年以上土地代ノ支拂ヲ怠リ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ土地所有者何某ハ地上權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第八條 此地上權ノ存續期間ハ此契約ノ日ヨリ滿三十年トス

第九條 地上權者何某ハ總テ此ノ地上權ノ消滅ノ時土地ヲ此契約締結ノ時ノ原狀ニ復シ其ノ設ケタル工作物及ヒ竹木ヲ收去スヘシ但土地所有者何某カ時價ヲ出シテ買取ルヘキ旨ヲ通知シタルトキハ地上權者ハ何何ノ事由ノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス此契約締結ノ時ニ於ケル土地ノ現狀ハ

七五

願届の書式

此約書ニ添附セル書面及ヒ圖面ノ如シ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ
保存ス

年 月 日 右
何 何 某 某

永小作權設定契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業
永小作人 何 某
同 上 地 主 何 某
右當事者間ニ於テ永小作權設定ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 地主何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲クル土地ニ付キ永
小作人何某ニ對シ永小作權ヲ設定ス
何府縣何郡市何町村大字番地
一田(又ハ畑)何段何畝步
此地價金何圓

第二條 永小作人何某小作料トシテ一ヶ年ニ付キ金何圓ヲ
地主何某ニ支拂フヘシ
前項ノ小作料支拂時期ハ毎年十二月卅一日トス
第三條 此契約締結ノ年ノ小作料ハ前條第一項ニ定メタル
一ヶ年ノ小作料ノ額ヲ月割トシテ契約ノ月ヨリ同年十二
月迄ノ額ヲ合算シ同年十二月卅一日ニ於テ支拂フ可シ

願届の書式

右當事者間ニ於テ地役權設定ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 承役地所有者何某地役權者何某ノ有スル何府縣何
郡市何町村番地ノ通行ノ便益ニ供スル爲メ其所有ニ係ル
左ニ掲クル土地ニ付役權ヲ設定ス
何府縣何郡市何町村番地
一宅地 何百坪
此地價金何圓

地役權設定契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業
地役權者 何 某
同 上 承役地所有者 何 某
此契約締結ノ時ノ原狀ニ復シ永作物及ヒ牧畜ニ關スル物
ヲ收益スヘシ但地主何某カ時價ヲ以テ之ヲ買取ルヘキ旨
ヲ通知シタルトキハ永小作人ハ何々ノ事由ノ外之ヲ拒ム
コトヲ得ス
此契約締結ニ於ケル土地ノ現狀ハ此契約ニ添付セル書面
及ヒ圖面ノ如シ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ
保存ス

年 月 日 右
何 何 某 某

第二條 前條ニ掲クル土地ニ付地役權者カ地役權ヲ有スル
部分左ノ如シ
前條ニ掲クル土地ノ東部何番地ノ疆界線ヨリ西方巾一
間ニシテ地役權者ノ所有地何番地ノ土地ノ疆界線ヨリ南
方公路迄長サ五間此總坪數五坪此契約書ニ添付セル圖面
ノ如シ

第三條 承役地ノ所有者ハ其費用ヲ以テ前條ニ掲ケタル土
地ノ部分ニ付毎年一回通行ニ必要ナル程度ニ於テ修繕ヲ
爲スノ義務ヲ負擔ス
第四條 地役權者ハ地役取得ノ報酬トシテ一ヶ年ニ付金何
圓ヲ承役地ノ所有者ニ支拂フ可シ
前項ノ報酬ノ支拂時期ハ毎年十二月卅一日トス
第五條 地役權者ハ二年以上前條ニ掲ケタル報酬ノ支拂ヲ
怠リタルトキハ承役地ノ所有者ハ地役權ノ消滅ヲ請求ス
ルコトヲ得

第六條 此地役權ノ存續期間ハ此契約ノ日ヨリ滿二十年ト
ス
第七條 此地役權ハ要役地ノ所有者ニ變更アルトキハ存續
期間内ト雖モ消滅ス但家督相續ニ因ル所有者ノ變更ノ場
合ハ此限ニアラス
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保
存ス

願届の書式

地所建物抵當金圓借用證書

一金何圓也 但利息年何割ノ約

此抵當

何府縣何郡市何町村番地

一木造瓦葺二階家 壹棟

此建坪何程

同

一山林 何段何畝何步

此地價金何圓也

右地所建物ヲ抵當シ前記ノ金圓借用致候處實證也就テハ利息ハ每年十二月卅一日限り又元金ハ來ル大正年月日限ニ何レモ貴殿方へ持參必ス御返済可致萬一期限ニ至リ元金返済滞リ候カ又ハ利息二年以上延滞仕候節ハ何時ニテモ前記抵當物ニ對シ抵當權實行相成候共一切異議無之但抵當建物今後ノ建増及ヒ山林現在ノ松樹ハ抵當ト致候義ニ無之候爲後日地所建物抵當金圓借用書仍テ如件

住 所 借主 何 某

年 月 日

貸主何某殿

連帶借用金證書

一金何圓也 但利息壹ケ年何割ノ約

前記ノ金圓拙者兩名ニ於テ連帶テ以テ借用致候事確實也就テハ利息ハ毎月末日限り又元金ハ大正何年月何日限り何レモ貴殿方へ持參必ス御返済可致萬一利息二年以上延滞候節ハ期限ニ拘ハラス何時ニテモ御請求相成候テモ不苦又本件債務ハ拙者共連帶テ以テ負擔候義ニ付キ御請求ノ場合ニハ拙者共兩名中一人ニ對シ全部ノ御請求相成候トモ又ハ同時若クハ順次ニ拙者共ニ對シ全部ノ御請求相成候トモ固ヨリ異存無之候依テ連帶借用證書差入置候也

年 月 日

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

連帶債務者 何 某

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

債權者 何 某 殿

贈與契約書

何府縣何郡市何町村番地

一宅地 何 坪

此地價金何圓也

前記土地ハ贈與者何某所有ナル處何某ニ之ヲ受贈者何某ニ贈與スルコトヲ約シ何某ハ之ヲ受諾セリ依テ之ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各其一本ヲ保存ス

年 月 日

何府縣何郡市何町村番地族籍職業 贈與者 何 某

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

右當事者間ニ於テ三池炭賣買ニ付左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某ハ三池炭何噸ヲ壹噸ニ付代金何圓替テ以テ買主何某ニ賣渡シ買主何某ハ之ヲ買受ケタリ
二、右三池炭ハ大正年月日何所ニ於テ當事者立會ノ上其量ヲ檢シ賣主ヨリ之ヲ買主ニ引渡スヘシ
三、賣買代金ハ右三池炭ノ引渡ヲ完了スルト同時ニ同所ニ於テ之ヲ買主ヨリ賣主ニ支拂フヘシ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年 月 日

何 何 某 某

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

願届の書式

地所建物抵當金圓借用證書

一金何圓也 但利息年何割ノ約

此抵當

何府縣何郡市何町村番地

一木造瓦葺二階家 壹棟

此建坪何程

同

一山林 何段何畝何步

此地價金何圓也

右地所建物ヲ抵當シ前記ノ金圓借用致候處實證也就テハ利息ハ每年十二月卅一日限り又元金ハ來ル大正年月日限ニ何レモ貴殿方へ持參必ス御返済可致萬一期限ニ至リ元金返済滞リ候カ又ハ利息二年以上延滞仕候節ハ何時ニテモ前記抵當物ニ對シ抵當權實行相成候共一切異議無之但抵當建物今後ノ建増及ヒ山林現在ノ松樹ハ抵當ト致候義ニ無之候爲後日地所建物抵當金圓借用書仍テ如件

住 所 借主 何 某

年 月 日

貸主何某殿

連帶借用金證書

一金何圓也 但利息壹ケ年何割ノ約

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

右當事者間ニ於テ三池炭賣買ニ付左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某ハ三池炭何噸ヲ壹噸ニ付代金何圓替テ以テ買主何某ニ賣渡シ買主何某ハ之ヲ買受ケタリ
二、右三池炭ハ大正年月日何所ニ於テ當事者立會ノ上其量ヲ檢シ賣主ヨリ之ヲ買主ニ引渡スヘシ
三、賣買代金ハ右三池炭ノ引渡ヲ完了スルト同時ニ同所ニ於テ之ヲ買主ヨリ賣主ニ支拂フヘシ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年 月 日

何 何 某 某

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

願届の書式

地所建物抵當金圓借用證書

一金何圓也 但利息年何割ノ約

此抵當

何府縣何郡市何町村番地

一木造瓦葺二階家 壹棟

此建坪何程

同

一山林 何段何畝何步

此地價金何圓也

右地所建物ヲ抵當シ前記ノ金圓借用致候處實證也就テハ利息ハ每年十二月卅一日限り又元金ハ來ル大正年月日限ニ何レモ貴殿方へ持參必ス御返済可致萬一期限ニ至リ元金返済滞リ候カ又ハ利息二年以上延滞仕候節ハ何時ニテモ前記抵當物ニ對シ抵當權實行相成候共一切異議無之但抵當建物今後ノ建増及ヒ山林現在ノ松樹ハ抵當ト致候義ニ無之候爲後日地所建物抵當金圓借用書仍テ如件

住 所 借主 何 某

年 月 日

貸主何某殿

連帶借用金證書

一金何圓也 但利息壹ケ年何割ノ約

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

右當事者間ニ於テ三池炭賣買ニ付左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某ハ三池炭何噸ヲ壹噸ニ付代金何圓替テ以テ買主何某ニ賣渡シ買主何某ハ之ヲ買受ケタリ
二、右三池炭ハ大正年月日何所ニ於テ當事者立會ノ上其量ヲ檢シ賣主ヨリ之ヲ買主ニ引渡スヘシ
三、賣買代金ハ右三池炭ノ引渡ヲ完了スルト同時ニ同所ニ於テ之ヲ買主ヨリ賣主ニ支拂フヘシ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年 月 日

何 何 某 某

賣買契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業

賣主 何 某

同

買主 何 某

願届の書式

右當事者間ニ於テ不動産買買ニ付左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲ケル不動産ノ所有權ヲ
代金何圓ヲ以テ買主何某ニ賣渡シ買主何某ハ之ヲ買受

何府縣何都市町村大字番地
一宅地 何 坪
此地價金何圓也

同所々在
一本造瓦葺二階家壹棟但造作疊建具付
此建坪何坪(但二階何坪)

二、右不動産ハ大正年月日賣主ニ於テ之ヲ買主ニ引渡スヘシ
三、賣買代金ハ右不動産ノ買買登記完了ノ時何所ニ於テ買主ヨリ之ヲ賣主ニ支拂フヘシ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年 月 日 右 何 何 某 某

不動産買買契約及ヒ買買特約書

何府縣何都市町村番地族籍職業
賣主 何 某

右當事者間ニ於テ不動産買買及ヒ其買買ニ付左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某所有ニ係ル左ニ掲ケル不動産所有權ヲ代金何圓ヲ以テ買主何某ニ賣渡シ買主何某ハ之ヲ買受ケタリ
何府縣何都市町村大字番地
一宅地 何 坪
此地價金何圓也
同所々在
一本造瓦葺二階家壹棟但シ造作疊建具附屬
此建坪何坪(内二階何坪)
二、不動産ハ大正年月日賣主ニ於テ之ヲ買主ニ引渡スヘシ
三、賣買代金ハ右不動産ノ買買登記完了ノ時何所ニ於テ買主ヨリ賣主ニ支拂フヘシ
四、賣主何某ハ買主何某カ拂ヒタル代金及ヒ此契約ノ費用ニシテ買主ノ負擔部分タル金何圓ヲ買主ニ返還シテ右賣買ノ解除(即チ返戻)ヲ爲スコトヲ得
五、本件不動産ノ果實ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シ前項返約解除ノ時ニ於テ當事者何レヨリモ請求セサルモノトス
六、第四項ニ掲ケタル返戻ノ期間ハ此契約ノ日ヨリ起算シ滿十年トス
七、此契約ニ關スル費用金何圓ハ當事者双方平分シテ之ヲ負擔ス

年 月 日 右 何 何 某 某

願届の書式

右當事者間ニ於テ不動産買買ノ特約ニ付キ左ノ契約ヲ締結ス
一、賣主何某ハ此特約ト同時ニ爲シタル不動産買買契約ニ因リテ買主カ拂ヒタル代金何圓及ヒ買買契約ノ費用金何圓ヲ買主何某ニ返還シテ賣買契約ニ因リテ賣渡シタル左ノ不動産ノ買買ヲ解除スルコトヲ得
何府縣何都市町村番地大字番地
一田 何段何畝何歩
此地價金何圓也
二、右不動産ノ果實ト賣買代金ト利息トハ之ヲ相殺シ前項契約解除ノ時ニ於テ當事者何レヨリモ請求セサルモノトス
三、第一項ニ掲ケタル買買ノ期間ハ此契約ノ日ヨリ起算シ

願届の書式

不動産買買特約書

何府縣何都市町村番地族籍職業
賣主 何 某
買主 何 某

不動産買買特約書

何府縣何都市町村番地所在
一本造瓦葺二階家 壹 棟
此建坪何坪(但内二階何坪)

滿十年トス
四、此特約ト同時ニ爲シタル右當事者間ノ不動産買買契約ノ原本ハ此契約書ニ添付ス
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス
前記不動産ハ此契約ト同時ニ爲シタル不動産買買契約ニ因リ代金何圓ヲ以テ賣主ヨリ買受候處賣主ニ於テ此契約ノ日ヨリ起算シ十年内ニ前記代金何圓及ヒ買買契約ノ費用金何圓ヲ拙者ニ返還セラレ右賣買ヲ解除セラルコトアルモ拙者ニ於テ毫モ異議無之依テ茲ニ買買契約ノ爲此證書差入置候也
何府縣何都市町村番地族籍職業
買主 何 某
賣主 何 某 殿

年 月 日 何 何 某 某

願届の書式
使用貸借契約書

住所族籍職業
貸主 何 某
借主 何 某

右當事者間ニ於テ使用貸借ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
一、貸主何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲ル物ヲ使用貸借ノ目的トシテ無償ニテ借主何某ニ貸渡シ借主何某ハ之ヲ受取リタリ
一、養蠶用竹製蠶兒籠 何百枚
一同用席 何百枚
一同用木製棚何枚指 何箇
一、生繭乾燥機何式製 壹臺
二、借主ハ前項ニ掲ケタル借用物ヲ其性質ニ因リテ定マリタル用方ニ從ヒ自用ニ供スル外他ノ用途ニ供セス又第三者ニ使用收益セシムルヲ得ス
三、借主ハ借用物ノ通常ノ必要費ヲ負擔ス
四、借主カ借用物ヲ返還スヘキ時期ハ本年ノ秋蠶ニ付テノ生繭乾燥終了ノ時トス
五、借主カ借用物ヲ返還スヘキ場所ハ何所トス
六、借主カ其責ニ歸スヘキ事由ニ因リ借用物ニ毀損ヲ生セシメタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス
右契約ヲ證スル爲此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保

存ス

年 月 日 右

何 何 某 某

使用貸借契約書 (器具借用證書)

一、養蠶用竹製蠶兒籠 何百枚
一同用席 何百枚
一同用木製棚何枚指 何箇
一、生繭乾燥機何式何製 壹臺

前記ノ器具無償ニテ借用收受致候事確實也就テハ右借用物ハ其性質ニ因リテ定マリタル用方ニ從ヒ自用ニ供スル外他ノ用途ニ供セス又第三者ニ使用收益セシメサルハ勿論借用物ノ必要費ハ拙者ニ於テ負擔致シ而シテ右借用物ハ本年ノ秋蠶ニ付テノ生繭乾燥相濟次第何所ニ於テ返還可致萬一拙者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ借用物ニ毀損ヲ生セシメタルトキハ拙者ニ於テ賠償ノ責ニ任スヘク候依テ借用證書差入置候也

年 月 日

住所族籍職業
貸主 何 某 殿

住所族籍職業
借主 何 某 郎

土地貸借契約書

住所族籍職業
貸借人 何 某
同 何 某

右當事者間ニ於テ土地貸借ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 貸借人何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲ケル土地ヲ貸借人何某ニ貸借シ其ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ貸借人何某ハ之ヲ賃借シ賃借ヲ拂フコトヲ約セリ
何府何縣何郡市町村大字番地 一田 何段何畝歩
此地價金何圓也

第二條 貸借人ハ土地ノ租稅其他ノ公課ヲ負擔ス
第三條 賃借ハ壹ケ年金何圓トシ毎年十二月末日其年分ヲ賃借人ノ住所ニ於テ之ヲ支拂フヘシ
第四條 賃借ノ存続期間ハ此契約締結ノ日ヨリ貳拾年(又ハ大正年月日マテ)トス
第五條 各當事者ハ前條ノ存続期間内ト雖モ解約ヲ爲ス權利ヲ有ス此場合ニ於テハ何々ノ收獲季節後次ノ耕作ニ着手スル前ニ解約ノ申入ヲ爲シ其申入ニ因テ賃借ハ終了ス
第六條 賃借人ニ於テ貳ケ年(又ハ何年)以上借賃ノ支拂ヲ怠ルトキハ賃借人ハ何時ニテモ土地ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得但賃借人ハ延滞ノ借賃ヲ支拂フ義務ヲ免ルルコト

願届の書式

右得ス
第七條 賃借人ハ土地返還ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ復スヘシ
右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス
年 月 日 右
何 何 某 某

建物賃借契約書

何府何縣何郡市何町村番地族籍職業
賃借人 何 某
何府何縣何郡市何町村番地族籍職業
賃借人 何 某

當事者間ニ於テ建物賃借ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 賃借人何某ハ其所有ニ係ル左ニ掲ケル建物ヲ賃借人何某ニ貸借シ其使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ賃借人何某ニ之ヲ賃借シ賃借ヲ拂フコトヲ約セリ
何府何縣何郡市何町村大字番地所在 一木造瓦葺二階家但造作疊建具付壹棟
此坪數何坪何合何夕内二階何坪
第二條 賃借人ハ敷金トシテ賃借人ヨリ何圓ヲ收受セリ
第三條 賃借人ハ賃借物ニ賦課スル租稅其他ノ公課ヲ負擔ス

願 届 の 書 式

- 第四條 貸借人ハ貸借物ノ大小修繕ヲ負擔ス但換障子ノ張替ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 賃借ハ一ヶ月金何圓トシテ毎月末日其月分ヲ賃借人ノ住所ニ於テ支拂フ可シ
- 第六條 賃借人ハ賃借物ヲ其住居ニ使用スル外他ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス
- 賃借人カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ賃借人ハ直ニ賃借物ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得
- 第七條 賃借人ハ賃借人カ建物ノ巡視又ハ保存行爲ノ爲メ建物ニ立入り又ハ他人ヲ立入りシムルモ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第八條 賃借人ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレハ建物又ハ造作ノ模様替ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 賃借人ハ其責ニ歸スヘキ事由ニ因リ賃借物ヲ毀滅シタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス
- 第十條 各當事者ハ何時ニテモ此賃借約ノ申入ヲ爲ス事ヲ得此場合ニ於テハ借賃ハ明渡ノ日マテ日割ヲ以テ計算ス
- 第十一條 賃借人カ借賃ノ支拂ヲ二ヶ月以上怠ルトキハ賃借人ハ直ニ賃借物ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得
- 第十二條 賃借人カ第九條ニ依リ賠償スヘキ金額ヲ支拂ハス又ハ借賃ノ支拂ヲ怠リタルトキハ賃借人ハ敷金ヲ以テ之カ辨済ニ充當スルコトヲ得
- 第十三條 賃借人ハ賃借物明渡ノ時ニ於テ敷金ヲ賃借人ニ

還附ス前條ノ規定ニ依リ辨済ニ充當シタル残余アルトキ亦同シ

第十四條 賃借人ハ賃借物明渡ノ時ニ於テ第九條ノ賠償ヲ爲シタルモノノ外之ヲ原狀ニ復ス可シ

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其ノ一本ヲ保存ス

年 月 日 右 何 何 某(乙)

請 買 契 約 書

住所族籍職業 注文者 何 某(甲)

同 請買人 何 某(乙)

右當事者間ニ於テ家屋建築工事請買ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右請買人何某ハ右注文者何某ニ對シ何府縣何郡市何町村何番地ニ建築スヘキ注文者ノ何某ノ建築工事ヲ請負ヒ之カ仕事ヲ完成スルコトヲ約シ右注文者某ハ其仕事ノ結果ニ對シ之ニ報酬ヲ與フヘキコトヲ約セリ

第二條 此契約ニ於ケル建築工事ノ範圍ハ總テ此契約書ニ添附セル設計書ニ依ル

第三條 建築ニ要スル材料即チ材木石材鐵材煉瓦セメント

願 届 の 書 式

- 互地盤盛土壁用土管金具釘其他ハ總テ注文者ニ於テ之ヲ供給ス建築用ノ兩履足場仕事小屋建築欄等ノ材料ニ付テモ亦同シ但工事ノ仕事ノ行爲ニ使用スヘキ機械器具等ハ請買人ニ於テ之ヲ設備ス
- 第四條 前條ノ材料ハ請買人ノ請求ニ依リ其必要ノトキ注文者ニ於テ之ヲ請負ニ交附スヘシ
- 第五條 工事ノ仕事ニ要スル一切ノ工夫及ヒ勞役人ハ總テ請負者ニ於テ適宜之ヲ備入レ其費用ハ一切請負者ノ負擔トス
- 第六條 請買人ハ大正年月日其請負工事ノ仕事ニ着手シ大正年月日マテニ設計書記載ノ通り之ヲ完成シ同日ニ於テ目的物ヲ注文者ニ引渡スヘシ
- 第七條 請買人ハ前條ノ仕事完成ノ期日マテニ仕事ノ爲ニ設備シタル仕事小屋其他不用ト爲リタル準備ヲ撤去スヘシ
- 第八條 請買人ハ工事ノ材料ニシテ不用ト爲リタル物又ハ剩餘ノ物アルトキハ第六條ノ仕事完成ノ期日ニ之ヲ注文者ニ引渡スヘシ
- 第九條 注文者請負工事ノ結果ニ對シ請買人ニ與フヘキ報酬ハ金何圓トス
- 第十條 前條ノ報酬ハ請負工事ノ仕事完成シ目的物ヲ注文者ニ引渡シタル時ニ於テ注文者ヨリ之ヲ請買人ニ交付スヘシ
- 第十一條 請買人ニ於テ第六條ノ期日ニ仕事ヲ完成セス及

建 物 轉 賃 契 約 書

目的物ノ引渡ヲ爲ササルトキハ違約金トシテ一日ニ付金何圓ヲ注文者ニ支拂フヘシ

前項違約金ハ注文者ニ於テ請買人ニ支拂フヘキ報酬中ヨリ之ヲ引去ルコトヲ得

第十二條 目的物ノ引渡前不可抗力ニ因リ建築工事ノ終ハリタル部分毀損又ハ滅失シタルトキハ注文者ハ其部分ノ材料ヲ損失シ請買人ハ其部分ノ報酬金額ヲ損失ス

第十三條 注文者ハ建築ノ仕事ニ設計ヲ變更シ又ハ建築ノ部分ヲ増減スルコトヲ得請買人ハ前項ノ場合ニ於テ仕事ノ時日ヲ増シ又ハ仕事ヲ増ストキハ相當ノ限度迄第六條ノ仕事ノ完成期日ヲ伸張シ又ハ報酬ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 請買人ハ目的物ノ引渡後ニ於テモ仕事ヨリ生シタル瑕疵アルトキハ何年間其擔保ノ責ニ任ス

第十五條 工事請負設計書及ヒ圖面ハ此契約書ニ添附ス

年 月 日 右 何 何 某(乙)

何 何 某(甲)

住所族籍職業 賃借人 何 某(乙)

同 轉借人 何 某(丙)

願問の書式

右當事者間ニ於テ建物轉貸ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
 第一條 賃借人何某(乙)ハ大正月日賃借人何府縣何郡市何町村番地族籍職業何某(甲)ト爲シタル建物賃貸契約ニ因リ右何某(甲)ヨリ賃借セル左ニ掲クル建物ヲ右契約書又ハ右賃貸人(甲)承諾ニ因リ轉貸人何某(丙)ニ轉貸シ其使用及ヒ收益ヲ爲シシムルコトヲ約シ轉借人何某(丙)ハ之ヲ轉借シ賃借ヲ拂フヘキコトヲ約セリ
 何府縣何郡市何町村大字番地所在
 一 木造瓦葺二階家但造作疊建具附
 此建坪何坪
 第二條 乃至第十四條建物賃貸契約書ニ同シ
 第十五條 轉借人ハ前數條ニ規定セル其義務ハ賃貸人何某(甲)ニ對シテモ直接ニ之ヲ負フ
 右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

年 月 日 右

何 何 某 某
何 何 某 某

委任契約書

住所族籍職業
 委任者 何 某
 受任者 何 某

右當事者間ニ於テ委任ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
 第一條 右委任者何某ハ右受任者何某ニ對シ其所有ニ係ル何府縣何郡市何町村大字番地所在木造瓦葺平家建坪何坪ノ家屋一切ヲ代金何圓ヲ以テ賣却スルコト及ヒ之ニ關スル一切ノ行爲ヲ處理スルコトヲ委任シ受任者何某ハ之ヲ承諾セリ
 第二條 委任事務ニ關スル費用ハ委任者ニ於テ之ヲ負擔シ受任者ノ請求アルトキハ其前拂ヲ爲スヘシ
 第三條 受任者ニ對スル報酬ハ金何圓トシ委任事務完結ノトキ之ヲ支拂フ可シ
 第四條 受任者ハ必要アル場合ニ於テハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得
 右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

年 月 日 右

何 何 某 某
何 何 某 某

和解契約書

何府縣何郡市何町村番地族籍職業
 當事者 何 某(甲)
 同 何 某(乙)
 右當事者間ニ於テ何裁判所ニ繫屬セル同裁判所大正何年

願問の書式

夫婦財産契約書

住所族籍職業
 夫タルヘキ者 何 某
 同 何 某
 妻タルヘキ者 何 某

(何)第何號土地所有權確認ノ訴訟事件和解ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
 一、右何某(乙)ハ右何某(甲)ノ名義ヲ以テ何區裁判所土地登記簿ニ登記セル何府縣何郡市町村番地宅地何坪ハ右何某(甲)ニ所有權アルコトヲ確認シ右土地ニ付テハ以後一切自己ニ所有權アリトノ主張ヲ爲ササルコトヲ約セリ
 二、右何某(乙)ハ大正年月日何裁判所ニ提起シタル同裁判所大正何年(何)第何號土地所有權確認ノ訴ハ直ニ之カ取下ヲ爲スヘキコトヲ約セリ
 三、右何某(甲)ハ前項ノ争ヲ止メシムル爲メ金何圓ヲ前項訴訟取下ノ日ニ於テ右何某(乙)ニ交附スヘキコトヲ約セリ
 右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印各一本ヲ保存ス

年 月 日 右

何 何 某(甲) 某(乙)

不動産登記申請

土地所有權保存登記申請

右當事者ニ於テ婚姻ヲ爲スニ付キ左ノ夫婦財産契約ヲ締結ス
 第一條 夫婦ノ財産中左ニ掲クルモノハ之ヲ各其特有財産トス
 夫ノ財産 一 何々
 一 何々
 妻ノ財産 一 何々
 一 何々
 前項ニ掲ケタルモノノ外夫婦ノ財産ハ總テ之ヲ共通トス
 第二條 特有財産ノ使用收益及ヒ管理ハ夫婦各自ニ之ヲ爲ス
 第三條 婚姻中特有財産ニ因ラスシテ夫婦カ新ニ得タル財産ハ之ヲ共通トス
 右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

年 月 日 右

何 何 某 某
何 何 某 某

願問の書式

何郡何村何番地
 一宅地(田畑)何段何畝歩
 一登記ノ目的 土地所有權保存ノ登記
 一土地ノ價格 金何千圓也
 一登録稅 金何圓
 右登記相成度別紙土地臺帳謄本相添不動産登記法第百五條
 第一號ニヨリ此段申請候也
 年 月 日

何郡何村何番地
 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中
 ▲建物所有權存登記申請ニ關スル書式モ右ニ同シ

變遷相續ニ付土地及ビ建物所有
 權移轉登記申請

何府縣何郡市何町村何番地
 一宅地 何坪
 同市同町同番地
 第一號
 一木造瓦葺 二階建
 建坪何坪
 第二號
 一木造瓦葺平家
 建坪何坪

一登記原因及ヒ日附 大正何年月日家督相續
 一登記ノ目的 土地及ビ建物所有權移轉登記
 一土地ノ價格 金何程
 一建物ノ價格 金何程
 一登録稅 金何程
 右登記相成度別紙身分登記謄本相添此段申請候也
 年 月 日

住所 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

遺産相續ニ付土地及建物所有
 權移轉登記申請

何府縣何郡市何町村何番地
 一宅地何程
 同市同町同番地
 一木造瓦宅 平家 一棟
 建坪何程
 附屬建物
 一土藏瓦葺二階建 一棟
 建坪何程
 一登記原因及ヒ其日附 大正何年月日遺産相續
 一登記ノ目的 土地及建物所有權移轉登記
 一土地ノ價格 金何圓

願問の書式

何郡市何町村番地
 一宅地何段何畝何歩
 一登記原因及ヒ其日附 大正何年月何日附土地賣渡書
 一登記ノ目的 所有權移轉ノ登記
 一土地ノ價格 金何千何百圓
 一登録稅 金何圓
 右登記相成度別紙土地賣渡書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關スル登
 記濟證相添此段申請候也
 年 月 日

住所 何ノ 誰
 賣主 何ノ 誰
 住主 何ノ 誰
 買主 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

土地賣買ニ付登記申請

一建物ノ價格 金何圓
 一登録稅 金何圓
 右登記相成度別紙戶籍謄本相添此段申請候也
 年 月 日

住所 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

建物賣買ニ付登記申請

何郡市何町村何番地
 一木造瓦葺 一棟
 此建坪何程
 建物ノ番號 第何號
 附屬建物 土藏二階建一棟
 一登記原因及ヒ其日附 大正何年月何日附建物賣渡書
 一登記ノ目的 所有權移轉ノ登記
 一買戻ノ特約 大正何年月迄ニ買戻ヲナス約
 一建物ノ價格 金何百圓
 一登録稅 金何圓
 右登記相成度別紙建物賣渡書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關スル
 登記濟證相添此段申請候也
 年 月 日

住所 何郡何村何番地 何ノ 誰
 賣主 何郡何村何番地 何ノ 誰
 買主 何郡何村何番地 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

分讓ニ付登記申請

一分割前ノ土地 何郡何村何番地宅地何段歩
 一分割シタル土地 同 何番地宅地何反歩

願 届 の 書 式

一 現在ノ土地 同 何番地宅地何反歩
 一 登記原因及ヒ其日附 大正何年月日分割
 一 登記ノ目的 分筆ノ登記
 一 登録税 金何程
 右登記相成度別紙土地臺帳謄本及ヒ分割シタル土地ニ付抵當權者何ノ誰カ其權利ノ消滅ヲ承諾シタル書面相添此段申請候也

年 月 日

住 所 何 ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

建物区分ニ付所有權變更登記申請

一 區分前ノ建物
 何郡市何町村何番地
 一 木造瓦葺平家 建坪何程
 一 區分シタル建物
 甲號 木造瓦葺平家 建坪何程
 乙號 木造瓦葺平家 建坪何程
 一 登記原因及ヒ其日附 大正何年月日建物区分
 一 登記ノ目的 建物所有權變更登記
 一 登録税 金何程
 右登記相成度別紙建物圖面及ヒ權利ニ關スル登記済證相添

何區裁判所(何出張所)御中

(建物)土地滅失ニ付所有權消滅登記申請

此段申請候也

年 月 日

住 所 何 ノ 誰

何府縣何郡市何町村何番地
 一 舊形 木造瓦家
 一 新形 木造瓦家二階建
 一 建坪何程
 一 登記原因及ヒ其日附 大正何年月日構造變更
 一 登記ノ目的 建物所有權變更ノ登記
 一 登録税 金何程
 右登記相成度別紙證明書建物ノ圖面及權利ニ關スル登記済證相添へ此段申請候也

年 月 日

住 所 何 ノ 誰

願 届 の 書 式

何郡何村何番地
 一 田 何反何畝歩
 一 登記原因及ヒ其日附 大正何年月日出水ノ爲メ全部流失
 一 登記ノ目的 土地所有權消滅ノ登記
 一 登録税 金何圓
 右登記相成度別紙土地臺帳謄本及權利ニ關スル登記済證相添此段申請候也

年 月 日

住 所 何 ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

土地建物買賣豫約ニ付假登記申請

何郡何村何番地
 一 宅地 何反何畝歩
 同郡同所同番地
 一 木造瓦葺平家 一棟
 此建坪何程
 建物ノ番號 第何號
 一 附屬建物
 一 登記ノ原因及ヒ其日附 土藏二階建一棟建坪何程
 大正何年月日附土地建物買賣豫約證書
 一 登記ノ目的 所有權移轉ノ請求權ノ假登記
 一 土地ノ價格 金何千圓

何區裁判所(何出張所)御中

地上權設定ニ付登記申請

何郡何村何番地
 一 宅地 何反何畝歩
 一 登記ノ原因及ヒ其日附 大正何年月何日附地上權設定證書
 一 登記ノ目的 地上權設定ノ登記
 一 地上權設定ノ目的 建物ノ所有
 一 地上權ノ範圍 宅地ノ全部
 一 存續期間 大正何年月日ヨリ何ヶ年間
 一 地代 一ヶ月金何程
 一 地代ノ支拂時期 毎月末日
 一 土地ノ價格 金何千圓
 一 登録税 金何圓
 右登記相成度別紙地上權設定證書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關スル登記済證相添へ此段申請候也

年 月 日

住 所 何 ノ 誰

願 届 の 書 式

年 月 日

何郡何村何番地
土地所有者 何
何郡何村何番地 何
地上権者 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

地上権ノ變更ニ付登記申請

何郡何村何番地
一宅地 何反何畝歩
一登記原因及ヒ其日附 大正何年何月日附契約證書
一登記ノ目的 大正年月日申請登記第何號地上権
設定ノ登記中存続期間三十ヶ年ヲ
二十ヶ年短縮スルコト
何程

一登録税
右登記相成度別紙何ノ誰ノ承諾書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關ス
ル登記済證相添此段申請候也
年 月 日

住所 何
地上権設定者 何
住所 何
地上権者 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

永小作權設定ニ付登記申請

何郡何村何番地
一田 何反何畝歩
一登記原因及ヒ其日附 大正何年何月日永小作權設定證書
一登記ノ目的 永小作權設定ノ登記
一存続期間 大正何年何月日ヨリ何ヶ年
一小作料 一ヶ年金何圓(又ハ玄米何程)
一土地ノ價格 毎年何月何日
一土地ノ價格 金何圓
一登録税 金何圓
右登記相成度別紙永小作權設定證書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關
スル登記済證相添此段申請候也
年 月 日

何郡何村何番地
地 主 何
何郡何村何番地 何
永小作人 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

永小作權移轉登記申請

何郡何村何番地
一畑 何反何畝歩
一登記原因及ヒ其日附 大正年月日附契約證書

年 月 日

住所 何
承役地所有者 何
住所 何
地役権者 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

土地質權設定ニ付登記申請

何郡何村何番地
一田 何反何畝何歩
一登記原因及ヒ其日附 大正何年何月日附金員借用證
一登記ノ目的 質權設定ノ登記
一債權額 何圓
一辨濟期 大正何年何月日
一登録税 金何圓
右登記相成度別紙金員借用證書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關スル
登記済證相添此段申請候也
年 月 日

住所 何
質權設定者 何
質權者 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

願 届 の 書 式

一登記ノ目的

大正年月日附申請登記第何號ニ
リ設定セラレタル順位第一番永小
作權移轉ノ登記
金何圓

一不動産價格

右登記相成度別紙契約證書及誰ノ權利ニ關スル登記済證相
添此段申請候也
年 月 日

住所 何
住所 何
何區裁判所(何出張所)御中 誰

地役權設定ニ付登記申請

承役地 何郡何村何番地何反何畝歩
要役地 同 何番地宅何反歩
一登記原因及ヒ其日附 大正何年何月日附地役權設定證書
一登記ノ目的 地役權設定ノ登記
一土地役權設定ノ目的 通行(觀望其他)
一土地役權ノ範圍 南側長サ何間巾何間
一土地役權ノ價格 金何圓
一登録税 金何圓
右登記相成度別紙地役權設定證書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關ス

願 届 の 書 式

土地質権移轉登記申請

何郡何村何番地
一畑 何反何畝歩
一登記原因及其日附
一登記ノ目的

大正年月日附契約證書
大正何年月日附申請登記第何號ニヨ
リ設定セラレタル順位第一番ノ質権
移轉

一登録税 金何圓
右登記相成度別紙契約證書及何ノ誰ノ權利ニ關スル登記濟
證書相添此段申請候也

年 月 日

住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

土地抵當權設定ニ付登記申請

何郡何村何番地
一宅地 何反何畝歩
一登記原因及其日附
一登記ノ目的
一債權者

大正何年月日金圓借用證書
土地抵當權設定ノ登記
金何圓

何市何町何番地
一木造瓦葺二階建
建坪何程
一登記原因及其日附
一登記ノ目的
一債權額
一辨濟期
一利息
一利息ノ支拂時期
一登録税

大正年月日何金圓借用證
建物抵當權設定ノ登記
金何圓
大正何年月日
年壹割
毎月末日
金何圓

建物抵當權設定登記申請

何區裁判所(何出張所)御中

住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰

願 届 の 書 式

右登記相成度別紙金圓借用證書及何ノ誰ノ權利ニ關スル登
記濟證書相添此段申請候也

年 月 日

住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

地上權ヲ目的トスル抵當權設定ニ付登記申請

一抵當權ノ目的タル權利何郡何村何番地宅地何反何畝歩ノ
上ニ設定シタル順位第何番ノ地上權
一登記原因及其日附 大正何年月日何金圓借用證書
一登記ノ目的 抵當權設定ノ登記
一債權額 金何圓
一辨濟期 大正何年月日
一利息 年何歩
一利息ノ支拂時期 毎年何月何日
一登録税 金何圓
右登記相成度別紙金圓借用證書及何ノ誰ノ權利ニ關スル
登記濟證書相添此段申請候也

土地抵當權移轉登記申請

何市何町何番地
一宅地 何坪
一登記原因及其日附
一登記ノ目的

大正年月日契約證書
大正年月日附申請登記第何號ニヨリ
設定セラレタル順位第一番ノ土地抵
當權移轉
金何圓

右登記相成度別紙契約書及何ノ誰ノ權利ニ關スル登記濟
證書相添此段申請候也

年 月 日

住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰
住所 何ノ 誰

何區裁判所(何出張所)御中

建物抵當權變更登記申請

願書の書式

九八

有權ノ登記中所有者何ノ誰ノ住所ヲ何郡何村何番地ト變更スルコト

受贈者 何ノ誰

金何程

一登録税
右登記相成度別紙戸籍ノ抄本相添此段申請候也

建物所有權登記更正申請

何郡何村何番地

何市何町何番地
一木造瓦葺二階建
建坪何程

何區裁判所(何出張所)御中

何ノ誰

大正何年何月日附申請建物登記第何號家督相續ニヨル所有權移轉登記中家督相續人ノ氏名田代建三トアルハ田代建二ノ誤謬ニ付更正相成度此段申請候也

土地所有權一部ノ贈與ニ付登記申請

何郡何村何番地

住所

何區裁判所御中

何ノ誰

一宅地 何段何畝歩

大正何年月日附贈與證書
所有權ノ一部移轉ノ登記

一登記ノ目的

一權利移轉ノ部分五分

一持分ノ價格

金何百圓

右登記相成度別紙贈與證書及ヒ何ノ誰ノ權利ニ關スル登記
濟證相添此段申請候也

年 月 日

住所 何ノ誰
贈與者 何ノ誰
住所 何ノ誰

大正七年七月廿七日印刷
大正七年七月三十日發行

『國民の顧問』第六卷

編輯兼發行者

日本國民協會

代表者

鈴木光昭

不許
複製

印刷者

萩原勝次郎

印刷所

博文館印刷所

發行所

日本國民協會出版部

東京市小石川區大塚仲町三十番地
振替口座東京七六九〇番

會員諸君へ

■ 本會々費の御拂込を要する場合には「國民の顧問」中へ振替用紙を挿入し、其用紙の裏面へ拂込金額及び拂込期限を記入致し置き候間御一覽の上、其期限迄に必ず御拂込煩はし度御願申上候、而し若し其金額等に御不審の點有之候節は御手数ながら期限前に本會に御問合せ下され度願上候。

■ 會員諸君中、申込金の儀に就き御問合せに相成向も有之候へども、申込金は規定書にもある如く、最後の會費中へ組入るゝものに有之候間、左様御承相成度候者頗る多數之れあり、代價を問合せ來る者之れあり候へども、會員以外にして「國民の顧問」を購讀する者は一冊金五拾錢、郵税金四錢に有之候。但し全部十二卷の購讀を爲し、全部の代金を一時前金に拂込に相成候向に對して會員と同様の會費と致す可く候。尙又現に會員にして中途退會する場合には申込金は無効となり、且つ既送の分は一冊金五拾錢送料金四錢を申受く可く候間左様御承相成度候。

■ 會員の會費は豫て御通知申上候如く左の如くに候間左様御承相下され度願上候。

一ヶ月分 金四拾錢 送料四錢
四ヶ月分 金壹圓五拾五錢 送料拾六錢

一ヶ年分 金四圓五拾錢 送料四拾八錢

■ 會員諸君の會費御拂込は其都度振替用紙裏面へ金額と期限とを記入して御通知申上候へども、若し其期限までに御拂込無之節は豫て御通知申上候如く、集金郵便を差上げ申す事之れあり候間、必ずそれに御拂込下さる様御願申上候。但し集金郵便は前記拂込金額の外に料金六錢を添加するものに候間豫め御承相下され度願上候。而して集金郵便を差上げ候場合に御返却に相成候は、其度毎に金四錢を要するものに候間之れ又豫め御承相置き下され度候。集金郵便は相互に不得策に有之候間、之に依らざるも差支なき様、期限迄に必ず振替口處へ御拂込み下さる様、御手数ながら御願申上候。

■ 「國民の顧問」は御承知の如く新式のポイント活字にて印刷し、其内容は普通同紙数の書籍より遙かに豊富にて、印刷に頗る手数を要し又印刷所も非常に繁忙を極め居り候折柄とて幾分相遅れ候儀は會員諸君に於ても御賢察下さる事と存じ候。

■ 「國民の顧問」は御賢明なる會員諸君の既に御承知ある如く、非常な苦心を以て編集し、空理空説を避け實際的方面に重きを置き候もの故、御閑暇の節、又は必要を生じたる節によく御熟讀爲し下され、十分之を御利用下さる様偏に御願申上候。

日本國民協會出版部

終

